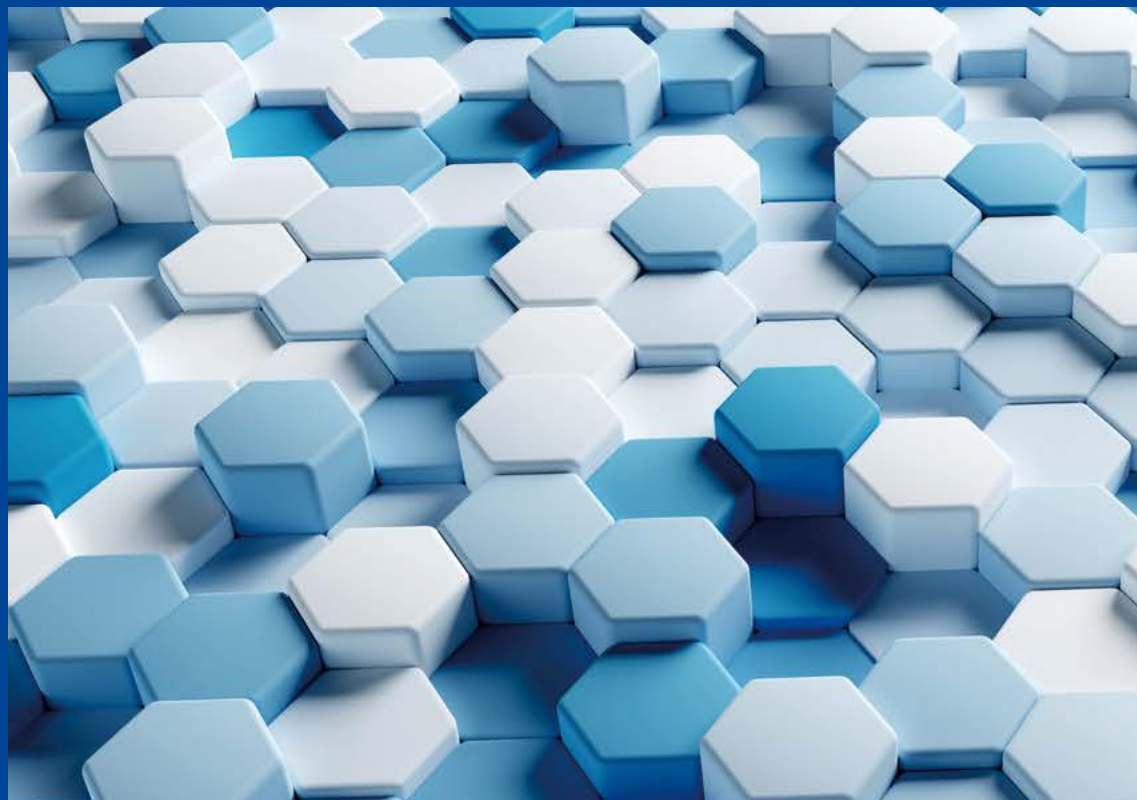




日本の 企業報告に 関する調査 2023

KPMGサステナブルバリューサービス・ジャパン



April 2024

「日本の企業報告に関する調査2023」発行によせて

本調査報告の発行にあたり、企業報告におけるThought Leaderからメッセージをいただきました。

10年目の調査によせて

— 統合報告はどのように企業価値向上に貢献できるのか

まず、はじめに、KPMGジャパンが企業報告書に関する調査を行い、レポートとして公表を始めて10冊目となる2023年版の上梓に、心からの祝辞を捧げたいと思います。10年の間に、テクノロジーは大きな革新を遂げましたが、いまだ、制度上求められる情報を除いては、多くが統一したデータフォーマットで作成されているわけではありません。定義も違えば、形式や形態も様々、かつ、統合報告書、有価証券報告書、さらにはサステナビリティ報告を包括的に確認する作業には、多くの時間を費やす必要があります。

調査する側が適切な視座のバランスを有していること、記載の背後にある企業の姿に対する健全な洞察力を備えていること、さらには、企業報告の在り方が社会的価値の実現の成果としての企業価値の実現に貢献するのだ、という強い信念がなければ、調査に携わることはできないはず。さらにいえば、プロフェッショナルとしてのインテグリティこそが、まだ、「夜明け前」であった時代から調査を継続できた原動力だったのではないのでしょうか。

様々なフレームワークやイニシアティブが乱立する「アルファベットスープ」状態からの混乱から脱却するべくIFRS財団により国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が設立されて、2年余りが経過しようとしています。同審議会は、最初の基準となるS1およびS2を公表し、2024年から適用がスタートしています。ISSBの設立は確かに大きなメルクマールではありますが。一方で、新たな「アルファベットスープ」が発生している、という指摘もなされています。さらには、「サステナビリティ」や「ESG」といった言葉の乱用が、コミュニケーションを難しくしている側面も否めません。

どれだけ素晴らしいフレームワークを利用でき、広く適用可能な報告基準が開発されたとしても、主体である企業に存在意義とその実現のための実態がなければ、報告の質も、さらには企業価値の向上も望めないことは、調査が開始された10年前から今日までの変遷を鑑みれば明らかでしょう。

日本は世界の中でもっとも多く量の情報を開示している国であるといわれています。しかし、「失われた」年が20年をこえ、30年となってしまった現実や、GDPが世界4位であるという事実があります。国際統合報告評議会発足以前からの報告書の課題の多くは、いまだ、解決していないといえるのだと思います。そこで、あらためて、統合報告書の特徴を見直し、これからの企業報告について考えてみます。

まず大前提は、「報告（Reporting）」は自主的なものである、ということです。「開示（Disclose）」は社会的な要請やルールに基づき、社会的存在としての企業が「求められて」行うものです。昨今は、コンプライ or エクスプレインの原則が多く採用されていますが、形だけのコンプライが散見している状況にあります。なぜ、報告する必要があるのか？を企業自らが考え、能動的に取り組めなければ、報告はコスト要因にしかありません。

次に、報告の根底は、リスクマネジメントであるということです。ここには、機会も含まれます。企業価値の80%以上が、インタンジブルズから形成されているという調査は良く知られています。社会や環境の大きな変化が、意思決定における情報の内容と質を大きく変えました。その構成要素の中で、急激にリスク要因となってきたものが、いわゆるE（環境）やS（社会）であることを再確認しておきたいと思います。何が価値創造にとってリスクであり機会

なのか、そして、具体的にはどのような課題なのか、さらには、中長期的にどのように変化すると「経営者が」考えて、意思決定をしているのか。企業報告に求められているのは、その過程であり、根拠であり、見通しに基づく表明なのです。

最後に、健全なコーポレートガバナンスこそが、報告書の質を左右し、結果として、報告を通じた企業価値の実現につながるということです。これは、コーポレートガバナンスの実効性に責任を有する者が、統合報告書の質にコミットしていることの表明をもとめた統合報告フレームワークに記載されていることとも通じます。

経営環境の変化は極めて速く、かつ、複雑に関連しあっています。組織内の活動はもちろん、他の企業活動や社会との関係性と結び付けていく統合的思考を備えることが、制度やルールへの対応を超え、企業価値向上につながる報告の実現につながるのだと考えます。

本報告書の内容は、企業報告の質的向上に貢献し、個人と組織、それぞれの特徴や違いを活かし、責任を果たすことで出現する持続可能な社会を目指す方々にとって、考える視座を多く提起してくれています。Never Ending Storyを、有意義な議論を続けながら、ともに、進んでいけたら、と願っています。

芝坂佳子企業報告研究所

代表 芝坂 佳子

2023年6月、有限責任 株式会社監査法人を退職。在籍中は、サステナブルバリューの実現に向けた知識経済社会における企業経営上の課題、特にビジネスレポーティングやコミュニケーションに関わる調査研究、提言等を行い、2021年7月より、サステナブルバリュー本部にてサステナブルバリュー推進部長を務めた。

はじめに

本調査は、今回で10回目を迎えました。2015年に「日本企業の統合報告書に関する調査2014」を発行して以来、日本における企業報告の進展や課題の一端を皆さまと共有し、よりよい資本市場を実現するための一助としていただけるよう、毎年継続してまいりました。お陰様で、国内外の多くの皆さまに関心を持ってご利用いただいております。10回目の報告書をお届けできることに感謝しております。

この10年で、中長期的な価値創造の実現に向けたコミュニケーションとしての企業報告は大きな進展を遂げました。従前、統合報告やサステナビリティ報告に関する枠組みや基準を策定していた個々の組織が、包括的な企業報告の実現を目指して協働し、新たな報告基準の策定が急ピッチで進められてきました。そしてついに、2023年6月、国際サステナビリティ基準審議会（以下、ISSB）からグローバルベースラインとなる最初のIFRS®サステナビリティ開示基準（以下、ISSB™基準）が公表されるに至りました。ISSB基準の制度への取込みや適用時期は各国の規制当局の判断に委ねられますが、ISSB基準は2024年1月以降に始まる事業年度から適用可能であり、グローバルで比較可能なサステナビリティ報告がまさに始まろうとしています。加えて、各法域においても、ISSB基準に固有の報告内容を積み上げた基準の策定や、その制度化の検討が進んでいます。いち早く欧州では、2023年7月に欧州委員会（EC）が欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）を採択し、2024年1月開始の事業年度から同基準の適用が始まっています。日本でも、2024年3月にサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が日本におけるサステナビリティ開示基準の公開草案を公表し、遅くとも2025年3月末までに確定基準の公表を目指しています。なお適用時期については、確定基準公表以降に終了する事業年度から適用可能だと、SSBJは暫定的に合意しており、近い将来、同基準に基づくサステナビリティ報告が開始されることが想定されています。

ISSB基準の誕生により、グローバルに比較可能なサステナビリティ情報の利用が投資家をはじめとするステークホルダーの間でますます広がり、情報の信頼性向上がより求められるようになるでしょう。すでに、第三者保証の受審の義務化や受審を義務化する議論も進んでいます。日本では、金融審議会がワーキンググループを立ち上げ、法改正を視野に入れた保証制度導入の議論を進めようとしています。また、社会や企業の持続性を実現するために考慮すべきサステナビリティ関連事項は多岐にわたるため、取締役会や経営層によるマテリアリティの認識を出発点に報告内容を検討することが肝要であり、マテリアリティの認識とそれに関連する企業行動が読み取れる報告を実践することが、ステークホルダーによる信頼を勝ち得ていくうえで根幹を成すと考えます。このように高品質な企業報告が、企業的意思決定および情報利用者との対話の質を向上させ、その結果として、社会や企業の持続的な発展につながる好循環が生まれることが期待されます。私たちKPMGは、その一助となるべく、自らのパーパスである「社会に信頼を、変革に力を」を実践していきます。本報告書が、企業報告に携わる皆さまの取組みのご参考になれば幸いです。



有限責任 あずさ監査法人
専務理事／サステナブルバリュー統轄
KPMGサステナブルバリューサービス・ジャパン
統轄パートナー

田中 弘隆

Contents

- 2 「日本の企業報告に関する調査2023」発行によせて
- 3 はじめに
- 5 図表一覧
- 6 調査の概要
- 8 **Key recommendations—KPMGの提言**

コア調査

- 11 **マテリアリティ**
- 26 **報告の高度化に向けた取組み**
- 26 サステナビリティ情報の報告時期
- 28 サステナビリティ情報の信頼性
- 30 英文開示

トピック調査

- 38 **気候変動関連情報**
- 47 **人的資本・多様性**
- 54 **サステナビリティトピック**

統合報告書の基礎調査

- 62 **発行企業の概要**
- 66 **統合報告書の概要**
- 67 日経225構成企業一覧
- 68 国内自己表明型統合レポート発行企業等リスト
- 74 用語集
- 75 おわりに
- 76 調査メンバー／KPMGサステナブルバリューサービス・ジャパン紹介

Column

- 10 01 包括的な企業報告の実現を目指すIASBとISSBの共同プロジェクト
- 24 02 コーポレートガバナンスの高度化への道筋
— CG Watch 2023レポートからの示唆
- 25 03 欧州企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に関する
ダブルマテリアリティの考え方
- 33 04 IFRSサステナビリティ開示基準に関する動向
- 34 05 欧州におけるサステナビリティ情報開示の動向
- 35 06 米国におけるサステナビリティ情報開示の動向
- 36 07 日本におけるサステナビリティ情報開示の動向
- 37 08 サステナビリティ情報の保証制度化動向
- 46 09 COP28が問いかける気候変動対策の質と速度
- 53 10 社会課題としての「不平等」
- 61 11 TNFDフレームワークv1.0の公表

本稿の内容は、2024年1月31日時点の国内外の公表情報に基づくものです。
それ以降に当局や企業報告に関連する諸団体から公表された内容については、各団体のホームページ等でご確認ください。

図表一覧

■ マテリアリティ

- 11 図1-1 マテリアリティの記載
- 13 図1-2 マテリアルだと判断された事象
- 14 図1-3 マテリアリティ評価の前提となる将来の経営環境の見通しの説明
- 15 図1-4 マテリアルだと判断された内容に関連する重大なリスクと機会の説明
- 15 図1-5 重大なリスクと機会の影響が定量化されているか
- 16 図1-6 マテリアルだと判断された内容に関連する戦略および資金配分計画の説明
- 17 図1-7 マテリアルだと判断された内容と関連性のある指標（目標）
- 17 図1-8 マテリアルだと判断された内容と関連性のある指標（実績）
- 18 図1-9 マテリアリティ評価における取締役の関与の説明
- 19 図1-10 ステークホルダーエンゲージメントの結果をマテリアリティ評価に反映しているか
- 20 図1-11 マテリアルだと判断された内容に対応する戦略や取組みを監督する取締役会が保有すべきスキルや経験の説明
- 21 図1-12 マテリアルだと判断された内容に関連する重大なリスクや機会の監督について責任を担う機関または個人が特定されているか
- 22 図1-13 マテリアルだと判断された内容やそれに基づく戦略等と関連付けられた役員報酬が設計されているか

■ 報告の高度化に向けた取組み

- 27 図2-1 統合報告書・サステナビリティ報告書の発行時期
- 28 図2-2 第三者保証を受けている割合（第三者保証報告書の掲載割合）

- 29 図2-3 サステナビリティ情報関連の内部統制の有無
- 30 図2-4 英語版報告書を発行している企業（2024年1月末時点）
- 31 図2-5 英語版報告書の発行時期（日本語版発行日との比較）
- 32 図2-6 有価証券報告書の英語版の発行時期（株主総会開催日との比較）

■ 気候変動関連情報

- 38 図3-1 GHG排出量（Scope1、2）の当期実績が開示されているか
- 40 図3-2 GHG排出量（Scope3）の当期実績が開示されているか
- 41 図3-3 GHG排出量（Scope3）カテゴリ別当期実績の開示状況
- 41 表1 GHG総排出量（Scope1+2+3）のうち各スコープが占める割合
- 42 図3-4 GHG排出量（Scope1）のバウンダリー
- 43 図3-5 GHG排出量（Scope2）のバウンダリー
- 44 図3-6 GHG排出量（Scope3）のバウンダリー
- 45 図3-7 TCFD産業横断的気候関連指標カテゴリの開示状況

■ 人的資本・多様性

- 48 図4-1 人的資本に関する方針の記載
- 49 図4-2 取締役・経営層レベルの密な議論に基づいた明瞭かつロジカルな説明
- 50 図4-3 自社が直面する重要なリスクと機会、長期的な業績や競争力と関連付けた説明
- 51 図4-4 比較可能性のある指標の記載
- 52 図4-5 独自性のある指標の記載

■ サステナビリティピック

- 54 図5-1 水使用量の記載状況
- 54 図5-2 水使用量の業種別記載状況
- 55 図5-3 水資源に関する報告の内容
- 56 図5-4 人権方針・コミットメントの記載状況
- 56 図5-5 人権方針・コミットメントの業種別記載状況
- 57 図5-6 人権に関する報告内容
- 58 図5-7 サプライヤー行動規範の記載状況
- 58 図5-8 サプライヤー行動規範の業種別記載状況
- 59 図5-9 サプライヤー評価に関する報告内容
- 60 図5-10 自然資本・生物多様性に関する目標と実績の記載状況

■ 統合報告書の基礎調査

- 62 図6-1 国内自己表明型統合レポート発行企業等数の推移
- 62 図6-2 発行企業の上場市場
- 63 図6-3 東証プライム上場の発行企業における売上規模
- 63 図6-4 東証プライム上場企業の時価総額と企業数における発行企業の割合
- 64 図6-5 東証プライム上場企業の業種別発行企業数と業種内発行割合
- 65 図6-6 発行企業のインデックス属性
- 66 図6-7 統合報告書のページ数



調査の概要

調査の背景と目的

KPMGサステナブルバリュースervice・ジャパンは、2012年にその前身組織である統合報告アドバイザーグループを組成して以来、企業の自発的な取組みである統合報告書の発行を、企業と投資家との対話促進を通じて価値向上に貢献する取組みと捉え、さまざまな調査研究を行う一環として、2014年より日本企業の統合報告書に関する動向を継続して調査してきました。

2019年からは、同年に行われた企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正や、金融庁による「記述情報の開示に関する原則」の公表などを契機とした有価証券報告書の情報開示の拡充を受け、統合報告書の継続的な調査・分析に加え、有価証券報告書の記述情報についても調査を実施してきました。

さらに、2021年からは、IFRS財団による国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立などを契機としたサステナビリティ報告基準の収斂に向けた動向を踏まえ、企業報告を広く捉えたうえで、その成果や課題の一端を明らかにすることで日本企業の競争力向上に向けた一助となることを目指し、サステナビリティ報告書や企業ウェブサイト上のサステナビリティに関連するページ（これらを総称して以下、サステナビリティ報告）も調査の対象に加えています。

なお、調査結果の割合（％）は、原則として小数点以下第一位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100になりません。

調査対象

日経平均株価[※]（以下、日経225）の構成銘柄となっている企業225社（[P67参照](#)）を対象として、調査・分析を行いました。

なお、統合報告書の基礎調査（[P62～66](#)）については、過去9年間の統合報告書を対象とした調査との継続性を鑑み、これまでどおり、[企業価値レポート・ラボ](#)のご協力をいただき、「[国内自己表明型統合レポート発行企業等リスト2023年版](#)」で公表されている企業（全1,017組織、[P68～73参照](#)）の報告書を対象としています。

※日経平均株価（日経225）は株式会社日本経済新聞社の登録商標または商標です。

調査方法

調査項目は次ページの基準、報告書などを参考に、企業報告に期待される内容や、その主たる読み手である投資家にとっての有意性などを鑑みて選定しています。

調査は、調査メンバー全員で判断基準を定めたのち、企業ごとに1人の担当者が統合報告書、有価証券報告書、サステナビリティ報告のすべてを通読し、確認する方法で行いました。



参考にした主な基準や報告書など

- [国際統合報告フレームワーク](#) 国際統合報告評議会（IIRC）2021年改訂
- [記述情報の開示に関する原則](#) 金融庁 2019年
- [投資家と企業の対話ガイドライン](#) 金融庁 2021年改訂
- [コーポレートガバナンス・コード](#) 東京証券取引所 2021年改訂
- [スチュワードシップ・コード](#) 金融庁 2020年改訂
- [価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス2.0](#) 経済産業省 2022年改訂
- [ディスクロージャーワーキング・グループ報告](#) 金融審議会 2022年
- [企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等](#) 金融庁 2023年
- [非財務情報可視化研究会「人的資本可視化指針」](#) 内閣官房 2022年
- [IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information](#) 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）2023年
- [IFRS S2 Climate-related Disclosures](#) ISSB 2023年
- [TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言（最終報告書）](#) TCFD 2017年
- [TCFD 付属書「気候関連財務情報開示タスクフォースの提言の実施」](#) TCFD 2021年
- [TCFD 指標、目標、移行計画に関するガイダンス](#) TCFD 2021年



Key recommendations

KPMGの提言

マテリアリティの認識と、それらに対応する企業価値向上につながる 企業行動に関する情報を伝える

今回の調査を通じて、多くの企業が自社のマテリアリティの認識を示すようになってきているほか、報告書における情報も充実してきている状況が明らかになりました。また、報告内容の信頼性を向上させる観点から、特定の指標を対象として第三者保証を受ける企業も増加傾向にあります。このように、本調査から、報告内容の量と質の両面での進展が明らかとなった一方で、報告されたマテリアリティとそれに対応する企業の価値向上につながる企業行動との関係性が十分に読み取ることができないという課題もみられました。こうした点を踏まえ、私たちは、取締役会や経営層がマテリアルだと認識した課題について深度ある議論に基づき経営の意思決定が行われ、現場レベルでの取組みが実践され、企業価値向上という成果に結実するまでのストーリーを、つながりを意識して伝えることが重要だと考えています。自社のパーパスに基づき、どのような価値を提供して価値向上につなげるのか、そのためにどのような行動が必要と考えているかを示すことは、ステークホルダーとの対話に資する報告の起点となります。また、そのような報告の実践のためには、自社のマテリアリティ認識に基づく意思決定に資する質の高いデータを収集する仕組みを整備・運用することも不可欠となるでしょう。

そのような報告の実現に向け、調査結果に基づき、私たちは次の3点を提言します。



01

報告対象とした事項について マテリアルだと判断した論拠を明確にし、 関連性のある内容を示す

マテリアルだと判断した内容が経営上重視すべき事項として相応しいということを伝えるためには、その論拠を明確にし、背景や判断プロセスを丁寧に説明することが大切です。具体的には、マテリアリティ評価の前提とした将来環境の見通しや、その見通しのなかで想定されるリスクと機会、そのリスクと機会が企業行動に及ぼす影響を示し、それらについて、取締役会や経営層が主体的に議論している実態を示すことが望まれます。

02

コーポレートガバナンスのあり方が 理解できる情報を伝える

取締役会には、持続的な価値創造に向けた組織の大きな方向性を定め、時に軌道修正しながら経営に関する戦略的な道筋を示しつつ、経営を監視する役割が期待されています。このため、取締役会が、自社のマテリアリティについて十分に認識を共有し、経営の監視責任を果たすために必要な体制や知見を具備しているかを示すことが肝要です。また、取締役会や経営者が経営上の判断や監視の基礎となる信頼性の高い情報やデータを収集する仕組みを構築しているかどうか、今後は大切な要素になるでしょう。

03

制度が求める情報を単に開示するだけで なく、企業価値に関するインサイトを 伝える報告を目指す

制度により求める項目や指標の開示は、企業がアカウンタビリティを果たすために最低限必要とされるものです。社会からの期待に応え、自社のパーパスに基づき、どのような価値を提供して自社の価値向上につなげていくのかを伝えるには、制度開示の要求を充足するだけでなく、経営者の視点で、将来の企業価値に影響し得る内容について、その背景や現状分析に基づく今後の見通しなどのインサイトを主体的に伝え、情報利用者と主体的に対話する姿勢が求められます。



Column

01

包括的な企業報告の実現を目指すIASBとISSBの共同プロジェクト

IFRS財団に属する国際会計基準審議会（以下、IASB）と国際サステナビリティ基準審議会（以下、ISSB）は包括的な企業報告の枠組みをともに開発することを目指し、両者がどのように協働していけるかについて検討しています。

IASBは、企業報告を取り巻く環境の変化を踏まえ、2010年に公表したIFRS実務記述書第1号「経営者による説明（Management Commentary）」を拡充するため、2017年に**マネジメントコメントリー・プロジェクト**を立ち上げ、同実務記述書の改訂に着手しています。その後、IASBが2021年に公表した公開草案に対して、多くの回答者から同プロジェクトへの支持が表明された一方、IASBとISSBの協働を求める声が寄せられました。他方、ISSBは、2024年からの2年間における作業計画で優先すべき事項について、2023年5月から9月にかけて**意見募集**を行い、「報告における統合プロジェクト」を今後のプロジェクト候補案として示しました。同プロジェクトは、IASBによるマネジメントコメントリー・プロジェクトとの関連が深いため、2024年1月にIASBとISSBで合同会議を開催し、これらのプロジェクトの進め方について審議が行われています。

これまで、これらのプロジェクトにあたって基礎となるマネジメントコメントリー公開草案と統合報告フレームワークの類似点と相違点を比較分析した結果が、**IFRS 諮問会議**と**Integrated Reporting and Connectivity Council**に報告されています。同分析では、統合報告フレームワークが求める内容要素のうち、「ガバナンス」と「作成と表示の基礎」に相当する要求事項がマネジメントコメントリー公開草案にはないこと等を除いて、両者の目的、原則、内容要素に大きな違いはないとされています。

このように、IASBとISSBは、両者が協働して包括的な企業報告フレームワークを開発するほか、両者が要求する報告内容の結合性に関し企業をサポートするガイダンスを提供することを目指しています。今後、両者の協働が包括的な企業報告の実現を促し、投資家等情報利用者と企業の対話を通じて生まれる価値創造の好循環に資することが期待されます。

伊藤 友希

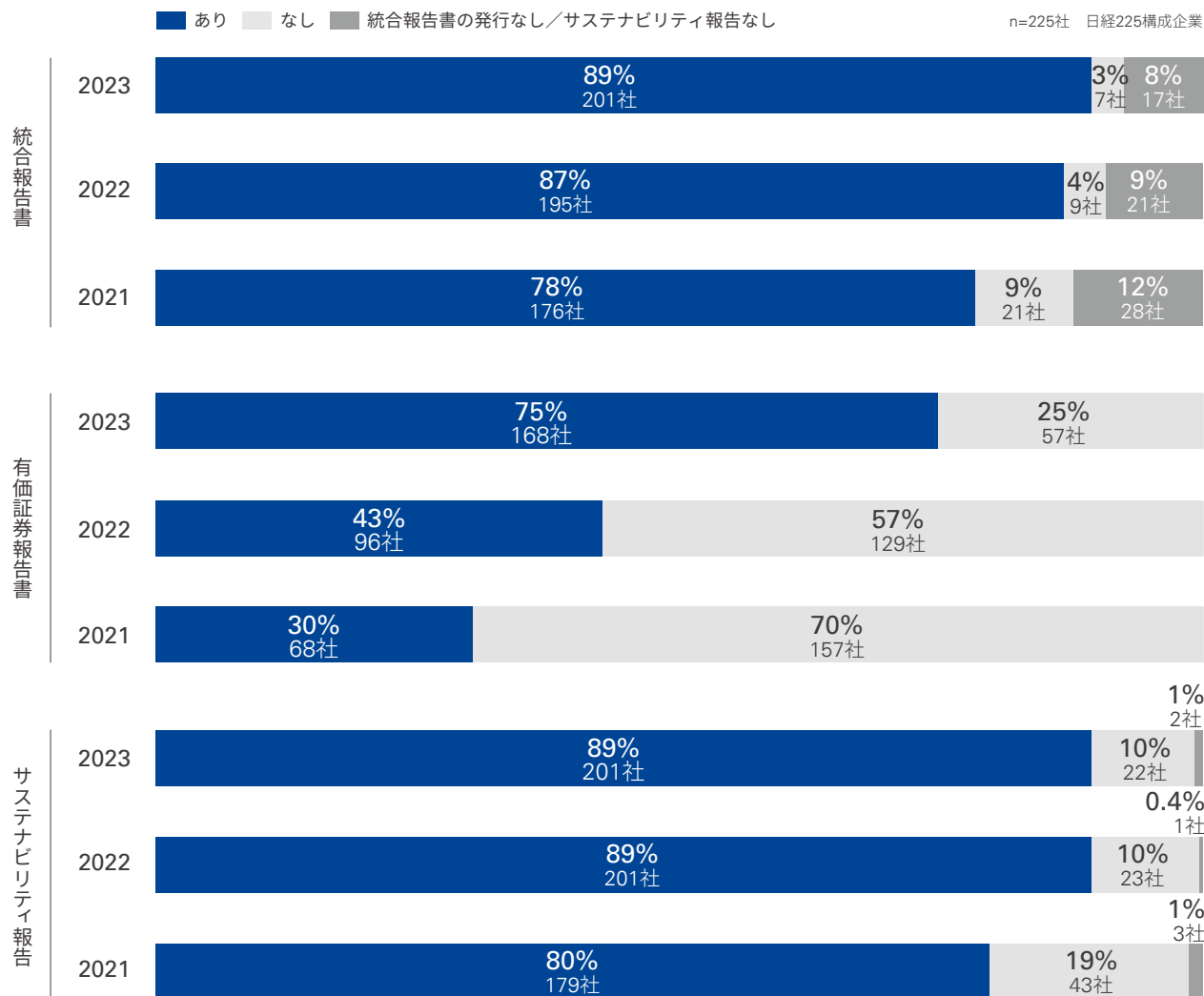
マテリアリティ

マテリアリティに関する説明は、 統合報告書やサステナビリティ報告で89%、 有価証券報告書でも75%の企業が実施

マテリアリティについて記載する企業は増加し、2023年は、統合報告書とサステナビリティ報告でいずれも89%、有価証券報告書でも75%となりました（図1-1）。

2023年は、国際サステナビリティ基準審議会（以下、ISSB）による「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的
要求事項（以下、IFRS S1号）」および「気候関連開示（以下、
IFRS S2号）」の最終化や、それに基づくサステナビリティ
基準委員会（以下、SSBJ）による日本におけるサステナ
ビリティ開示基準の検討開始、EUのサステナビリティ報告
指令（以下、CSRD）に基づく欧州サステナビリティ報告基準
（以下、ESRS）の採択など、サステナビリティ報告に関する
制度化を前提とした動向が進展し、マテリアリティに関する
説明が報告書に不可欠な要素であるとの認識がさらに高まった
と考えられます。企業報告の制度に関する動向のなかでも、有価
証券報告書における「サステナビリティに関する考え方及び
取組」の記載欄の新設は、有価証券報告書におけるマテリア
リティの記載の増加を後押ししたと言えます。

図1-1 マテリアリティの記載



出典：「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン



前年に続き、多くの企業が気候変動と 人的資本をマテリアルと認識

続いて、企業が何をマテリアルと記載していたかを調査しました。本調査では、[2022年7月のISSBのボード会議におけるアジェンダ文書](#)で、今後の基準開発でISSBが検討すべき項目として挙げていた8つのテーマに、コンプライアンス、ガバナンス、イノベーション、デジタル・DXの4つを加えた12のテーマに該当する項目について、企業がマテリアルだと記載した内容に含まれているかどうかを確認しました。結果は、前年に引き続き「気候変動」と「人的資本の維持・活用」に関する内容が多いことがわかりました（図1-2）。これは、2023年の「[企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令](#)」により、これらのテーマに関する取組みの記載が求められた影響によるものと考えられます。

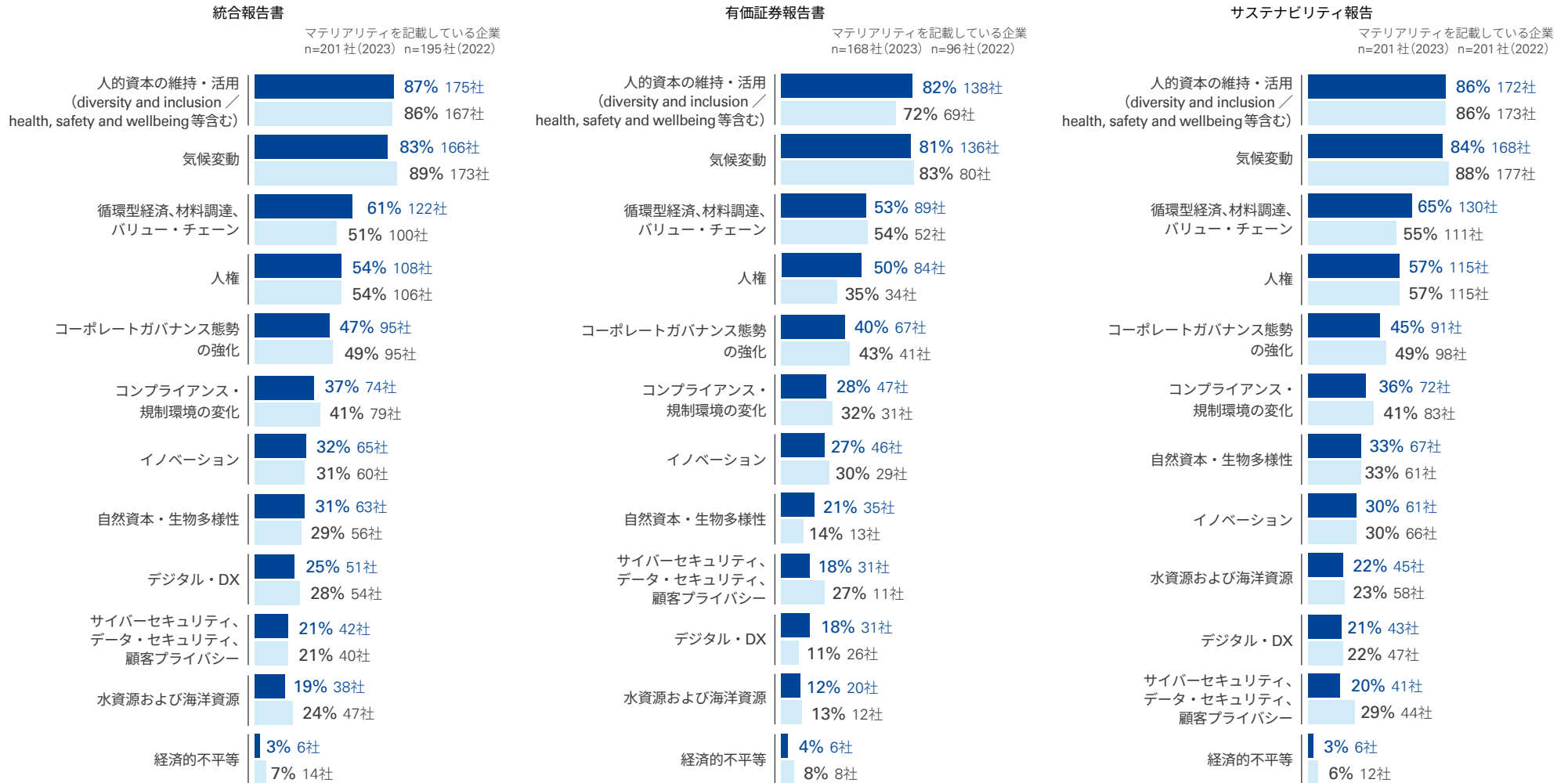
マテリアリティを個別テーマとしてではなく、全体的な視点で捉える傾向も

気候変動、人的資本以外の多くの項目についても、おおむね20-50%の企業がマテリアルだと認識している状況（図1-2）は前年からの傾向であり、依然として1社当たりのマテリアルな項目の数が多い状況です。しかし、前年と比較した結果、記載の割合が減少した項目も多くみられました。これは、何がマテリアルかを見直した企業が、その結果を示すにあたり、本調査の選択肢にあるような個別のテーマを明確に含む名称を使用しなかったことなどが、その理由として挙げられます。例えば、気候変動と生物多様性を、それぞれ個別のテーマではなく、地球環境のサステナビリティという大きなテーマのもとに相互に関連する要素として捉えたうえで、リスクや機会を分析している例などがありました。テーマの名称のみからでは、具体的にどのような要素をマテリアルだと認識しているのか直接的には理解しにくくなってはいるものの、事業における取組みやリスクと機会との関連性について企業の認識が理解しやすい印象を受けるものもありました。



図1-2 マテリアルだと判断された事象

2023 2022



出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

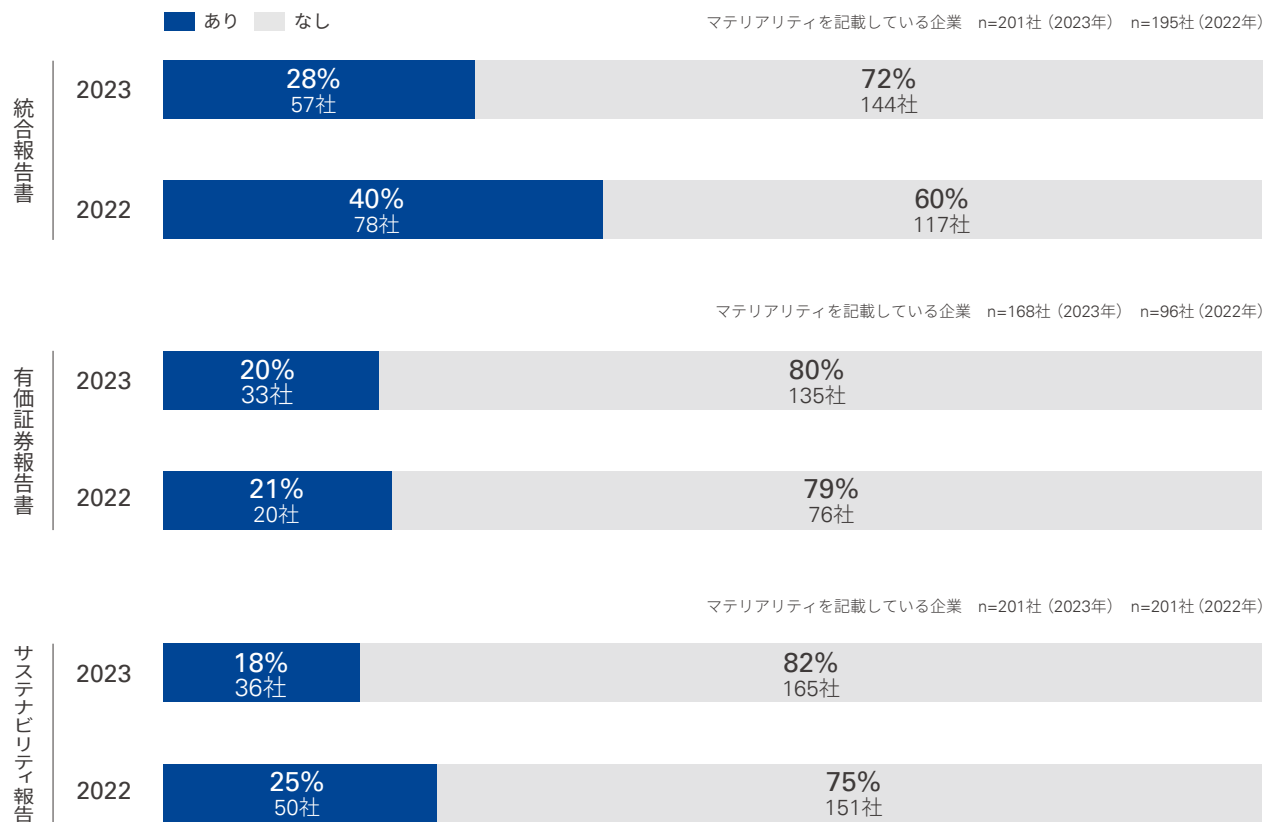


マテリアルな内容に関連するリスクや機会の記載は増加するも、前提となる経営環境の見通しの説明は減少

企業に大きく影響する事象は、市場やサプライチェーンが国や地域を越えてグローバルとなっているいま、多くの企業が共通の課題を認識しており、各企業がマテリアルだと判断した内容の多くに共通点が見られるのも当然と言えます。しかし、企業が置かれた固有の状況や、将来の事業環境の見通しによって、いつ、どのような影響が及ぶかの想定は異なるはずです。また、マテリアリティ評価の前提となる経営環境の見通しだけでなく、評価結果から導いたリスク認識やアクションプランの説明は、将来に向けた価値創造についての企業の認識を理解するために有用な情報となります。

調査の結果、マテリアリティ評価の前提となる経営環境の見通しを説明していた割合は、いずれの報告媒体でも減少し、最も高い統合報告書でも28%でした(図1-3)。気候関連財務情報開示タスクフォース(以下、TCFD)の提言、IFRSサステナビリティ開示基準(IFRSサステナビリティ)、有価証券報告書における「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄のいずれも、「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」、「指標と目標」の4つの柱に基づく開示の枠組みを採用しています。そのことから、個々のマテリアルな事象による影響分析の前提を「戦略」の説明の一部として記載し、マテリアリティ評価における経営環境の見通しは省略した企業があったことなどが、記載の減少理由として挙げられます。しかし、個々の事象による影響分析の前提であるシナリオとは異なり、何がマテリアルかを評価する際の前提である経営環境の見通しは、経営に責任を持つトップマネジメントや取締役会が、経営の舵取りにあたり、自社固有の状況や将来の事業環境をどう見通しているかを包括的に示す意義があると考えます。

図1-3 マテリアリティ評価の前提となる将来の経営環境の見通しの説明



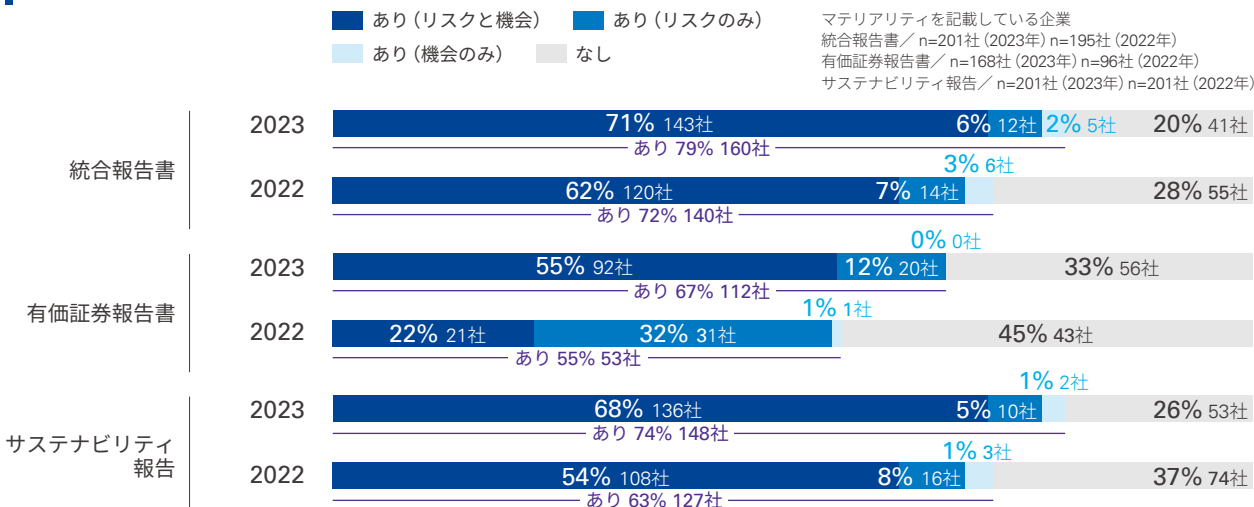
出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

マテリアルな内容に関連するリスクや機会の記載は増加するも、想定インパクトの定量化は微増にとどまる

マテリアリティ評価の前提となる経営環境の説明が減った一方で、マテリアルだと判断された内容に関連する重大なリスクや機会の説明は増加し、特に有価証券報告書では12%増となりました（図1-4）。マテリアルな事象をリスクだけではなく、機会の側面からも説明している報告書も増加し、有価証券報告書においてはそれが顕著にみられました。将来の企業経営に影響し得る要素を踏まえ、リスク回避だけでなく機会をいかに見いだしてビジネスを変革する意思があるのかを理解してもらうために、機会の認識を示す意義は大きいと言えます。

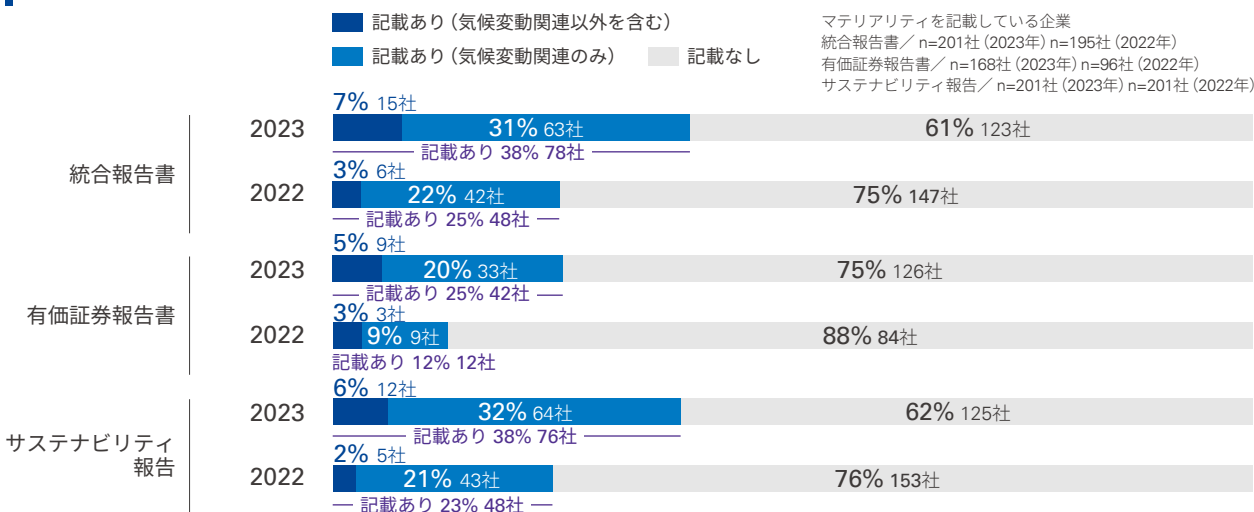
しかし、マテリアルだと判断した内容に関するリスクや機会の影響を定量化して示しているかを確認した結果は、前年から増加はみられるものの、記載の割合はいずれの媒体も4割に満たない状況でした。定量化されている場合でも、そのほとんどがTCFD提言に基づく気候関連リスクの影響額にとどまっている状況です（図1-5）。影響額の算出は、開示が要請されているからではなく、企業が自らの将来に影響すると見込まれるために実施されるものです。したがって、マテリアルな事象に関するリスクや機会の影響に関する説明は、今後、より進むものと期待されます。

図1-4 マテリアルだと判断された内容に関連する重大なリスクと機会の説明



出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

図1-5 重大なリスクと機会の影響が定量化されているか



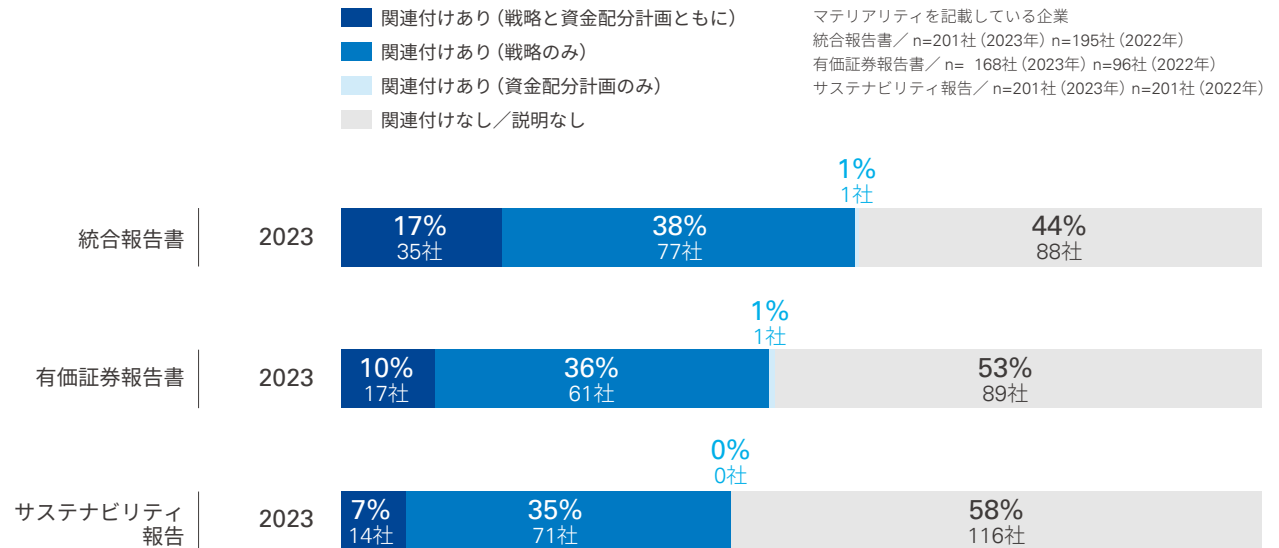
出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン



マテリアルだと判断された内容に関して、 戦略から資金配分計画までの一貫性を 持った説明は少ない

マテリアルだと判断された内容と戦略の関連性についても確認しました。今回の調査では、戦略だけでなく、戦略に基づく資金の配分計画や方針についても、関連性をもって説明されているかを調査しました。その結果、戦略および資金配分計画まで、関連性をもって説明している割合は、最も高い統合報告書でも2割弱でした（図1-6）。リスクや機会の認識、そしてそれらの認識に基づき策定した戦略の説明は、必要な資金計画の裏付けを伴ってこそ、情報利用者の信頼感の醸成に資するものになると考えます。

図1-6 マテリアルだと判断された内容に関連する戦略および資金配分計画の説明



出典：「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

マテリアルな内容について、目標を設定し、指標を用いて実績を示す企業は増加

マテリアルだと判断された内容について、目標を設定し、その進捗を測るために指標を用いて実績を示しているかについても確認しました。目標・実績ともに、約9割の統合報告書やサステナビリティ報告で記載があり、前年は半数以下にとどまっていた有価証券報告書でも、89%が目標を、70%が実績を示していました（図1-7、1-8）。気候リスクに関連する温室効果ガス（GHG）の排出量削減の目標や実績だけでなく、循環経済への変革に関連する指標、ダイバーシティや女性活躍推進に関する指標など、その他のマテリアルな内容に関連する目標や実績について指標を用いて示す割合が高い傾向が継続しています。マテリアリティの認識を企業の戦略に反映させ、目標設定をしたうえで、着実に企業価値の向上につなげたいと考える企業の意識変革が、引き続き進んでいると考えられます。

図1-7 マテリアルだと判断された内容と関連性のある指標（目標）

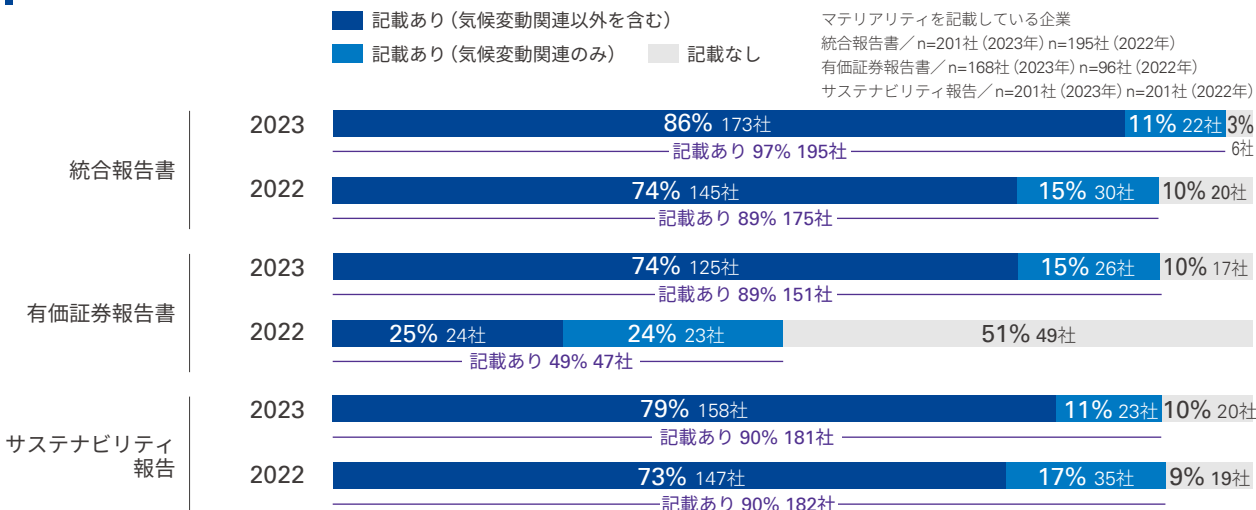
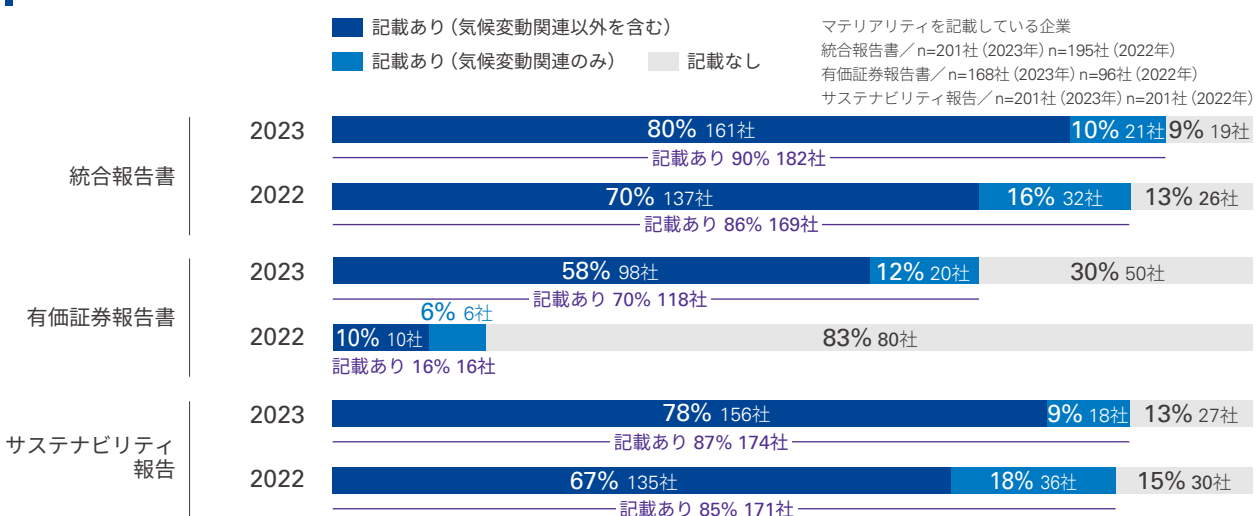


図1-8 マテリアルだと判断された内容と関連性のある指標（実績）

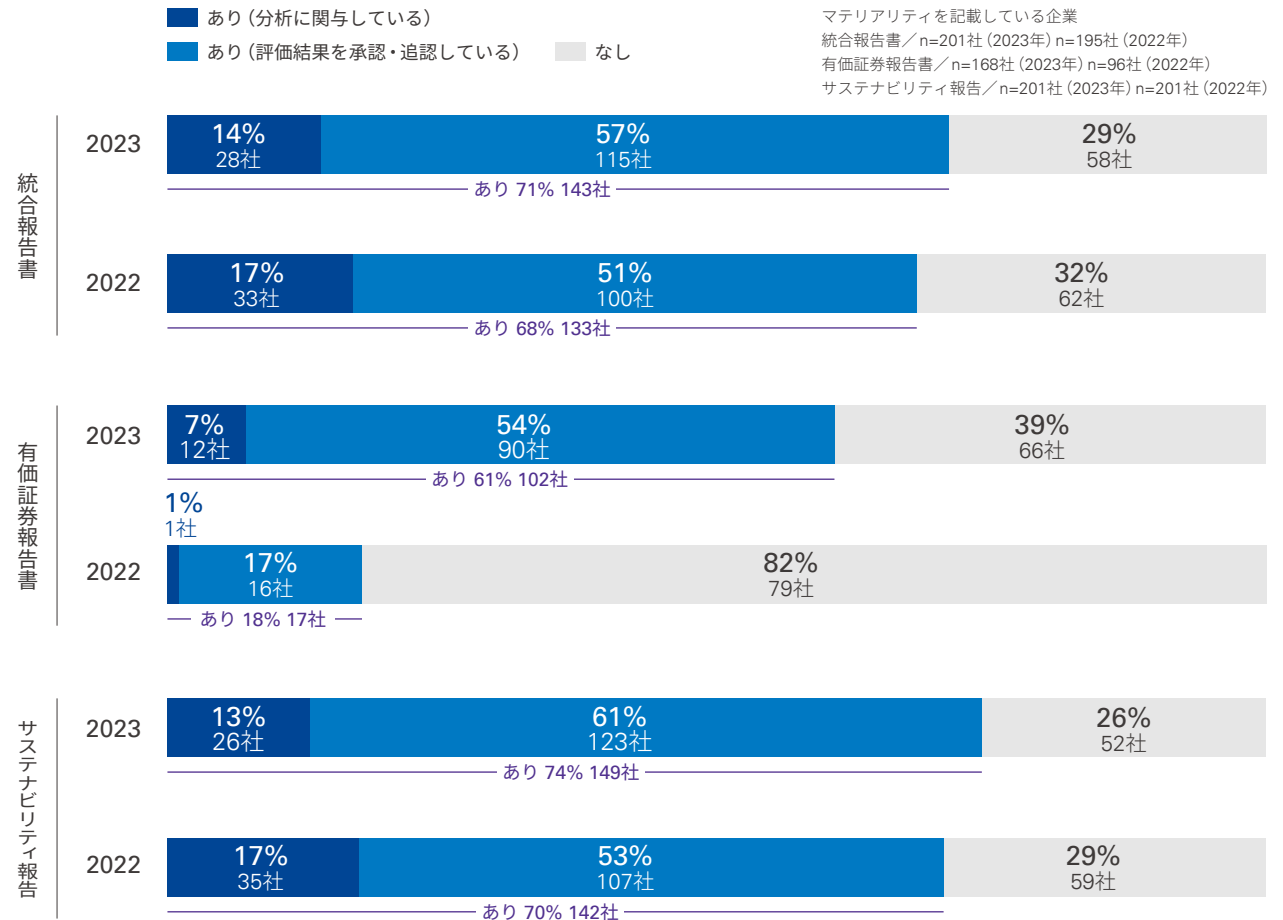




マテリアリティ評価における取締役会の 関与の説明は不十分

マテリアリティ評価のプロセスに関する説明の状況についても調査を行いました。まずは、企業の中長期的な戦略の方向性を定め、それに沿った経営の執行を監督する役割を担う取締役が、マテリアリティ評価の議論にどう関与しているかの記載を確認しました。マテリアリティ評価プロセスにおける取締役の関与に言及する報告書は増加しているものの、従来から一定数の記載があった統合報告書やサステナビリティ報告において、取締役がその分析にも関与している旨の記載は減少し、いずれの媒体でも、記載があったうちの半数以上は、取締役会の関与は最終承認である旨の説明のみとなっていました（図1-9）。取締役会が最終承認を行うのは当然の流れではあるものの、その過程でどれだけの議論があったのかまでは読み取れない状況です。マテリアリティ評価の結果を、取締役会が十分に認識していることを何らかの形で示すことが大切であり、そのためにはマテリアリティ評価プロセスの説明のほか、経営者や取締役のメッセージ、取締役会の活動報告などを通じて、その旨を示すことも有効であると考えます。

図1-9 マテリアリティ評価における取締役の関与の説明

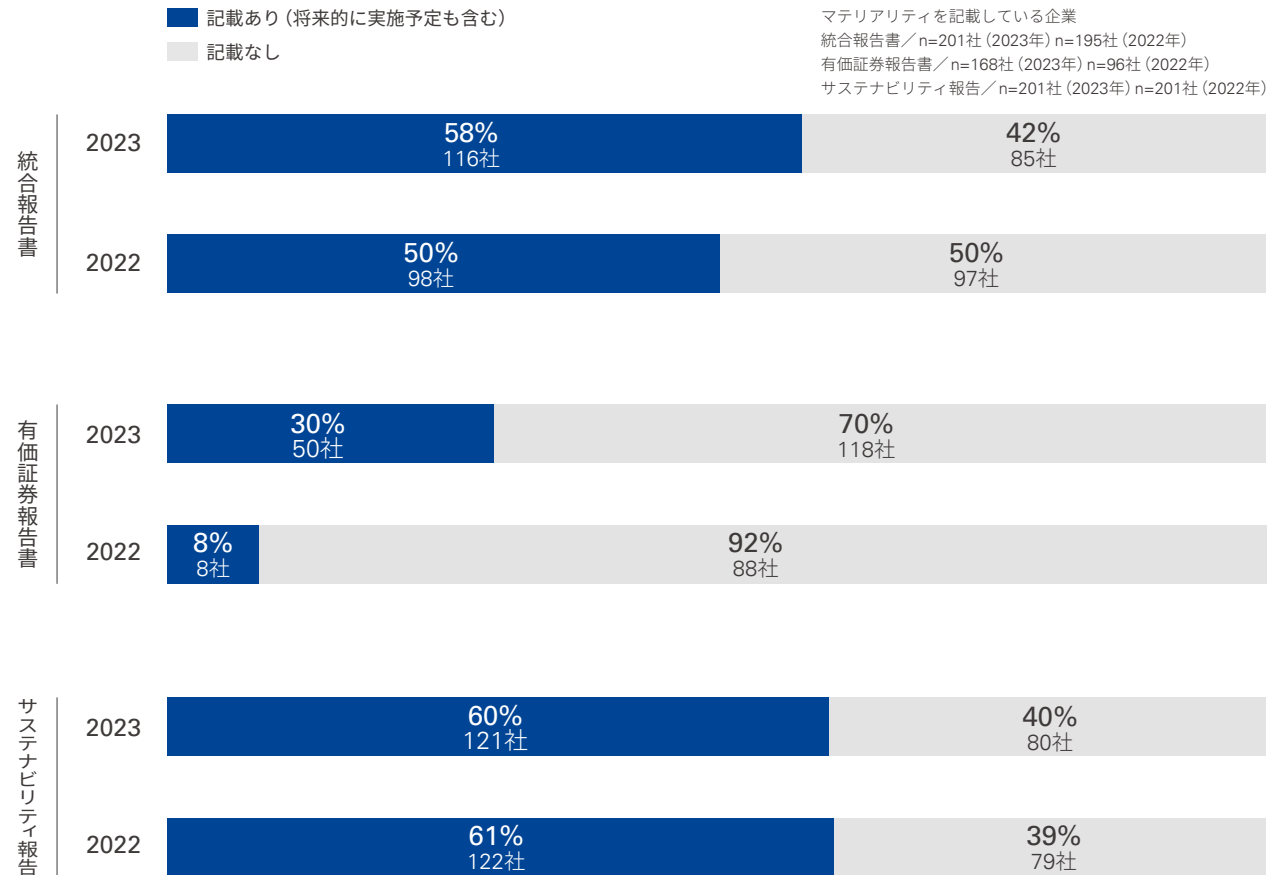


出典：「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

マテリアリティ評価プロセスの説明を通じて、ステークホルダーの懸念や関心を反映したマテリアリティの認識を示す報告書は少数

また、ステークホルダーの懸念や関心に関する理解を踏まえたマテリアリティ評価は、企業におけるマテリアリティ評価の精度を高めるために不可欠であり、利用者が企業に影響し得る要素を理解するためにも有用な情報と言えます。調査の結果から、ステークホルダーエンゲージメントの結果を反映している旨の説明がみられたのは、割合の高い統合報告書とサステナビリティ報告でそれぞれ58%と60%でした(図1-10)。ステークホルダーエンゲージメントの結果として、どのステークホルダーのどのような意見を反映しているかまで示す例はほとんどなく、マテリアリティ評価の過程でステークホルダーエンゲージメントの結果を反映した旨を記載するにとどまる報告書が主となってました。

図1-10 ステークホルダーエンゲージメントの結果をマテリアリティ評価に反映しているか



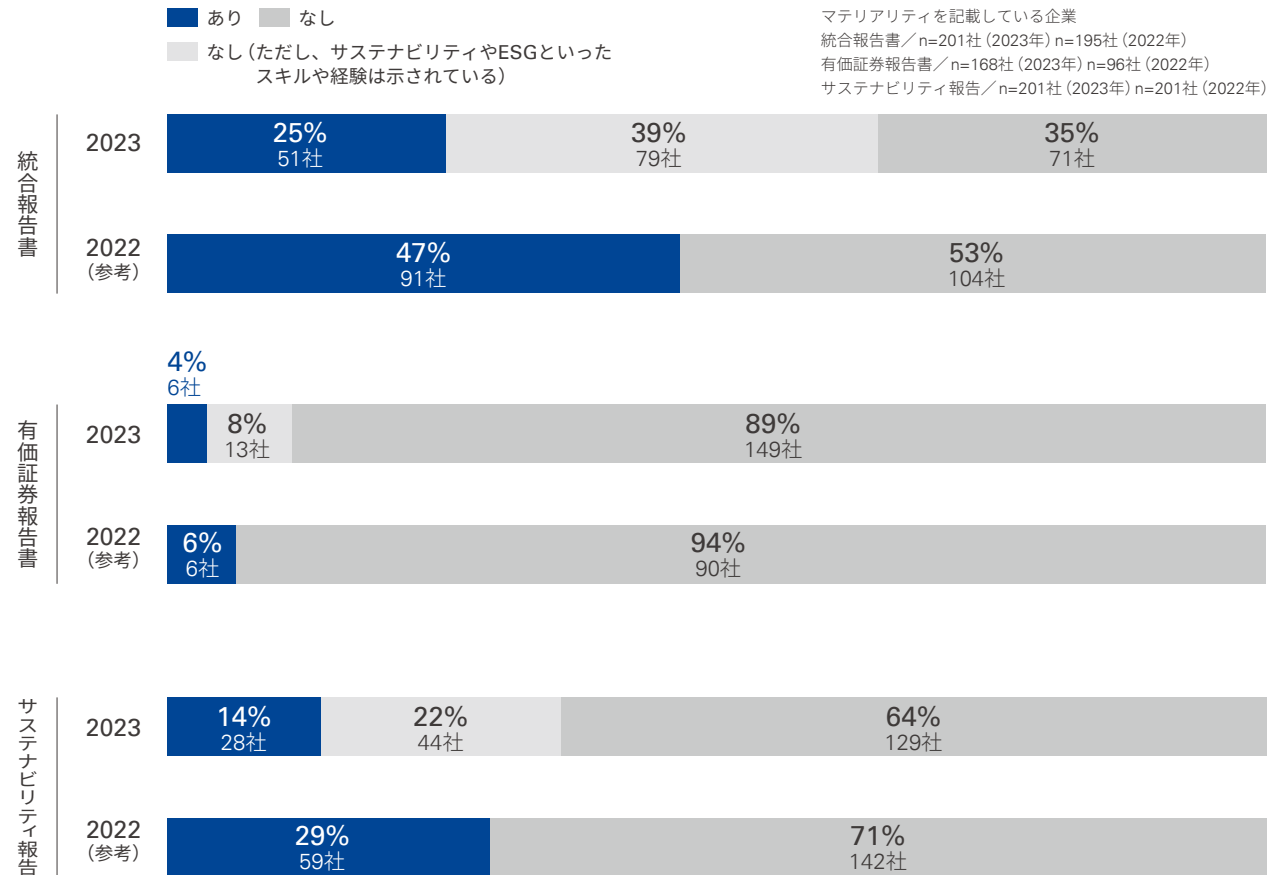
出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

関連する取締役のスキル、監督機関、報酬設計などのガバナンス体制への反映に関する説明は不十分

マテリアリティに関連する調査の最後に、前年同様、マテリアリティ評価の結果を受けて推進する経営の下支えとなるガバナンスの設計に関する説明について調査しました。

まずは、マテリアルだと判断された内容に関連する適切なスキルや経験を取締役が有している旨の説明があるかを確認しました。今回の調査では、マテリアルだと判断された内容との関連性が明確なスキルや経験の記載と、サステナビリティやESGといった幅広い表現にとどまる記載を区別した結果、関連性の説明があると判断できた報告書は、最も多かった統合報告書でも25%、最も少なかった有価証券報告書では4%にとどまりました(図1-11)。

図1-11 マテリアルだと判断された内容に対応する戦略や取組みを監督する取締役会が保有すべきスキルや経験の説明



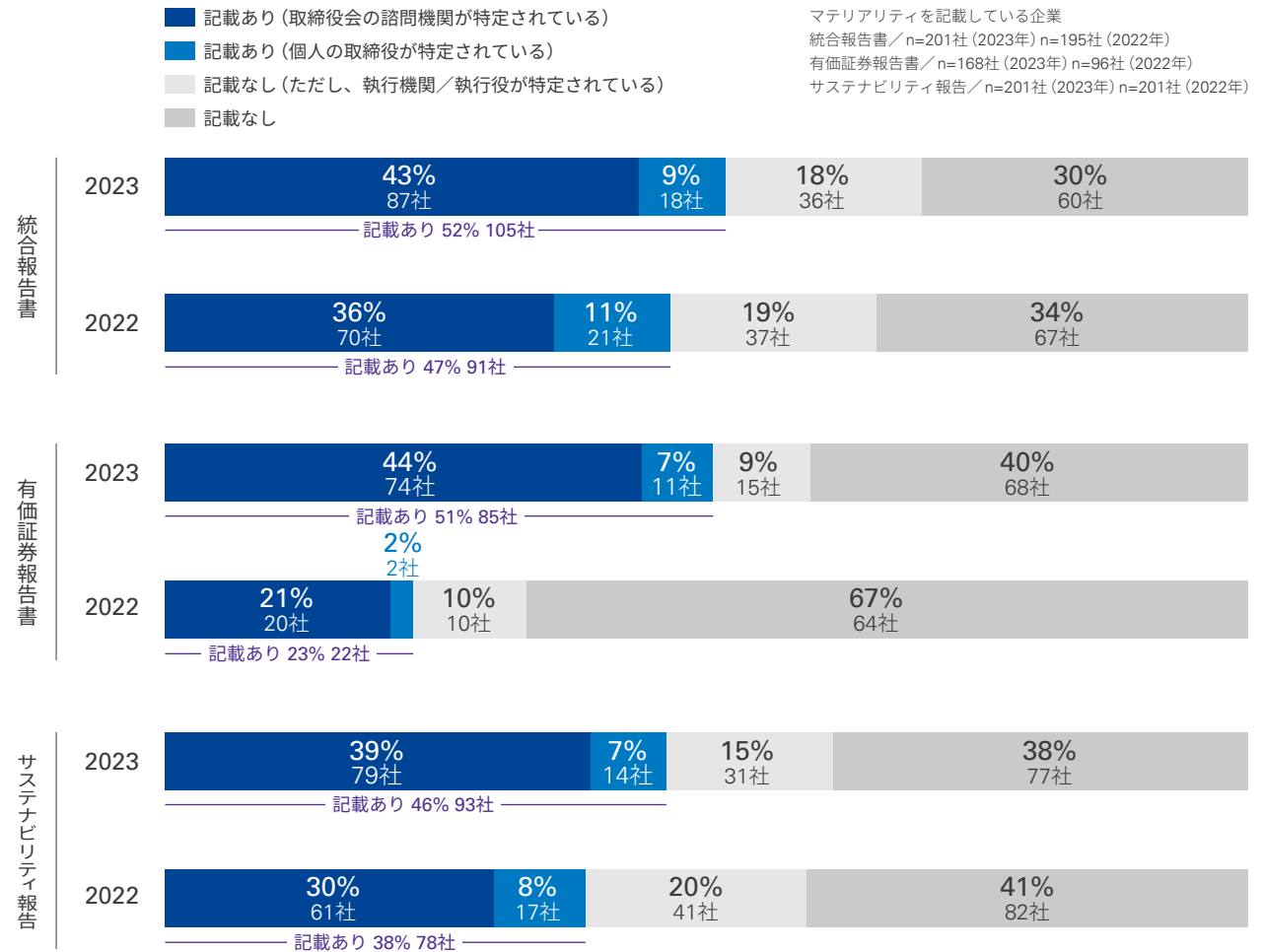
出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン



関連する取締役のスキル、監督機関、報酬設計などのガバナンス体制への反映に関する説明は不十分(続き)

次に、マテリアルだと判断された内容に関連する重大なリスクや機会の監督について、責任を担う機関または個人が特定され、説明されているかを調査しました。その結果、取締役会の諮問機関や個人の取締役が特定され、その説明があるのは、いずれの媒体においても5割程度でした(図1-12)。その背景には、取締役会の諮問委員会としてのサステナビリティ委員会の設置や、マテリアルな環境・社会的課題に関連する経験が豊富な取締役の選任が進んでいることに加え、TCFD提言に基づく気候関連開示や、有価証券報告書における「サステナビリティに関する考え方及び取組」の説明に向けた理解や検討が進み、取締役会におけるサステナビリティ関連リスクや機会の監視体制について記載が進んだことが考えられます。

図1-12 マテリアルだと判断された内容に関連する重大なリスクや機会の監督について責任を担う機関または個人が特定されているか

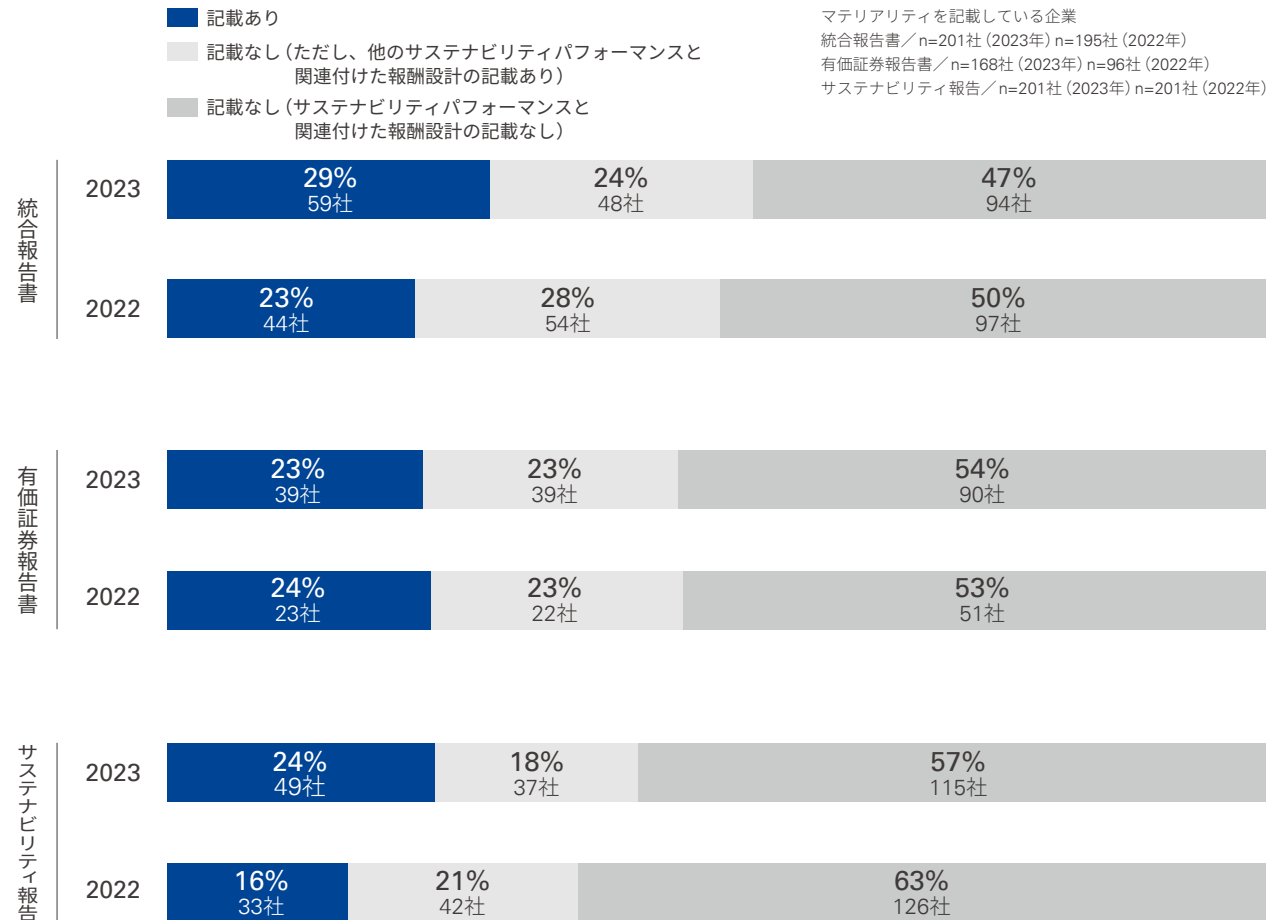


出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

関連する取締役のスキル、監督機関、報酬設計などのガバナンス体制への反映に関する説明は不十分(続き)

最後に、マテリアルだと判断された内容やそれに基づく戦略などに関連付けた役員報酬の設計について、説明があるかを調査したところ、説明がある割合はいずれの媒体でも30%以下にとどまりました(図1-13)。報酬に連動させるサステナビリティ関連のパフォーマンス指標がより具体的に示される傾向がみられることから、価値創造へのインセンティブ付けの仕組みとして機能させようとする試みが徐々に進んでいると考えられます。

図1-13 マテリアルだと判断された内容やそれに基づく戦略等と関連付けられた役員報酬が設計されているか



出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン



マテリアリティに関する説明は着実に進展

— 開示制度への対応のためでなく、 報告の信頼性向上と企業自身のよりよい意思決定のために、 マテリアリティ分析の有効活用を

2023年は、ISSBによるIFRS S1号、S2号の最終化や、それに基づくSSBJによる日本におけるサステナビリティ開示基準の検討開始、EUのCSRDに基づくESRS基準の採択、有価証券報告書における「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄の新設など、サステナビリティ報告に関する制度化を前提とした動向が進展し、マテリアリティの認識の提示が、報告書に不可欠な要素であるとの認識がさらに高まったと考えられます。結果として、マテリアリティに関連する記載は、全体として進展し、マテリアルだとする内容と関連性のある説明は増加傾向がみられました。

経営上、本当にマテリアルと認識されている内容にフォーカスし、マテリアリティ評価の結果や、それに沿ったリスク認識や戦略を示しつつ、その前提となる見通しや具体的な取組み状況、また関連性のあるガバナンス情報を提供することが、企業のマテリアリティに関する深いインサイトを示すことにつながります。その結果、報告書で語られるストーリーの説得力も高まります。今後、サステナビリティ報告の制度化が進み、多くのサステナビリティ指標の開示が進むと想定されますが、報告書の利用者から、組織の価値創造能力や持続性についての適切な評価を得るためにも、引き続き、このインサイトを伴う説明が大切な役割を果たすと考えます。

サステナブルな社会の実現に向け、今、企業には、社会や環境に関する課題の解決を通じて、持続的な価値を向上させることが求められています。そして、社会や環境に関連するサステナビリティ情報は、将来にわたる企業の価値創造能力を評価する際に不可欠な情報となっています。

これまで財務情報に求められてきた情報の信頼性が、サステナビリティ情報にも同様に求められてくることが想定されるなか、企業経営に責任を有する経営者や取締役がマテリアルだと判断した内容や、それらに関連する情報を具体的に示すことは、サステナビリティ情報の信頼性を判断する際の根幹ともなるでしょう。また、企業が社会や環境に関する課題の解決を通じて企業価値の向上を目指すにあたっては、マテリアリティに関連する共通認識を企業内で、特に経営に責任を有する経営者や取締役レベルで醸成することが大切です。それが、マテリアリティの認識に基づいた戦略的な取組みの検討や目標設定、進捗管理やガバナンス体制に織り込まれていくことにつながります。結果として、サステナビリティ情報を含む経営上の意思決定に必要な情報の信頼性が社内でも重要性を増し、より信頼性の高い情報を希求した結果として、経営の意思決定の質が向上することも期待されます。



Column

02

コーポレートガバナンスの高度化への道筋 — CG Watch 2023レポートからの示唆

アジア企業に投資するグローバルな機関投資家がメンバーとなっているアジア企業統治協会（以下、ACGA）が、2023年12月に「CG Watch 2023」と題した調査の概要レポート（Overview report）を公表しました。CG Watchは、ACGAがアジア太平洋エリアの12の国や地域におけるコーポレートガバナンスの状況を調査し、ランク付けするもので、2～3年おきに実施されています。

CG Watchにおける日本の評価は、2018年は7位、2020年は5位でしたが、最新の2023年では2位となりました。日本が大きく順位を上げた要因として、金融庁による「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」、東京証券取引所による「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」、経済産業省による「企業買収における行動指針」などを通じて、さらなるコーポレートガバナンス改革や、より規律ある企業経営の実践による価値向上への道筋が示されたことが挙げられていました。

官主導の改革に向けた取組みが総合順位を押し上げた一方、上場企業を対象とした調査に限定すると、日本は8位で、「改善の兆しがある」との評価にとどまりました。制度による追加要請があった領域についてのみ透明性が向上し、ルールを超えた自主的な取組みや独自色のある情報が少ないことが指摘されていました。この指摘は、日本に限らずすべての国や地域に向けられたものでしたが、上場企業に関する調査の順位が大きく向上していないことから、ここに改善の余地があると言えます。

2023年11月に開催されたACGAの年次カンファレンスでは、今後の地政学的情勢を見通した際、アジアにおける日本市場の存在意義は大きいとの意見があがっていました。日本が世界でさらに存在感を高め、グローバルな投資家から適切な評価を受けるためにも、官主導の改革を契機に、背景にある趣旨の理解と、最低限の制度対応にとどまらない自主的な取組みの推進が大切になると考えます。

橋本 純佳



Column

03

欧州企業サステナビリティ報告指令(CSRD)に関するダブルマテリアリティの考え方

欧州企業サステナビリティ報告指令(CSRD)に基づいて設定された[欧州サステナビリティ報告基準\(以下、ESRS\)](#)が2023年7月に最終化されました。

「ダブルマテリアリティ」は、環境・社会等のサステナビリティ課題が企業に与える財務的影響の重要性(ファイナンスマテリアリティ)および企業が環境・社会等のサステナビリティ課題に与える影響の重要性(インパクトマテリアリティ)を指し、その影響がマテリアル(重要)であると判断される場合に情報を開示するものです。

ESRSでは、「ダブルマテリアリティ」の考え方を採用しており、①ファイナンスマテリアリティがマテリアルである場合、②インパクトマテリアリティがマテリアルである場合、③双方がマテリアルである場合に求められる

開示項目を開示することになります。そして日本企業においても、2025年から一定の要件を満たすEU現地子会社は、ESRSに基づいたサステナビリティ情報の開示を求められます。また、2028年からは一定の要件を満たすEU域外国の親会社グループについてもESRSに基づいてグローバルなサステナビリティ情報の開示が求められます(域外適用)。

投資家を含むさまざまなステークホルダーが、持続可能かつ中長期的な価値創造を目指すサステナビリティ経営の実践を企業に期待しています。企業経営においては、中長期的なビジネスの持続性を見極めるうえで、シングルマテリアリティのみならず、ダブルマテリアリティの考え方を認識しておくことが選択肢の1つになり得ると考えられます。

中田 真人



報告の高度化に向けた取り組み

サステナビリティ情報の報告時期

2023年6月に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）から公表された「[サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（IFRS S1号）](#)」では、財務諸表と同時に、サステナビリティ関連財務情報を報告することが求められています。また、日本でも2023年1月に公表された「[企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令](#)」にて、有価証券報告書にサステナビリティ情報の記載欄を新設しており、2023年3月期以降の有価証券報告書からはサステナビリティ情報の一部が財務諸表と同時に報告されています。このような動きを踏まえ、企業の準備状況を確認する目的で、統合報告書およびサステナビリティ報告書の報告時期について調査しました。

調査結果の概要は、次のとおりであり、その傾向は2022年から大きな変化はありませんでした（図2-1）。

統合報告書：

調査の対象となった統合報告書を発行している企業208社のうち、ウェブ版のみの2社を除く206社の発行時期は、決算月の6ヵ月後が40%と最も多く、有価証券報告書の提出期限である決算月の3ヵ月後に発行している企業は1%にとどまっています。

サステナビリティ報告書：

統合報告書と同様の傾向がみられ、サステナビリティ報告書を発行している企業134社の発行時期は、決算月の6ヵ月後が31%と最も多く、有価証券報告書の提出期限である決算月の3ヵ月後までに発行している企業は8%でした。

約7割の企業が、統合報告書・サステナビリティ報告書を、有価証券報告書の発行から3ヵ月後またはそれ以降に発行している実態が明らかとなっています。この点については、サステナビリティ情報の開示に必要な社内データ収集や集計に係るガバナンス、業務フロー、内部統制の仕組みが、財務報告領域と比べて十分に整備されていないことが1つの要因と考えられます。

サステナビリティ情報が投融資の判断に与える影響は高まりつつあり、今後今まで以上に、投資家は財務諸表と同時にサステナビリティ情報の開示を求めるようになると考えられます。企業には、情報収集のためのシステムの導入や業務フロー、内部統制の構築といったサステナビリティ情報の報告早期化に向けた取り組みの推進が望まれます。

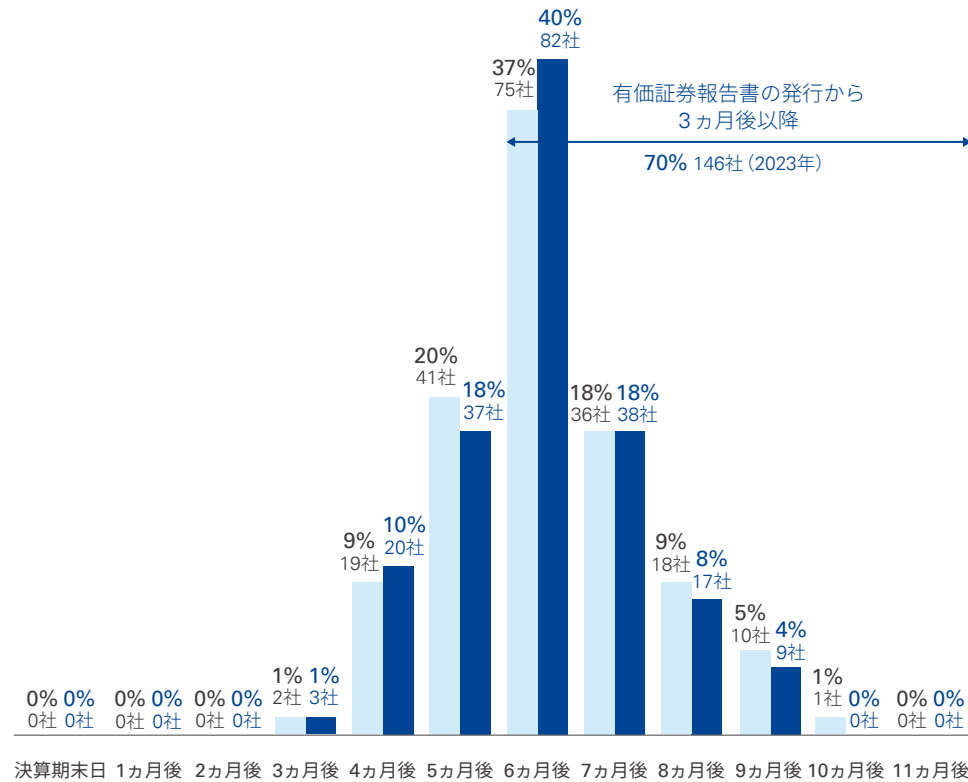


図2-1 統合報告書・サステナビリティ報告書の発行時期

2022 2023

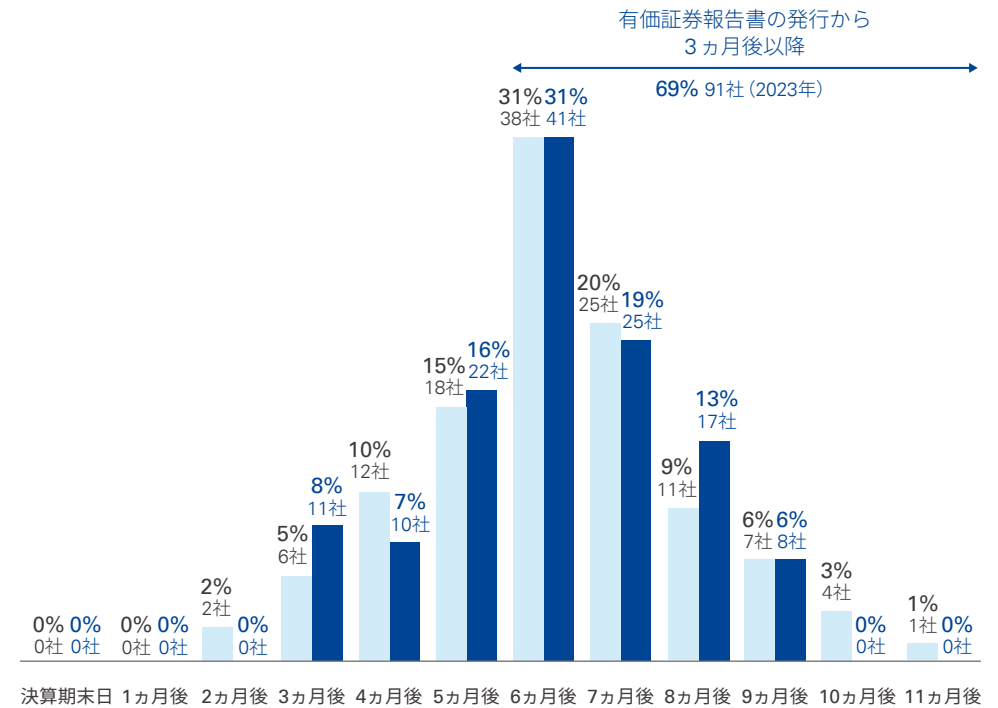
統合報告書

統合報告書を発行している企業
n=206社 (2023年: 208社からウェブ版のみの2社を除く)
n=202社 (2022年: 204社からウェブ版のみの2社を除く)



サステナビリティ報告書

サステナビリティ報告書を発行している企業
(統合報告書やアニュアルレポート、ガバナンス報告書とは異なる報告書で、主題としてサステナビリティ情報が掲載されているもの。データブック等の名称の報告書も含む。)
n=134社 (2023年)
n=124社 (2022年)



出典: 「日本の企業報告に関する調査2023」 KPMGジャパン

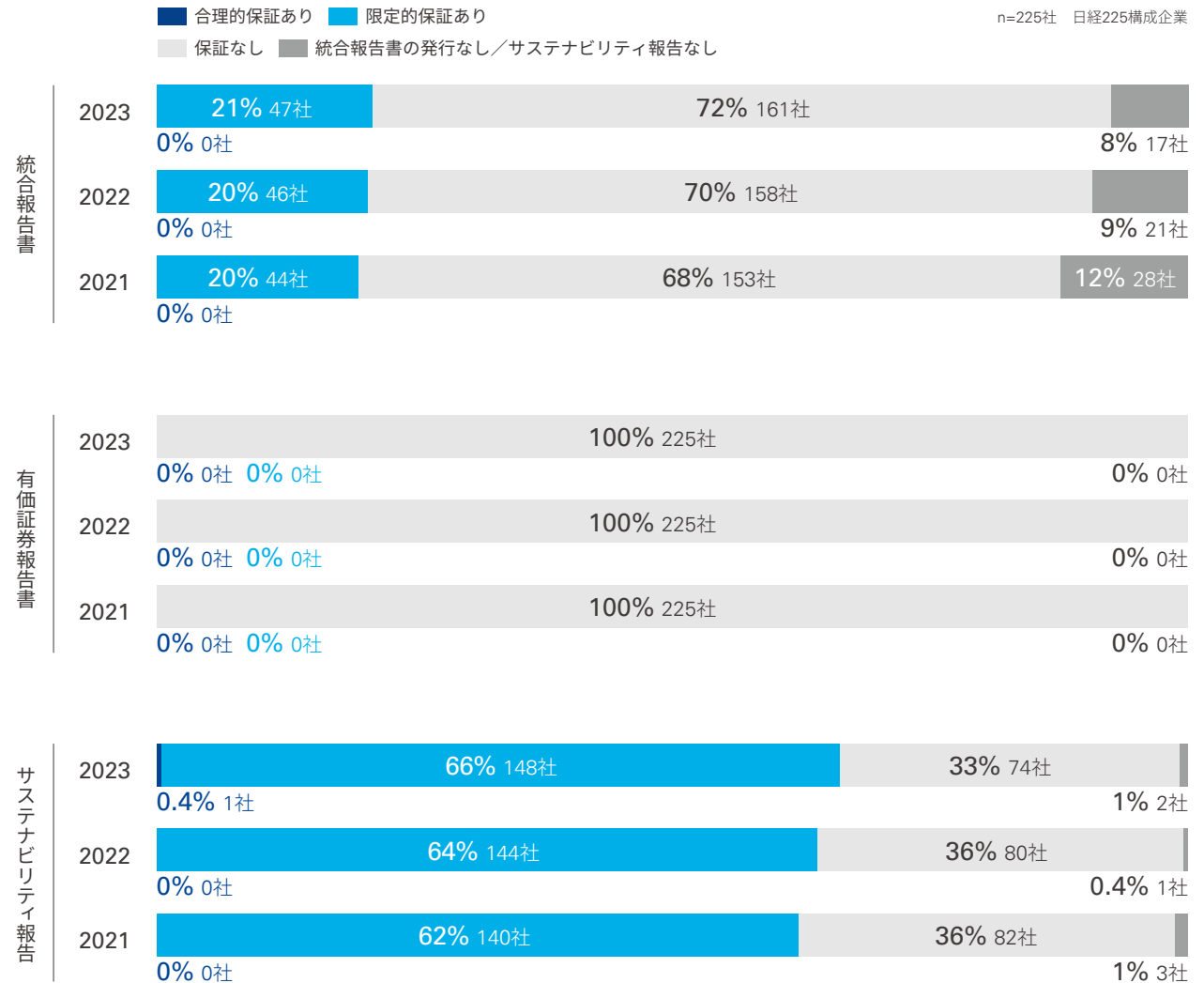


サステナビリティ情報の信頼性

サステナビリティ情報が投融資の判断に与える影響が増すにつれ、サステナビリティ情報の信頼性向上も希求されることが考えられます。そこで、サステナビリティ情報に対する保証の状況について調査しました。2023年の調査では、66%の企業がサステナビリティ報告に掲載した何らかの指標について、第三者保証を受けていました（図2-2）。そのほぼすべてが限定的保証業務¹であり、合理的保証が提供されていた事例は1社のみでした。

1: 保証業務は、保証業務リスクの程度により、合理的保証業務と限定的保証業務に分類されます。合理的保証業務では、業務実施者が、その結論を表明する基礎として、保証業務リスクを個々の業務の状況において受入可能な低い水準に保証業務リスクを抑えます。これに対して、限定的保証業務では、業務実施者は、保証業務リスクを個々の業務の状況において受入可能な水準に抑えますが、その保証業務リスクの水準は、合理的保証業務に比べてより高く設定されます。このため、限定的保証業務で実施される手続きの種類、実施時期および範囲は、合理的保証業務で必要とされるよりも限定されたものになります。

図2-2 第三者保証を受けている割合（第三者保証報告書の掲載割合）



出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

サステナビリティ情報の信頼性(続き)

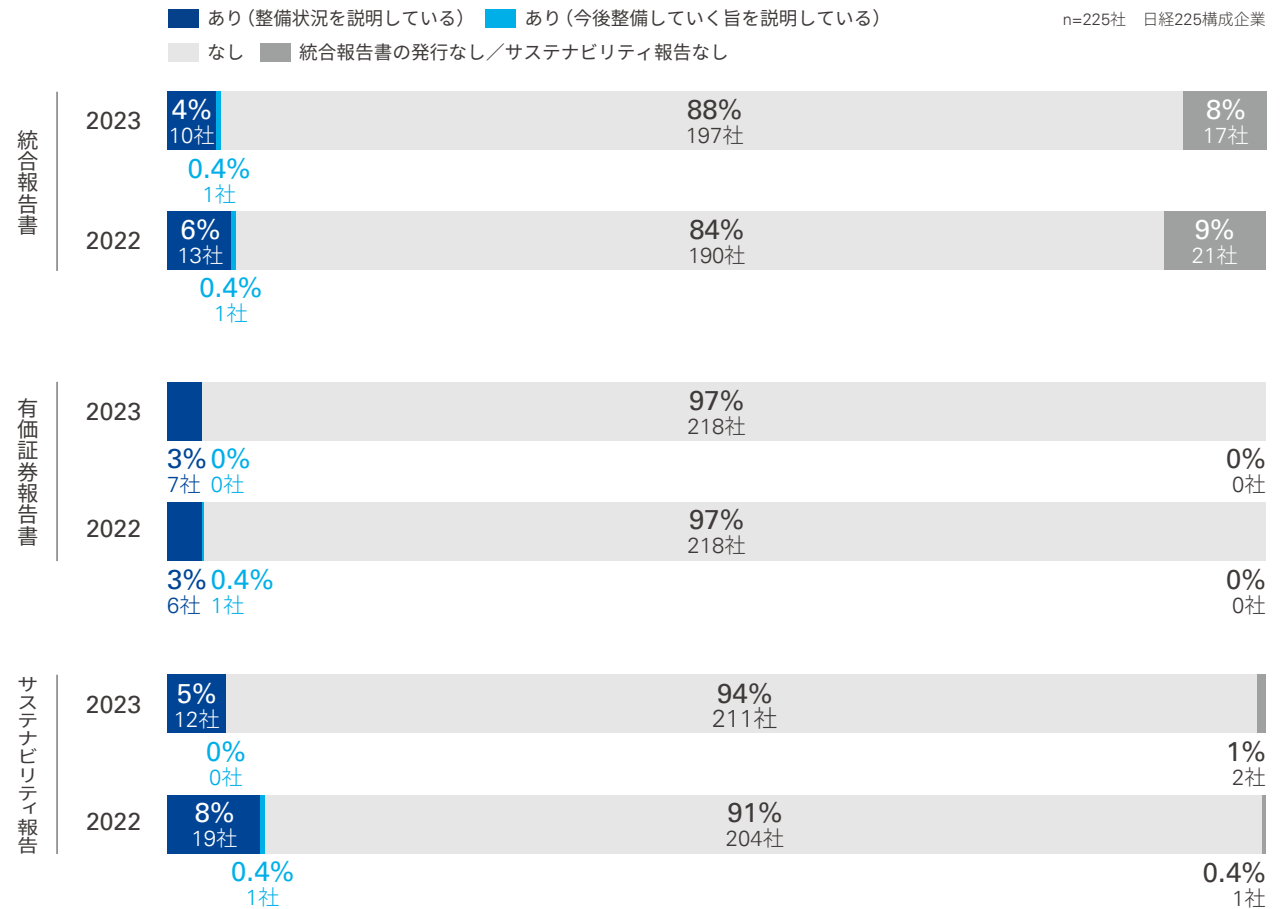
現状の日本では、サステナビリティ報告に掲載した指標について保証を受けるか否かは、企業の判断に委ねられています。投資家等からより信頼性の高い情報開示への期待が今後も高まる状況を踏まえ、任意で保証を受ける企業は増加すると想定されます。サステナビリティ情報の信頼性向上は、投資家等の意思決定にとって有益であり、建設的な対話を促す一助となると考えます。

欧州企業サステナビリティ報告指令（以下、CSRD）では、企業によるサステナビリティ報告に対して第三者保証を要求するなど、第三者保証を制度化する動きがグローバルで進んできています。さらにCSRDは、限定的保証業務から合理的保証業務への移行も見据えています（P37 Column 08参照）。

こうした将来の制度化に対応し、第三者保証を受けたサステナビリティ情報を適時に開示するためには、第三者による保証業務にも対応できる社内データ収集体制や集計に係るガバナンス、業務フロー、内部統制の整備等、相応の投資が必要となります。特に充実した内部統制は情報の信頼性を担保する鍵であり、合理的保証業務の提供にあたって必須となるものです。しかし、今回の調査からは、サステナビリティ情報に関連する内部統制が十分に整備されている企業は、まだ少数であることがわかります。内部統制を整備していると記載する企業は、いずれの報告媒体においても10%に満たず、今後整備予定と記載している企業も1社にとどまっています（図2-3）。

今後の保証の制度化を見据えたうえで、サステナビリティ情報の報告プロセス高度化に向けた取組みや投資が十分かを検討する必要があります。経営者の関与のもとでそれらを検討し、自社の取組みがステークホルダーの期待を十分に満たしているかを確認することは、取締役会の役割や説明責任を確実に果たすことにもつながっていきます。

図2-3 サステナビリティ情報関連の内部統制の有無



出典：「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン



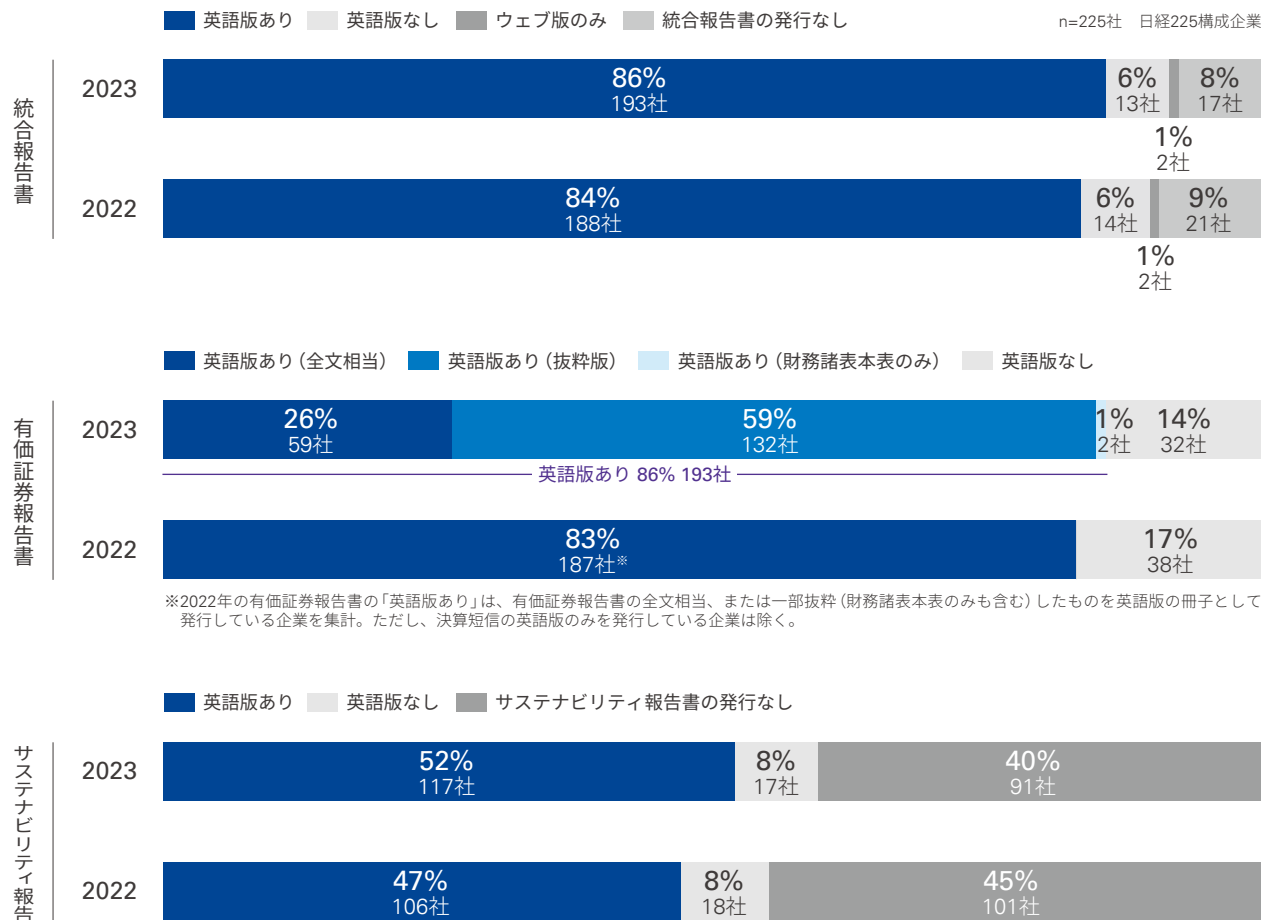
英文開示

日本の資本市場に投資する海外投資家からの英文による情報開示を求める声は高く、特に有価証券報告書については、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（以下、金融審議会DWG）が2022年に公表した報告においても、「プライム市場上場企業は、グローバルな投資家との建設的な対話を念頭に置いており、積極的に有価証券報告書の英文開示を行うことが特に期待される」と提言しています。このような状況を踏まえ、有価証券報告書、統合報告書、サステナビリティ報告書の英語版の発行有無およびその発行時期を調査しました。

英語版の発行は統合報告書と有価証券報告書で多く、ともに86%となりました。他方、サステナビリティ報告書については52%にとどまっています。加えて有価証券報告書については、英文開示の程度も確認したところ、抜粋版が半数以上を占め、全文相当を英訳していたのは26%でした（図2-4）。有価証券報告書全文の英文開示には相応の実務上負荷がかかるため、連結財務諸表と注記や記述情報の一部等、抜粋版での英文開示を行う企業が最も多い結果となっています。

上述の金融審議会DWGによる報告では、有価証券報告書全体の英文開示には相当の作業等を要するため、まずは利用ニーズの高い項目から英文開示を行うことが重要だとされています。特に利用ニーズが高い項目としては、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「コーポレート・ガバナンスの概要」、「株式の保有状況」が挙げられるとともに、新設された「サステナビリティに関する考え方及び取組」の英文開示への期待も示されました。今後、有価証券報告書の英文開示を各企業が一層進めることが求められます。

図2-4 英語版報告書を発行している企業（2024年1月末時点）



出典：「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン



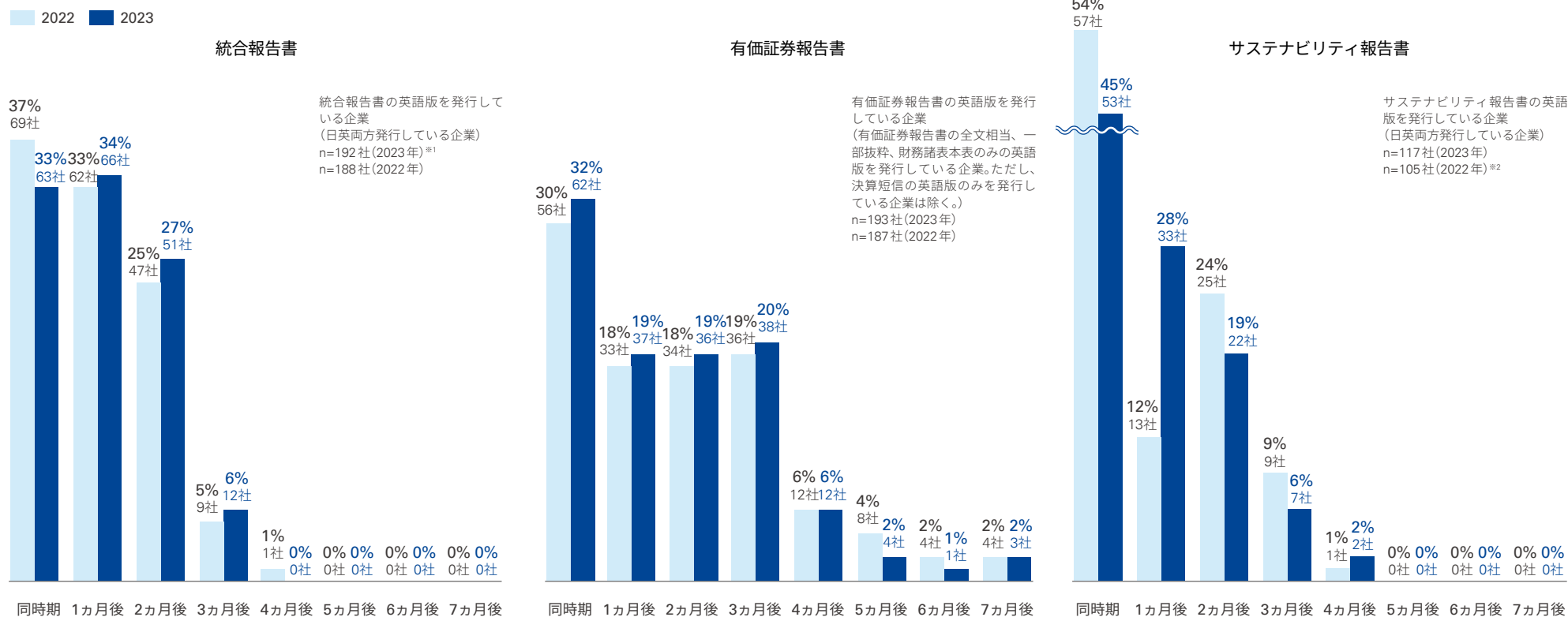
英文開示(続き)

前年に引き続き、英語版報告書の発行時期についても調査しました。この結果、英語版と日本語版を同時期に発行する企業が多い傾向にあり、海外と国内の投資家間の公平性の確保への意識の高さがうかがえます。また、英語版を発行している企業を

分母とした場合、サステナビリティ報告書は45%が日本語版と同時期に発行されています。他方、統合報告書は33%、有価証券報告書は32%が日本語版と同時期での発行となっていました(図2-5)。

特に有価証券報告書においては、英語版発行の早期化傾向がみられます。日本語版と同時期から3ヵ月後までに発行している企業が増加し、5ヵ月後以降に発行している企業が減少しており、有価証券報告書の英文開示早期化に取り組んでいる傾向がみられます。

図2-5 英語版報告書の発行時期(日本語版発行日との比較)

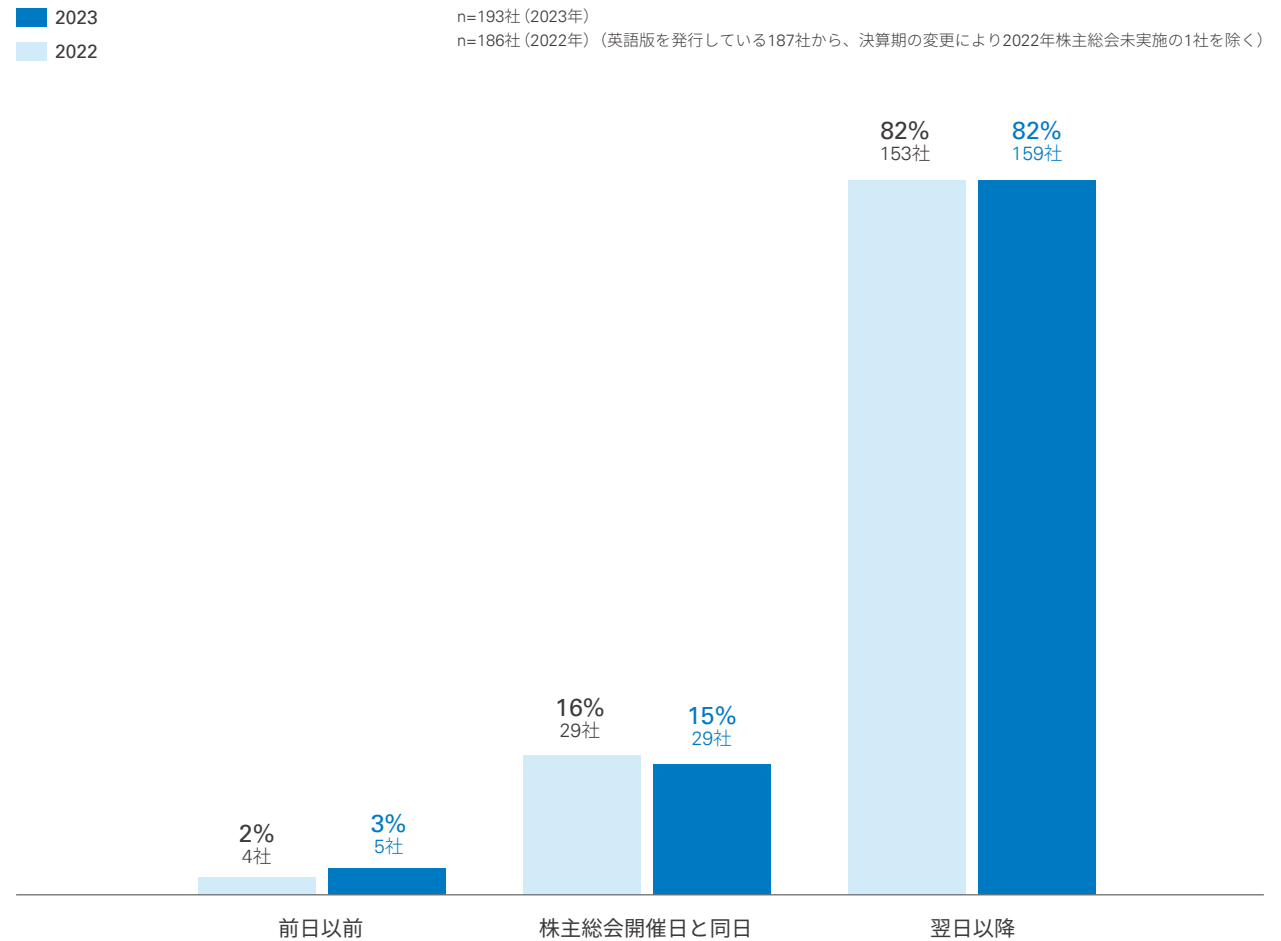


出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

英文開示(続き)

さらに、海外機関投資家からは、英語版の有価証券報告書を株主総会前に発行することも期待されています。例えば、[国際コーポレートガバナンスネットワーク \(ICGN\) による推奨事項](#)には、英語版の有価証券報告書を総会の30日前に発行することが挙げられています。日本市場においてこの期待に応えられている企業はまだ少なく、株主総会前に英語版の有価証券報告書を公表していた企業は3%でした。また、株主総会と同日に英語版の有価証券報告書を公表している企業も15%と、海外機関投資家からの期待に応えるためにはまだ課題があることがわかりました(図2-6)。

図2-6 有価証券報告書の英語版の発行時期(株主総会開催日との比較)



出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン



Column

04

IFRSサステナビリティ開示基準に関する動向

国際サステナビリティ基準審議会（以下、ISSB）は、2023年6月に、最初のIFRSサステナビリティ開示基準として、「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要
求事項（以下、IFRS S1号）」と「気候関連開示（以下、IFRS S2号）」を公表しました。また、ISSBは、2023年5月に意見
募集文書を公表し、IFRS S2号に続くトピック別の基準書の開発に向けたテーマについて検討しています。検討中の
テーマのうち個別トピックとして、「①生物多様性・生態系・生態系サービス」、「②人的資本」、「③人権」の3つが候補に
挙げられています。①には欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）にも含まれている生物多様性、汚染、水・海洋資源、
サーキュラーエコノミーなどが含まれています。

ISSBが開発する基準は、各国・地域が実態に合わせて開発するサステナビリティ開示基準のグローバルベースラインとされることが期待されており、これがG20の声明等にも反映されています。これを踏まえ、各国および各地域において、

ISSBによる基準を意識した開示制度の策定が進められています。このため、ISSBによる基準の公表は、世界の資本市場におけるサステナビリティ情報関連開示の新たな時代の幕開けを告げるものであると捉えられます。

昨今、気候変動、生物多様性、ダイバーシティ、人権等のサステナビリティに関する取組みが、企業の事業継続にも大きな影響を与えるとの認識が広がっており、これらに関する情報は投資判断においても広く活用されるようになっていきます。サステナビリティ情報の開示には、各企業がいま取り組んでいる活動だけでなく、将来の目標や目標に対する進捗等の情報も重要です。それらの情報を、定性的な情報と定量的な情報を効果的に組み合わせることで報告し、投資家をはじめとするステークホルダーとの効果的な対話が進められていくことが期待されます。

谷田 健一



Column

05

欧州におけるサステナビリティ情報開示の動向

欧州委員会（EC）によって公表された **企業サステナビリティ報告指令（以下、CSRD）** は、グローバルなサステナビリティ情報の開示制度のなかでも、特に広範かつ詳細な開示を求めるものです。サステナビリティ情報開示におけるグローバルのベースラインとなる国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が2023年6月に最終化したばかりである開示基準「**気候関連開示（IFRS S2号）**」がE（環境）のうち気候関連のみを対象としたものである一方、CSRDの開示要求を具体化させた **欧州サステナビリティ報告基準（以下、ESRS）** は、気候関連以外のE（環境）に関するトピックのほか、S（社会）とG（ガバナンス）に関する多岐にわたるトピックもカバーしており、その開示要求は共通的なものとESG各トピックに関するものを合わせて82項目にのぼります。

CSRDは2024年1月より上場会社やその他の大会社等を対象に段階的に適用され、日系企業のEU現地法人のみならず、親会社グループ自身も2028年以降にESRSを踏まえた開示を実質的に行う必要が生じます。ESRSの適用にあたって、

企業は「**ダブルマテリアリティ**」（自社に対する財務的影響のみならず、企業活動が環境や社会に与える影響も考慮する）の考え方にに基づき、ESRSが定める各開示要求の適用が必要かどうかを判断（マテリアリティ評価）する必要があります。ただし、ESRSでは企業の実務的な負荷を勘案し、適用当初においていくつかの開示を省略することも認められています（Phase-inアプローチ）。このため、CSRD/ESRSの適用対象となることが見込まれる企業は、マテリアリティ評価とPhase-inアプローチに基づき、どのようなサステナビリティ情報をどのタイミングで開示していくかを検討する必要があります。

また、これらのサステナビリティ情報開示には第三者保証が求められるため、サステナビリティ情報開示に関する内部統制をグローバルベースで整備、運用していくことも今後一層重要になっていくと考えられます。

井上 優



Column

06

米国におけるサステナビリティ情報開示の動向

米国証券取引委員会（以下、SEC）は2022年3月に気候関連開示の拡充を求める開示規則案を公表しました。当該規則は企業が直面する気候変動リスクとそれへの対処方法に関する情報開示を求めるもので、ほぼすべてのSEC登録企業に年次報告書等での開示を求める内容となっています。同規則案へのコメント募集は2022年度末に終了し、当初、2023年初旬に最終規則が公表される予定とされていましたが、寄せられたコメントへの対応を慎重に検討するため、公表予定時期が延期されています。2023年12月にSECから公表された情報によれば、同規則の最終決定日は2024年4月とされており、規則の最終化において規則案からどの程度の変更がされるかについて注視されています。

米国では、SECによる検討と並行して、一部の州で気候変動開示の動きが進んでいます。特に、カリフォルニア州において2023年10月に成立した2つの州法は、年間総収益10億ドル以上の企業に対してScope1、2、3の温室効果ガス（以下、GHG）排出量を年次で報告・開示することを要求するほか（Senate Bill No.253）、年間総収益5億ドル以上の企業に

対しても気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言を踏まえた気候関連の財務リスクおよびその軽減策を隔年で報告すること（Senate Bill No.261）を義務付ける内容となっています。

これらは収益が一定以上のカリフォルニア州で事業を行う企業に適用され、上場会社だけでなく非上場会社も対象に含まれるため、SECの開示規則案よりも広範な企業に対して適用されることとなります。また、重要性があるかどうか等にかかわらず、Scope3のGHG排出量の開示を義務付けているため、州法で開示が要求されている企業だけでなく、当該企業のバリューチェーンに含まれる取引先企業にもGHG排出量の算定等の対応が求められる可能性があります。米国では、このように連邦政府と州レベルのそれぞれで要求が示されることがあるため、特に米国に子会社を有する企業においてはこれらをあわせて注視することが重要と考えられます。

椎橋 利守



Column

07

日本におけるサステナビリティ情報開示の動向

2023年6月に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）から「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（以下、IFRS S1号）」および「気候関連開示（以下、IFRS S2号）」が公表されました。他方、日本では、2023年1月に公表された「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」により、有価証券報告書等において、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設され、サステナビリティ情報の開示が求められることとなりました。また、有価証券報告書等の「従業員の状況」の記載において、女性活躍推進法や育児・介護休業法に基づく女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女の賃金の差異といった多様性の指標に関する開示も求められており、2023年3月期決算企業からこれらに基づく開示がなされています。

このようなサステナビリティ情報の開示を一層拡充したものとするため、日本でもサステナビリティ基準委員会（以下、SSBJ）においてIFRS S1号およびIFRS S2号に相当する日本版S1基準および日本版S2基準の開発が進められています。日本版S1基準

およびS2基準では、一部の相違はあるものの、おおむねIFRS S1号およびIFRS S2号と整合的な開示要求を取り入れる方向です。

SSBJの計画によれば、日本版S1基準および日本版S2基準は2024年3月までに公開草案が公表され、2025年3月までに確定基準が公表される見通しです。しかし、これらの基準の適用可能時期は、遅くとも2026年3月期から早期適用が可能とされているのみで、適用日については明確にされていません。ただし、SSBJから公表されている「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」（2023年12月改訂）では、強制適用を求めるとする時期については、確定基準公表後、相応の準備期間を考慮する予定（わが国の市場関係者からのニーズを踏まえ慎重に決定する予定）とされています。

有価証券報告書等で開示されるサステナビリティ情報は、SSBJにより開発されるこれらの基準を金融庁が告示指定することにより、具体的な開示要求として定められ、徐々に拡充していくことが想定されています。

倉重 栄治



Column

08

サステナビリティ情報の保証制度化動向

サステナビリティ情報の開示制度に関する検討と同時に、開示されたサステナビリティ情報の信頼性を確保するため、国際的に保証業務基準の策定や第三者保証の義務化の議論が進んでいます。

サステナビリティ情報に対する第三者保証の義務化の動きとしては、欧州では2023年1月に発効した[企業サステナビリティ報告指令 \(CSRD\)](#) により、開示されるサステナビリティ情報に対して第三者による限定的保証が義務付けられており、将来的には合理的保証への移行を検討することとされています。また米国では、2022年3月に米国証券取引委員会 (SEC) が[気候変動関連開示規則案](#)を公表し、温室効果ガス (GHG) 排出量のうちScope1およびScope2について保証を義務付けることを提案しています。日本においても、2022年12月に金融庁から公表された[金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告](#)において、有価証券報告書に記載されるサステナビリティ情報に対して、将来的に保証を求めていくことが考えられると記載されています。

このようなサステナビリティ情報に対する第三者保証のニーズの高まりを受け、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) がサステナビリティ保証業務の新たな包括的な基準として、国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000「サステナビリティ保証業務の全般的な要求事項」の策定を進めており、2023年8月に[公開草案](#)が公表され、2024年9月に基準を最終化することが予定されています。さらに国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) は、サステナビリティ報告および保証のためのグローバルな倫理および独立性に関する規則の策定を進めており、2024年1月末に[公開草案](#)を公表し、2024年12月までの最終化を目指しています。これらの国際的な基準や規則は、日本におけるサステナビリティ情報の開示制度の策定において考慮することが想定されるため、その動向が注目されます。

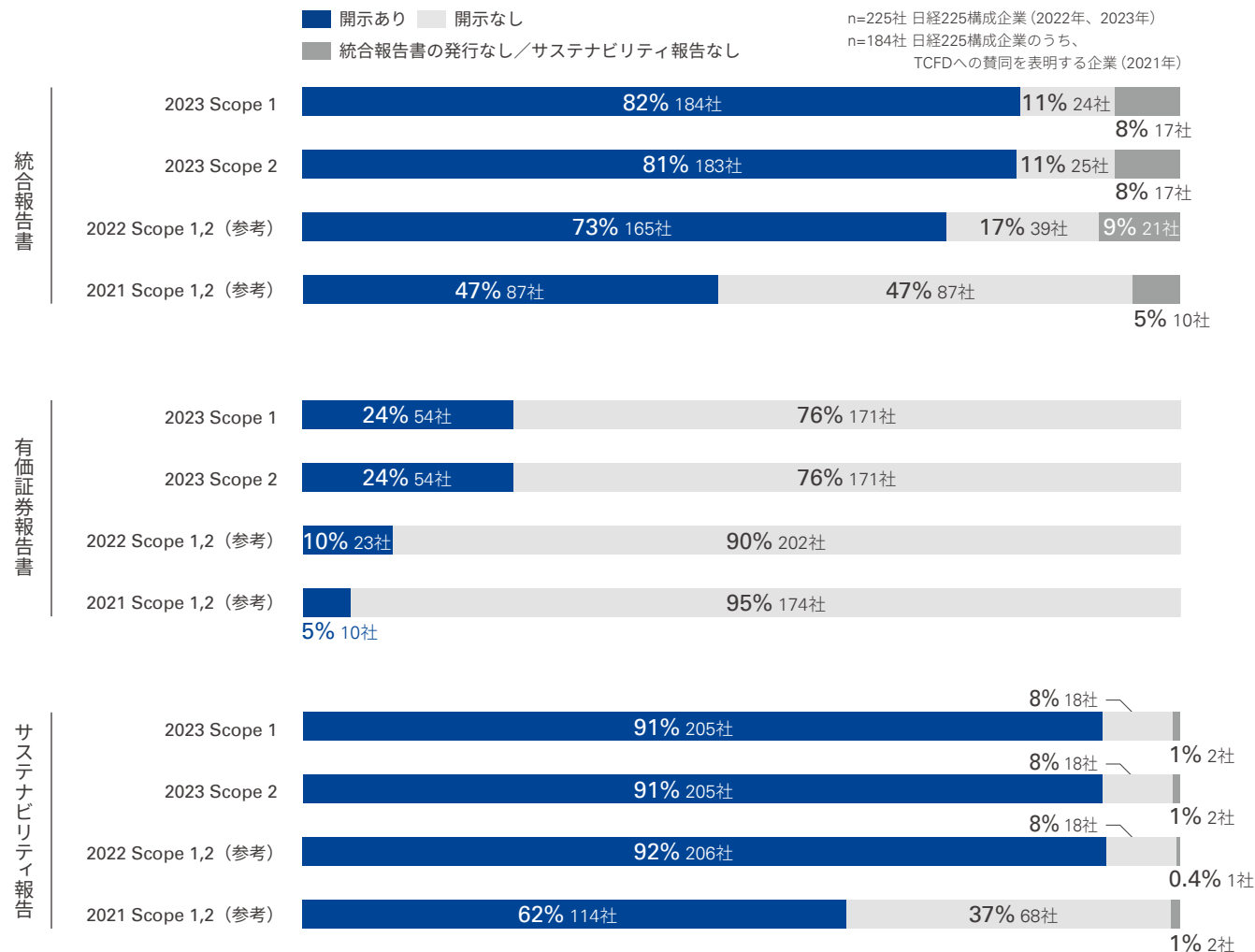
小林 克巳

気候変動関連情報

有価証券報告書でGHG排出量Scope1、 Scope2を開示する企業は 前年より増えるも2割にとどまる

2021年のコーポレートガバナンス・コードの改訂により、プライム市場上場企業に対し、気候関連財務情報開示タスクフォース（以下、TCFD）またはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実への期待が示されました。これを契機として、統合報告書やサステナビリティを主題に扱うウェブページや報告書等任意媒体でTCFD提言に基づく情報を報告する企業が増加しています。2023年3月期以降は、有価証券報告書に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設され、気候変動対応が重要である場合、TCFD提言の枠組みに沿った開示が求められるようになりました。温室効果ガス（以下、GHG）排出量Scope1、Scope2については、「[企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（以下、改正内閣府令）](#)」とともに公表された「[記述情報の開示に関する原則（別添）－サステナビリティ情報の開示について－](#)」において、各企業の重要性の判断を前提としつつも、積極的な開示、または判断したうえで記載しないとした場合、その判断や根拠を示すことが期待されています。GHG排出量Scope1、Scope2について、統合報告書とサステナビリティ報告ではすでに8割以上の高い割合で記載されていること（図3-1）、および2023年から制度開示が始まったことを踏まえ、ここでは有価証券報告書での開示に焦点を当て分析していきます。

図3-1 GHG排出量（Scope1、2）の当期実績が開示されているか



出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン



有価証券報告書でGHG排出量Scope1、 Scope2を開示する企業は 前年より増えるも2割にとどまる(続き)

GHG排出量Scope1、Scope2の当期実績を開示している割合を調査した結果、24%でした(図3-1)。調査対象225社の有価証券報告書のうち、改正内閣府令が適用された2023年3月期以降を対象とするものは82%(185社)ありますが、現時点では当期実績ではなく過年度実績のみを示す企業が多かったため、当期実績の開示はまだ低い水準となっています。

その原因として、有価証券報告書の提出までにGHG排出量の算定を行う実務がまだ確立できていないことが考えられます。また、算定が完了していたとしても、GHG排出量に対して第三者保証を受けている企業にとって、有価証券報告書の提出までに第三者保証を得ることはさらに困難であり、後日訂正となるリスクも考慮して、有価証券報告書での開示に慎重になっている企業が多いと考えます。

改正内閣府令へのパブリックコメントに対する金融庁の考え方では、財務諸表と同じ報告期間を対象とするGHG排出量の算定と開示が間に合わない場合であっても、概算値や前年度の情報であることを明示したうえでの開示や、公表の予定時期や方法、内容等を記載のうえ、将来公表予定の任意媒体を参照することも考えられるとされています。実際に、KPMGが2024年1月に公表した「有価証券報告書 サステナビリティ情報開示に関する調査2023」では、当年度の実績値よりも、過年度実績や将来公表の統合報告書等を参照の旨を記載している企業の方が多いことが確認されました。このように自社の取組み状況に応じて積極的に情報提供していく姿勢は、投資家とのより建設的な対話において大切であり、引き続き当期実績の開示に向けた取組みの進展が望まれます。

サステナビリティ報告でGHG排出量 Scope3を記載する企業は84%に

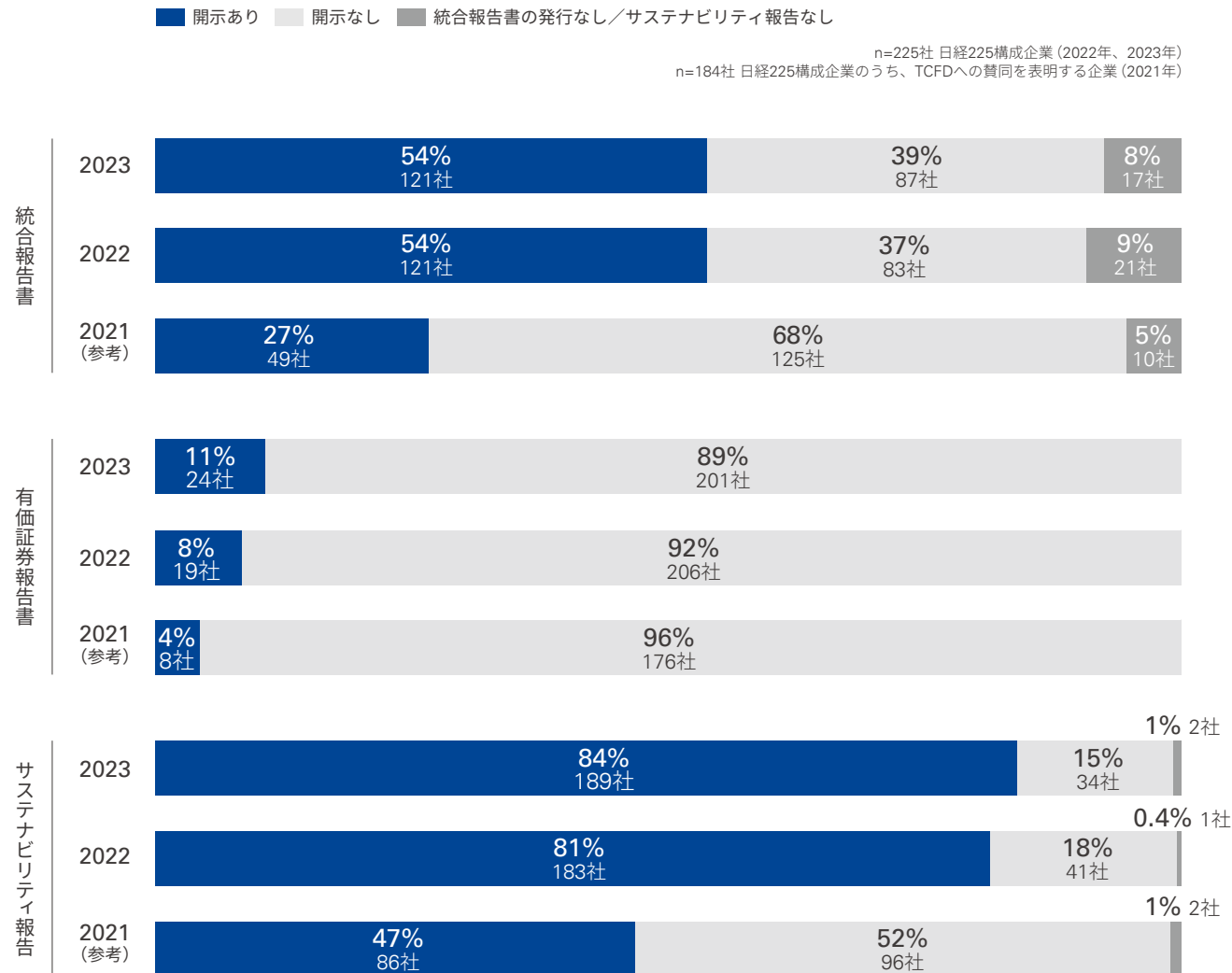
GHG排出量については、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が2023年6月に公表したIFRSサステナビリティ開示基準の「気候関連開示(以下、IFRS S2号)」および欧州委員会(EC)が2023年7月に採択した欧州サステナビリティ報告基準(以下、ESRS)で、Scope1、Scope2、Scope3の開示が要求されています。また、サステナビリティ基準委員会(以下、SSBJ)が現在開発中の日本におけるサステナビリティ開示基準(2024年3月末までに公開草案公表予定)においても、Scope1、Scope2、Scope3の開示を求める方向で審議が行われています。Scope1、Scope2だけでなく、将来的にScope3も日本の制度上の開示項目となることが予想されるため、Scope3の当期実績が開示されているかを調査しました。

その結果、開示された割合の高い媒体順に、サステナビリティ報告で84%、統合報告書で54%、有価証券報告書で11%となりました(図3-2)。Scope1、Scope2の開示割合と比べると、サステナビリティ報告で7ポイント、統合報告書で27~28ポイント、有価証券報告書で13ポイント低い状況です。また、Scope3のカテゴリ別に見ると、開示された割合は一定ではありませんが、いずれの媒体でもカテゴリ1「購入した製品・サービス」が最も高く、サステナビリティ報告で76%、統合報告書で30%、有価証券報告書で3%となりました(図3-3)。

GHG排出量の主な排出源(ホットスポット)となるスコープやカテゴリは、業種やビジネスモデルによって異なります。たとえば、CDP(Carbon Disclosure Project)がCDP2021質問書への回答を基に、GHG総排出量(Scope1+2+3)のうち各スコープが占める割合をセクター別に分析したテクニカルノートによると、セメント、鉄鋼、輸送サービス、電力事業者の4セクターでは、Scope1+Scope2が50%以上を占めるとされていますが、その他のセクターではScope3が50%以上を占めるとされています(表1)。企業責任としてバリューチェーン全体のGHG排出量削減が求められるいま、自社のバリューチェーンにおけるホットスポットを特定し、優先的に削減していくことが肝要であり、そのためにもまずはバリューチェーンを含めたGHG排出量の把握が不可欠です。



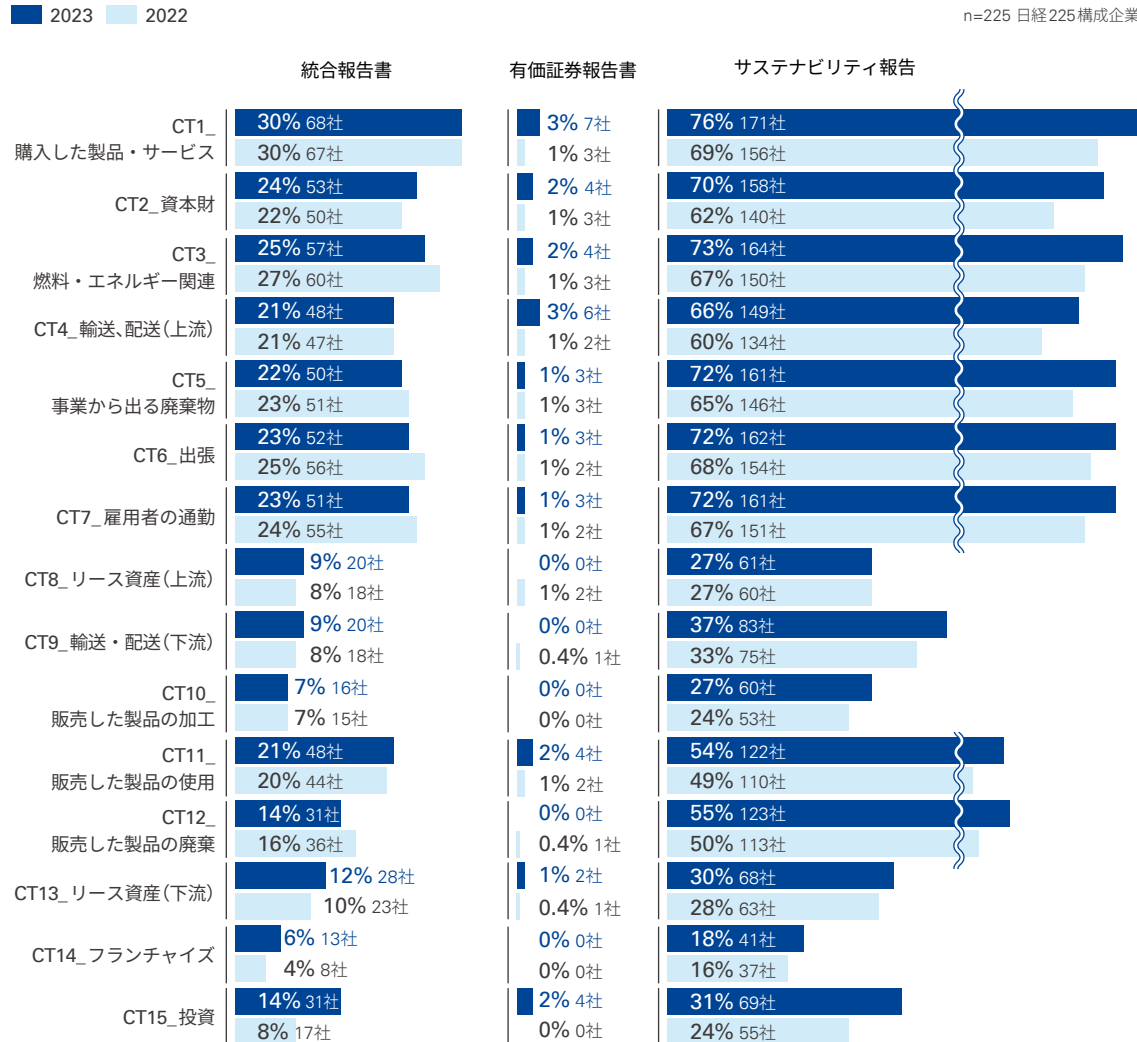
図3-2 GHG排出量（Scope3）の当期実績が開示されているか



出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン



図3-3 GHG排出量 (Scope3) カテゴリ別当期実績の開示状況



出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

表1 GHG総排出量 (Scope1+2+3) のうち各スコープが占める割合

GHG総排出量のうち、Scope1+Scope2が50%以上を占めるセクター (Scope1+Scope2が占める割合)	GHG総排出量のうち、Scope3が50%以上を占めるセクター (Scope3が占める割合)
セメント (83.66%) 鉄鋼 (72.59%) 輸送サービス (67.44%) 電力事業者 (50.96%)	金融サービス (99.97%) 資本財 (98.54%) 輸送機器製造 (98.04%) 不動産 (93.41%) 建設 (92.28%) 金属および鉱業 (91.97%) 農産物 (91.91%) 石油・ガス (88.93%) 食品・飲料・タバコ (87.43%) 化学品 (76.05%) 石炭 (65.10%) 製紙および林業 (58.72%)

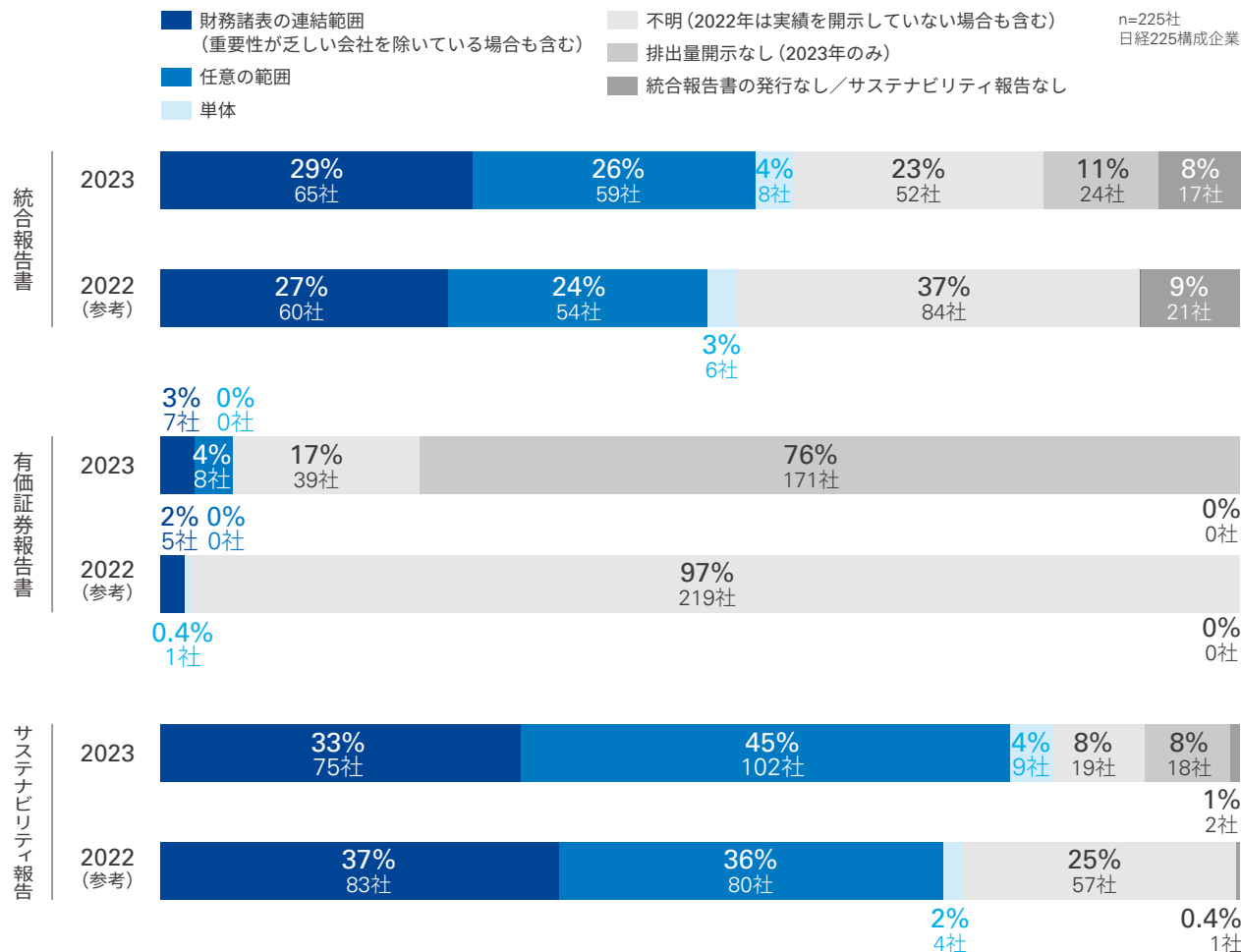
出典: CDP Worldwide, "CDP Technical Note: Relevance of Scope 3 Categories by Sector (Version 2.0, 2023)"を基にKPMG作成

GHG排出量の算定範囲の記載は増加するも、財務諸表の連結範囲と一致している割合は大きく変わらず

GHG排出量の算定範囲を明示する企業は増加傾向であり、特に任意の範囲と記載する企業が増えました。財務諸表の連結範囲と一致している割合については大きく変動しておらず、いずれの媒体も4割を下回っており、算定範囲の拡大途上にある企業が多いとみられます。GHG排出量が開示された割合が最も高いサステナビリティ報告で、Scope1においては、財務諸表の連結範囲と一致している割合が33%、任意の範囲としている割合は45%、単体の割合は4%、算定範囲が不明な割合は8%となり（図3-4）、Scope2でも同様の傾向です（図3-5）。Scope3では、Scope1、Scope2と比べて、特に財務諸表の連結範囲と一致している割合が低く、サステナビリティ報告で22%でした（図3-6）。

IFRS S2号およびESRSは、GHGプロトコルの既存の方法論とガイダンスを活用したGHG排出量の開示を要求しており、SSBJによる日本におけるサステナビリティ開示基準でも同様とする方向で審議が進んでいます。GHGプロトコルでは、連結範囲と大きく相違のない範囲でのGHG排出量の算定が推奨されており、将来的には財務諸表で示される情報との関連性の適切な理解を促すためにも、財務諸表の連結範囲と一致した範囲で開示されることが望まれます。

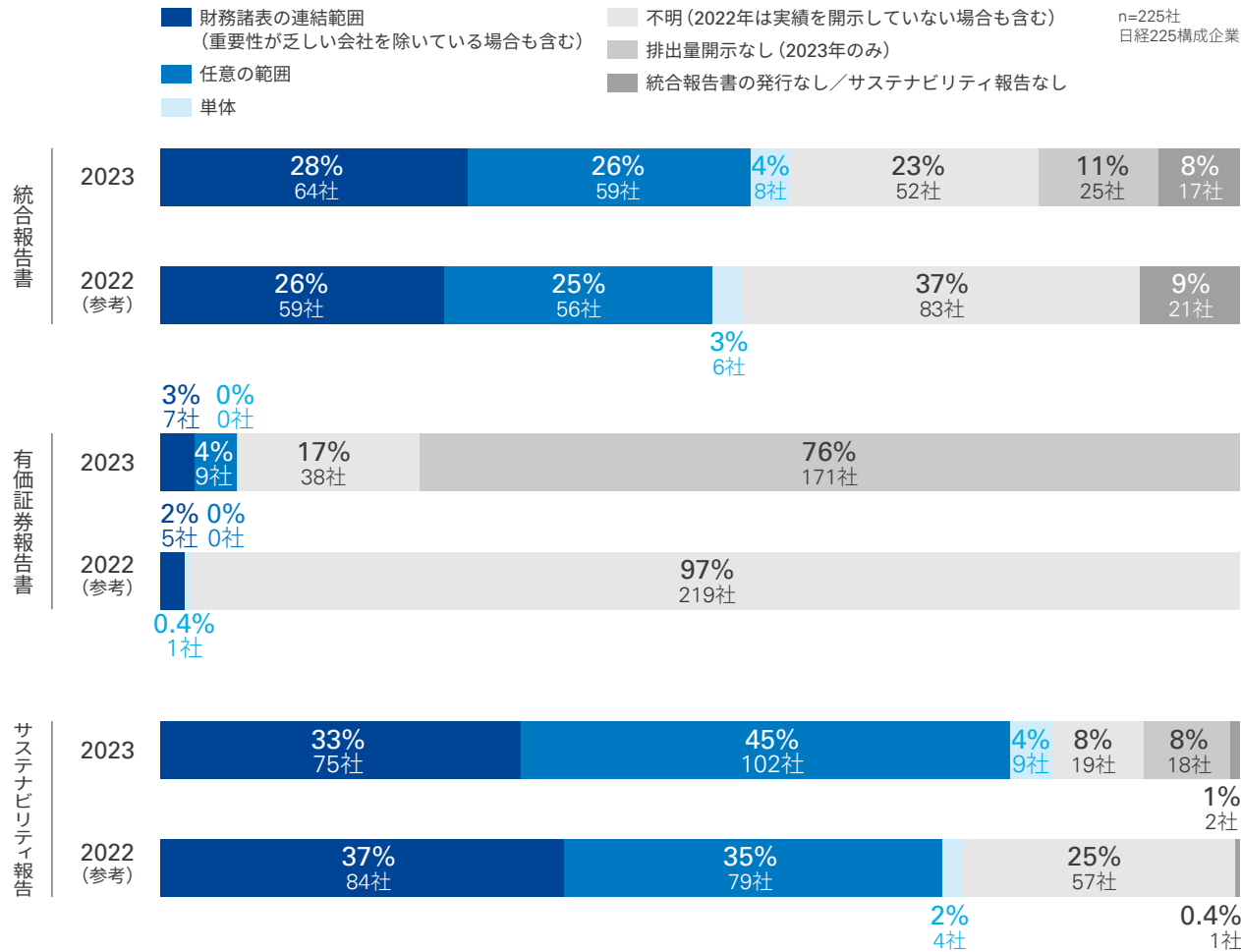
図3-4 GHG排出量（Scope1）のバウンダリー



出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン



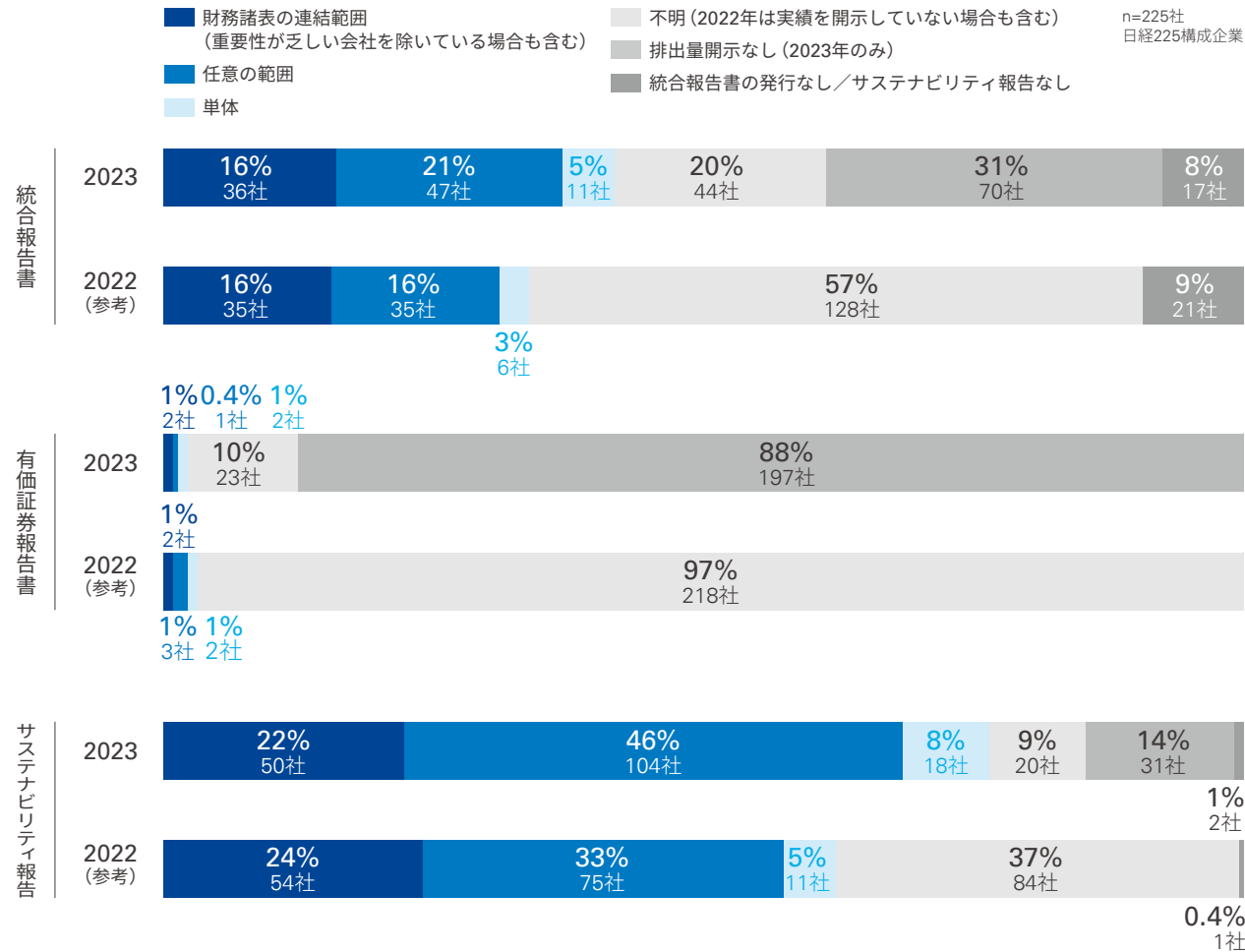
図3-5 GHG排出量（Scope2）のバウンダリー



出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン



図3-6 GHG排出量 (Scope3) のバウンダリー



出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン



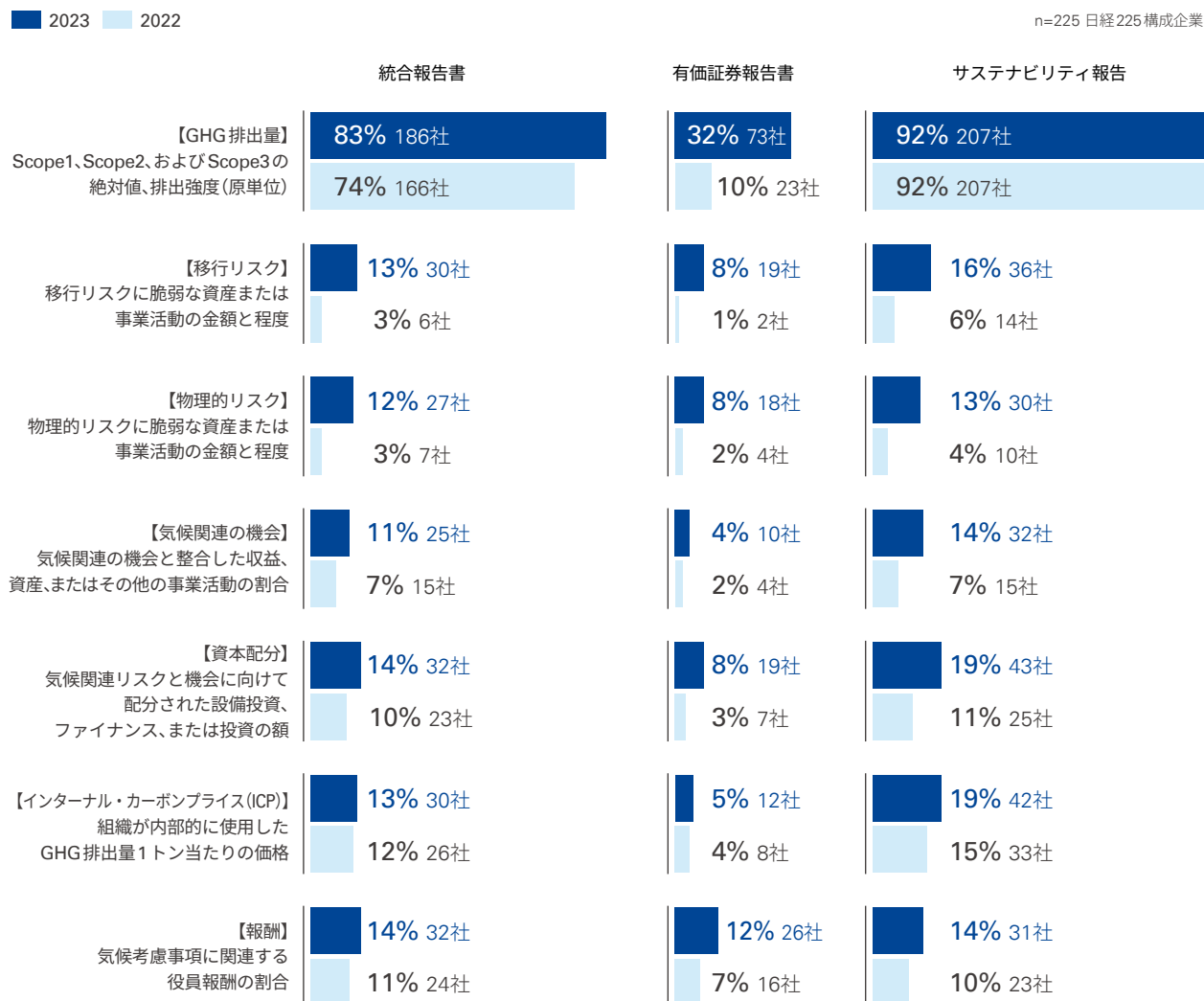
産業横断的指標カテゴリーの例示を参考に、 適切な指標を選定し、自社の実態を伝える

TCFDは、2021年公表の付属書「気候関連財務情報開示タスクフォースの提言の実施（2021年版）」等で、産業横断的な7つの指標カテゴリーに沿った定量的な開示を推奨しています。この7つの指標カテゴリーは、IFRS S2号およびESRSに取り入れられ、開示が求められています。また、現在SSBJが開発中の日本におけるサステナビリティ開示基準においても、7つの指標カテゴリーを取り入れる方向で審議が行われています。

いずれの指標カテゴリーにおいても、定量情報を示す企業の割合はすべての媒体で増加傾向にありますが、GHG排出量以外の指標カテゴリーの記載は限定的です（図3-7）。付属書のなかでTCFDは、これらの定量情報の開示には内部プロセスの整備が必要となるため、開示するまで時間を要すると述べていますが、今回の調査は、そのとおりの結果を示していると言えます。指標カテゴリー別にみると、特に、移行リスク、物理的リスク、気候関連の機会の3つの指標カテゴリーの定量情報の開示の割合が低い傾向が明らかとなっています（図3-7）。

7つの産業横断的指標カテゴリーに沿った定量情報は、気候関連リスクと機会を評価するために有用であり、財務的影響を見積もる基礎となります。したがって、情報利用者と企業双方にとって、意思決定を行うための大切なインプット情報です。自社の気候関連リスクと機会を評価するために、どのような指標が適しているのかを検討し、その指標を用いて把握した実態を定量的に説明できるよう、取組みを進展させることが必要です。

図3-7 TCFD産業横断的気候関連指標カテゴリーの開示状況



出典：「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン



Column

09

COP28が問いかける気候変動対策の質と速度

2023年11月30日から12月13日まで、アラブ首長国連邦（以下、UAE）ドバイにて、[国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（以下、COP28）](#)が開催されました。産油国UAEを議長国に、どのような気候変動対策が議論されるのか注目を集めていました。

成果文書には「[化石燃料からの脱却](#)」という表現が盛り込まれ、石炭や石油、天然ガスなどすべての化石燃料からの脱却に向けて、この10年間で行動を加速させる方針も明記されました。閉幕時の記者会見で国連気候変動枠組条約のスティール事務局長は「化石燃料時代の終わりの始まり」と述べて、成果を強調しました。

さらに、会期初日に「損害と被害」基金の具体的な運用方法が合意に至ったことも大きな進捗と言えます。気候変動の影響を受ける脆弱な途上国に資金援助を提供するもので、昨年のCOP27から引き継いだテーマでした。

一方で、COP28で初めて実施されたパリ協定の目標達成に向けた世界全体の進捗評価「[グローバル・ストックテイク](#)」

では、各国が現状の温室効果ガス削減目標を達成できた場合でも、今世紀中の気温は3°C近く上昇する恐れがあると報告されました。世界の平均気温上昇を産業革命前と比べて1.5°C未満に抑える「1.5°C目標」達成のためには、より野心的な目標にスピード感をもって取り組む必要があるのは明らかです。

同時に「グリーンウォッシュ（見せかけの気候変動対策）」への批判の目は厳しくなっており、アカウンタビリティを果たすためには、科学的根拠に基づいたデータや透明性のある情報の開示が求められます。会期半ばには、国連責任投資原則（PRI）やIFRS財団などで構成される「[ネットゼロ政策に関するタスクフォース](#)」の設立が発表されました。その目的は、企業など非国家セクターによるネットゼロ宣言の信頼性とアカウンタビリティを高めるための政策や規制の推進とされています。今後は、削減目標達成に向けた取り組みの加速のみならず、その質が問われることになりそうです。

鐘ヶ江 美沙



人的資本・多様性

価値創造ストーリーにおける人的資本と 経営戦略とのつながりを説明する

自社の競争優位性の源泉たる資本として人材を捉え、その価値を最大限に引き出す「人的資本経営」が持続的な価値創造に不可欠であるとの認識が浸透しつつあります。また、投資家による投資判断に必要な情報の観点からも、人的資本や多様性がいかに企業価値へつながるかの説明が求められています。

日本における人的資本や多様性に関する開示のあり方については、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ(DWG)が2022年6月に公表した報告書で言及され、2023年1月公表の「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(以下、改正内閣府令)により、2023年3月期以降の有価証券報告書から、人的資本に関する記載が必須となりました。

改正内閣府令の背景にあった議論を踏まえると、開示が求められる項目を列挙するだけでは不十分です。企業は制度改正の趣旨を適切に理解したうえで、自社の持続的な価値創造のために人的資本をどのように活用するかを明確にし、経営戦略と一体となった投資や人材戦略等に関する経営者の考えを示す必要があります。それらを示した次のステップとして、投資家との建設的な対話を通じて自社の考えを深化させ、関連する取組みを進展させるとともに、さらなる開示の充実が期待されます。

制度による要請を契機とした人的資本に関する開示は広まっていますが、その現状を理解し、経営方針・戦略・価値創造との関連性を踏まえたストーリーのある報告となっているかを把握するため、人的資本可視化指針を参考に、次の3つの観点から調査を実施し、経年比較しました。

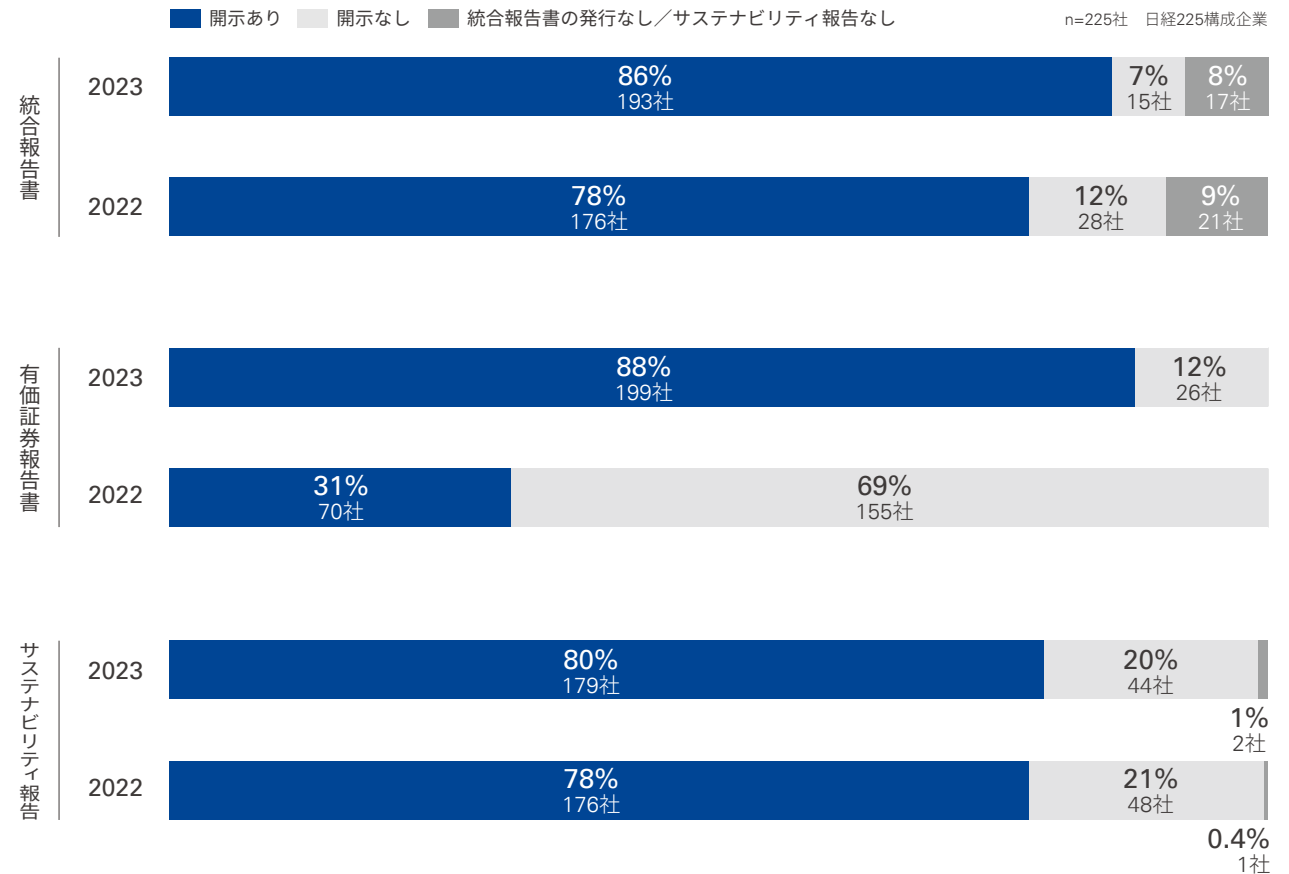
- 経営層・中核人材に関する方針、人材育成方針、人的資本に関する社内環境整備方針など(以下、人的資本に関する方針)が示されているか(図4-1)
- 取締役・経営層レベルの密な議論に基づいて、明瞭かつロジカルに説明されているか(図4-2)
- 自社が直面する重要なリスクと機会、長期的な業績や競争力と関連付けられた説明があるか(図4-3)



価値創造ストーリーにおける人的資本と 経営戦略とのつながりを説明する(続き)

改正内閣府令により、多様性の確保を含む人材育成方針や社内環境整備方針の記載が有価証券報告書にて求められたのを受けて、人的資本に関する方針の記載割合は高く、いずれの報告媒体でも8割を超えました(図4-1)。

図4-1 人的資本に関する方針の記載



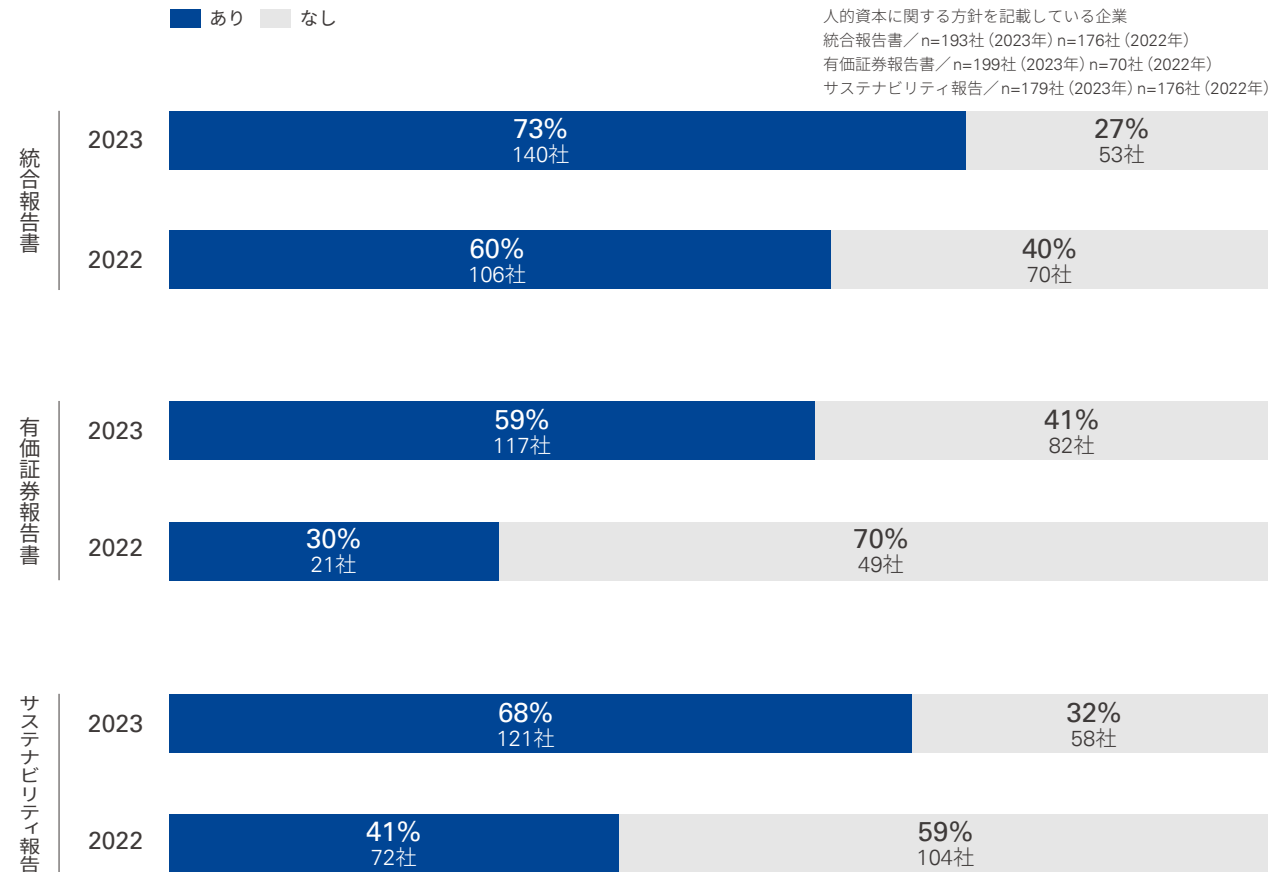
出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

価値創造ストーリーにおける人的資本と 経営戦略とのつながりを説明する(続き)

さらに、経営層による人的資本の重要性の説明についても、すべての媒体で前年を上回る結果となりました(図4-2)。

改正内閣府令の対象である有価証券報告書だけでなく、任意の媒体においても説明される割合が高まった背景には、制度による要請を通じて人的資本経営およびその可視化の重要性についての理解が進み、各企業における人的資本のあり方やその説明を再考する契機となったことがうかがえます。

図4-2 取締役・経営層レベルの密な議論に基づいた明瞭かつロジカルな説明



出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン



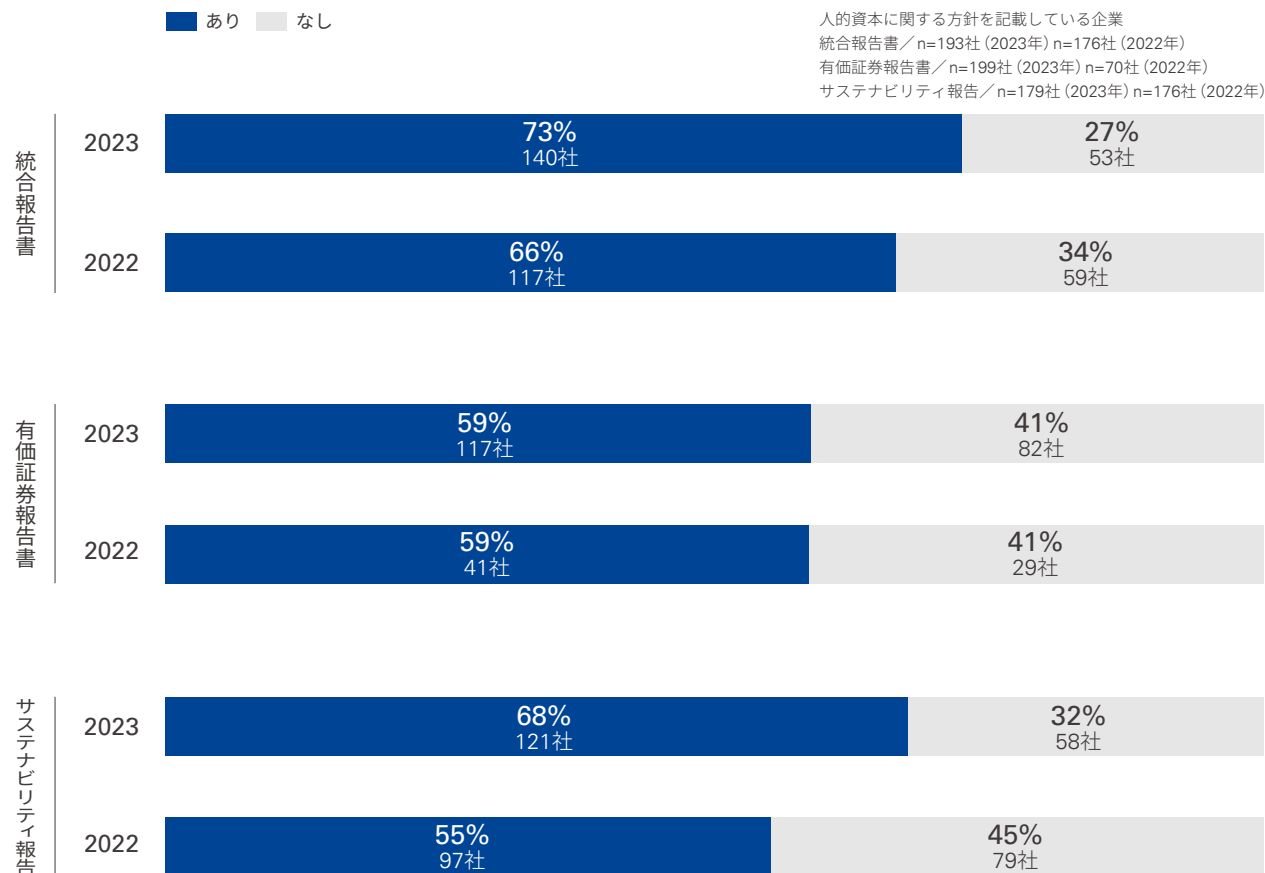
価値創造ストーリーにおける人的資本と 経営戦略とのつながりを説明する(続き)

人的資本に関する方針の説明において、事業戦略とのつながりが読み取れるかを調査した結果、いずれの媒体も前年の記載割合以上となりました(図4-3)。しかし、最低限の項目を列挙するにとどまる例も一定程度みられ、次の点が必ずしも明確でないという課題が確認されました。

- 経営戦略や中期経営計画の説明の一部として記載されている人材戦略と、人的資本に関する方針との関連性
- 人的資本に関する説明の一環として記載されている人事施策と人材戦略との関連性
- 経営戦略と人材戦略との関連性を意図する記載はあるものの、それらのつながりの具体的な説明

人材戦略は、事業戦略と一体になってこそ価値創造を促進するものです。その説明にあたっては、自社が直面するリスクと機会を踏まえた事業戦略の実現に、なぜその人材戦略が必要なのかを示すストーリー性が不可欠です。

図4-3 自社が直面する重要なリスクと機会、長期的な業績や競争力と関連付けた説明



出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

戦略やビジネスモデルを背景に、 自社独自の視点で人的資本を説明する

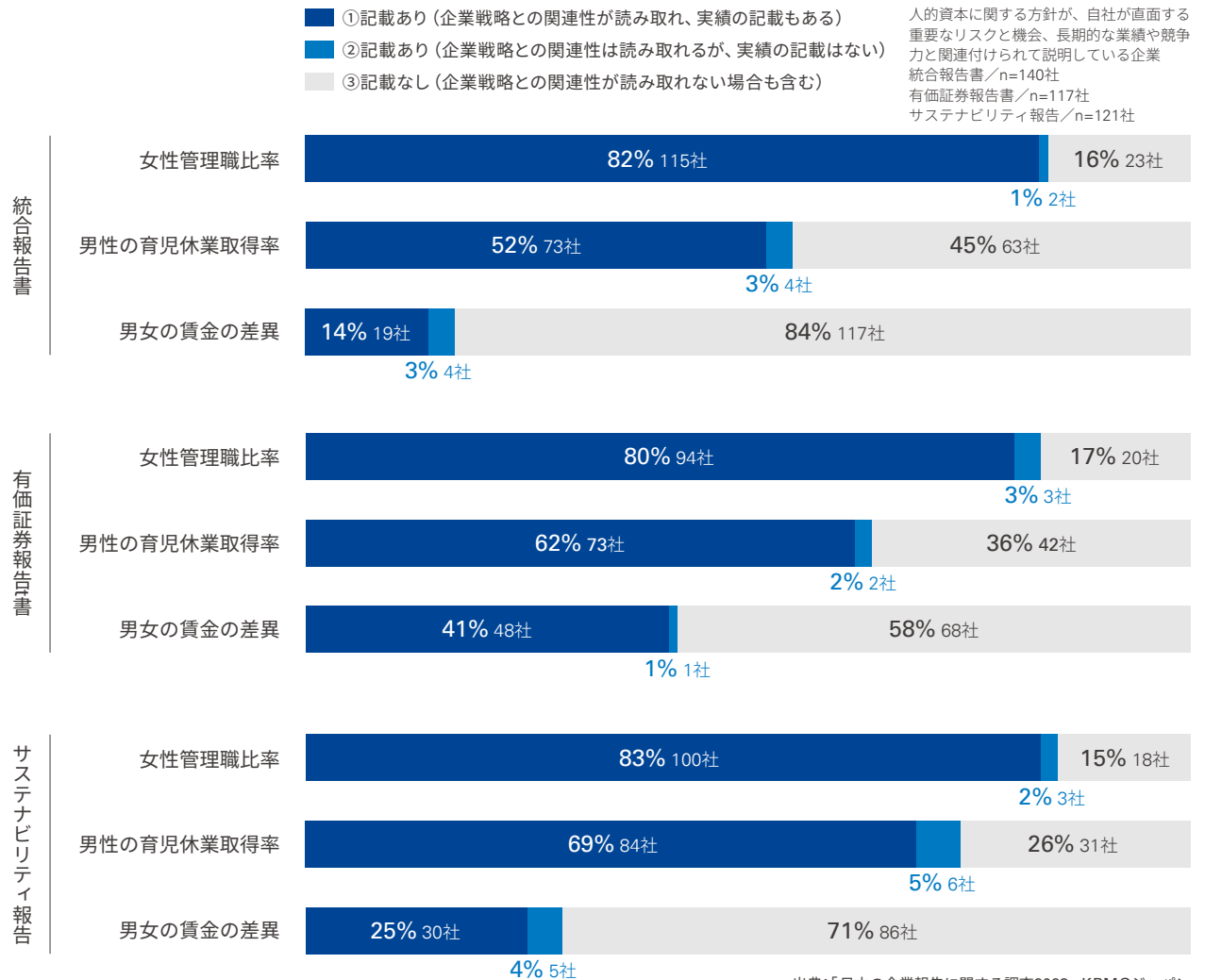
人的資本可視化指針では、人的資本に関する報告の内容が、制度要請の範囲にとどまるならば、それは最低限の開示にすぎないと指摘されています。横並びの形式的な開示にならないように、企業には、自社固有の戦略やビジネスモデルに基づく独自性のある説明が期待されます。

改正内閣府令では、中長期的な企業価値の判断に資する情報として、女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女の賃金の差異を有価証券報告書で開示することを要請しています。

この3つを「比較可能性指標」とし、企業戦略との関連性が読み取れるかを調査したところ、指標によるばらつきが多く、なかには関連性が読み取れた例が半数に満たない指標も確認されました（図4-4）。

開示する指標は共通であったとしても、自社固有の戦略やビジネスモデルに沿った独自性ある説明が伴えば、企業の人的資本についての考えを読み取ることができます。自社固有の価値創造ストーリーのなかで、人的資本への投資や人材戦略等がどのように位置付けられているのか、その関係性を示すために、どのような報告内容が適しているのか、経営者をも巻き込んだ独自で主体的な検討が求められています。

図4-4 比較可能性のある指標の記載



出典：「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

戦略やビジネスモデルを背景に、 自社独自の視点で人的資本を説明する (続き)

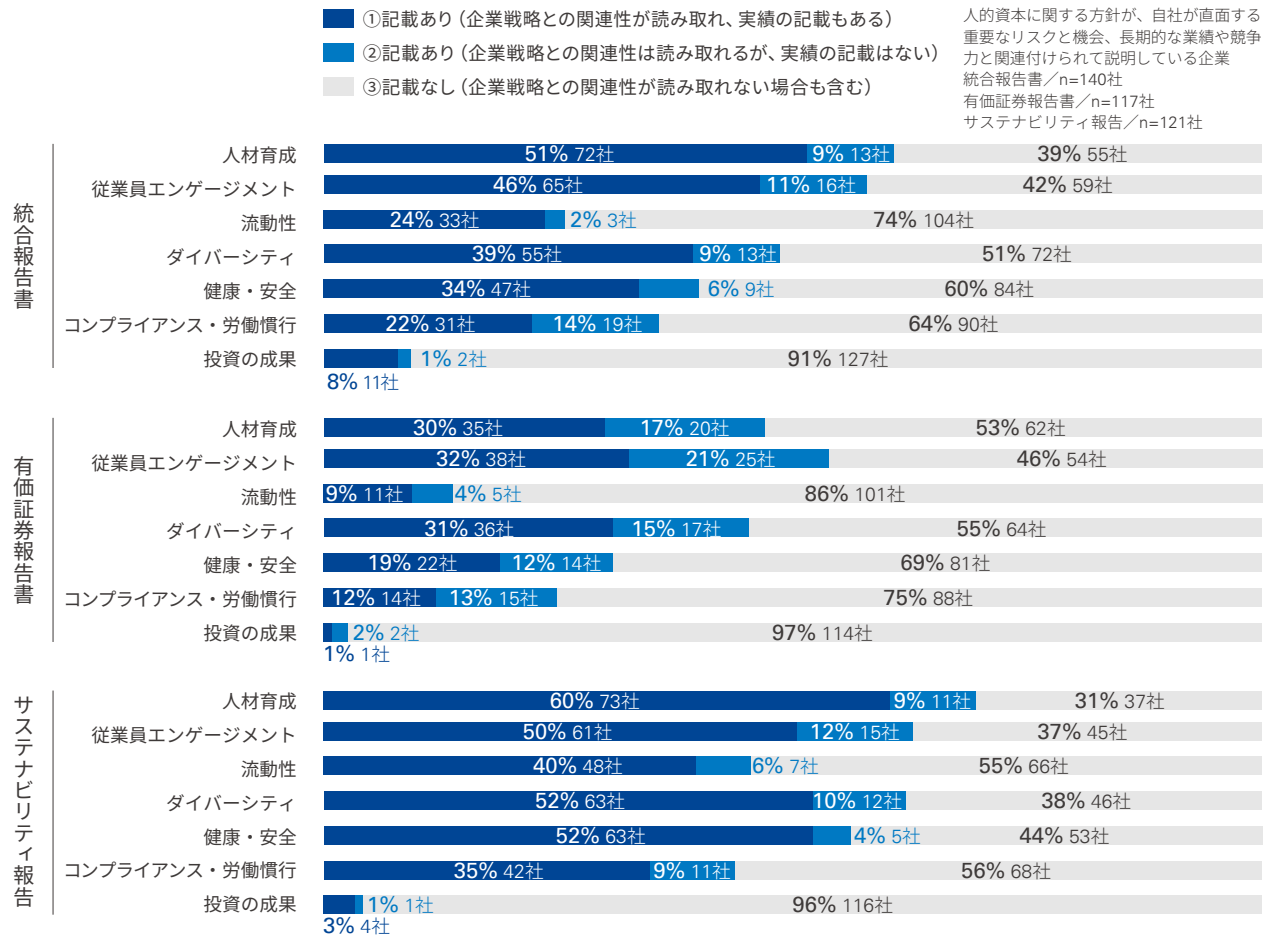
加えて、人的資本への取組みや、開示する指標に独自性があるかの観点で調査を行いました。その結果、「人材育成」「従業員エンゲージメント」「ダイバーシティ」などに関する独自性のある指標は、企業戦略との関連性を伴って説明されている割合が高いことがわかりました (図4-5)。

また、同じ指標でも報告媒体によって記載の割合が異なることからわかるように、媒体ごとに何を重点的に説明するのか、そのためにはどの指標が有用なのかを深掘りし、開示する情報を変えている企業も複数ありました。

独自性のある記載は企業の独自の考えや取組みを示すものとして歓迎すべきですが、創意工夫を凝らした指標を開示するだけでは、必ずしも利用者にとって有用ではありません。投資家が求めるのは経営者の意図を示す説明であり、その指標を用いたモニタリングがなぜ必要なのか、ビジネスモデルや経営戦略との関連性を踏まえた現状、今後の方向性などに関する説明です。

企業には、長期的な価値創造のために、自らの目指すべき姿やモニタリングすべき指標を、独自の背景情報を伴って説明することが期待されます。

図4-5 独自性のある指標の記載



出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

人材育成 例) 研修時間/費用/参加率
従業員エンゲージメント 例) 従業員エンゲージメント
流動性 例) 離職率/定着率、採用・離職コスト
ダイバーシティ 例) 育児休業等の後の復職率・定着率 ※比較可能性指標は除く
健康・安全 例) 労働災害や安全衛生に関する研修を受講した従業員の割合
コンプライアンス・労働慣行 例) 深刻な人権問題の件数、コンプライアンスや人権等の研修を受けた従業員割合
投資の成果 例) 1人当たり/時間当たり売上高



好事例

人的資本への投資の成果を 具体的に説明する

人的資本への投資額と、その投資の成果を表す生産性を、具体的な財務数値に紐付けて示している事例がありました。同社は、従業員エンゲージメントと業績の関係を図示したうえで、その業績のモニタリング指標となる時間当たり売上高等の実績を開示しています。

事業戦略と一体となった人的資本の現在地として、投資額とその成果に一步踏み込んだ説明は、人的投資が持続的な価値創造の基盤となることについて、投資家の理解を促進するものと考えます。

Column

10

社会課題としての「不平等」

近年、解決の必要性が高まっている社会課題の1つに「不平等 (Inequality)」があります。

不平等の拡大は政治・経済といったエコシステムへの信頼低下や社会不安の加速につながり、企業のビジネスリスクの拡大、経済成長の抑制を引き起こすとされています。

また、不平等は構造的な課題という特性から、企業や投資家が単独では解決できず、社会の各当事者が協力して解決への対策を講じる必要があります。このため、不平等は、国際社会が取り組むべき社会課題としての認識が高まっています。

不平等の解決に向けたアクションを推し進めるべく、WBCSD (World Business Council for Sustainable

Development) が設立し、企業・投資家・政府間組織等のさまざまなステークホルダーが参加する民間組織であるBCTI (The Business Commission to Tackle Inequality) が、2023年5月に“[Tackling Inequality: An agenda for business action](#)”(不平等に取り組む：企業行動に関する指針)を公表しました。

これは不平等がもたらす影響とその改善の必要性、および不平等の解消に向けて企業が取り組む際に参考となる10の行動指針を解説しており、企業に対して不平等の理解と、その解消に向けた取組みの実践を促すものとなっています。

瀧澤 裕也



サステナビリティトピック

水資源

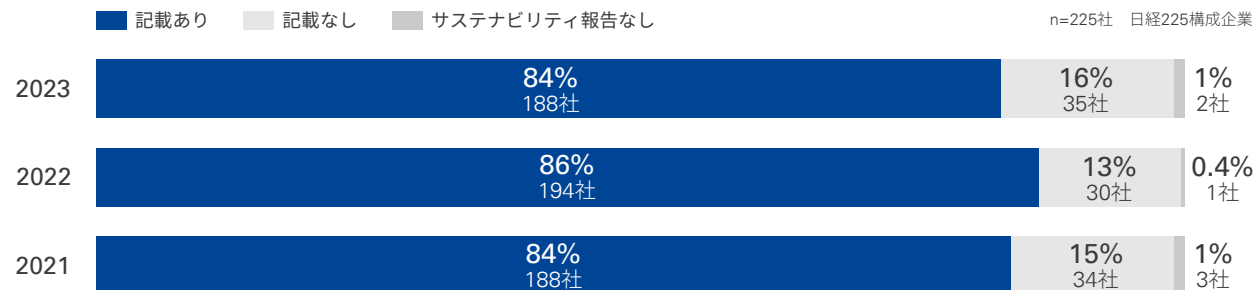
人口増や経済成長に伴う淡水の需要増加、気候変動の進行に伴う降雨パターンの変化などから、水ストレスが深刻になる地域が世界で増加しています。国連イニシアティブの試算によると、2030年までに水の需給ギャップは40%にのぼるとされています。

水資源の使用量を報告している企業は、従前と同水準の84%となりました（図5-1）。業種別にみると、素材・化学、食品、医薬品、商社・卸売、電力・ガス、不動産、エネルギー資源の7業種で全企業が水使用量（絶対量または原単位）を報告していました（図5-2）。

情報利用者は、企業がどのような水リスクに直面する恐れがあり、どのような対策を講じているのかを理解するための情報を求めています。水ストレスの深刻度は地域により異なるため、企業の操業地やサプライチェーン等により、水リスクの露出は異なります。そのため、水リスク（や機会）の妥当性を判断するには、地域別にブレイクダウンした水使用量の情報が有用ですが、そのような報告は多くはありません。世界資源研究所が提供する水リスク評価ツール「[Aqueduct Water Risk Atlas](#)」等を参照し、水ストレスの異なる地域ごとの情報を提供するなど、詳細な説明が大切です。

本セクションはサステナビリティ報告に記載のある情報を基に集計しています。

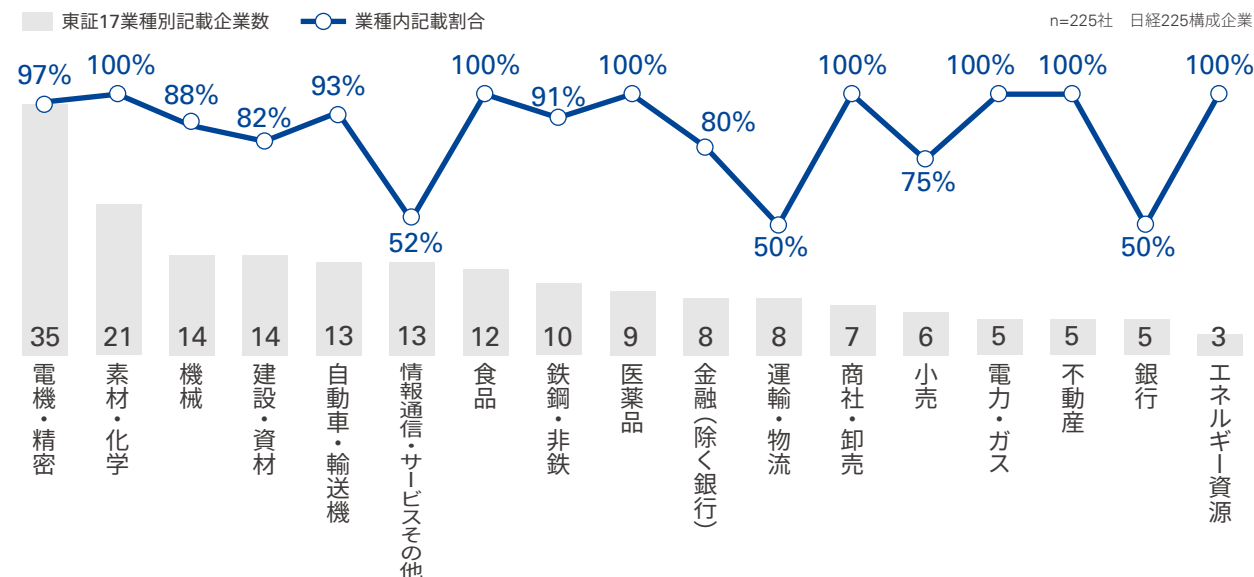
図5-1 水使用量の記載状況*



*2023年は絶対量または原単位、2021・2022年は絶対量を調査

出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

図5-2 水使用量の業種別記載状況



出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

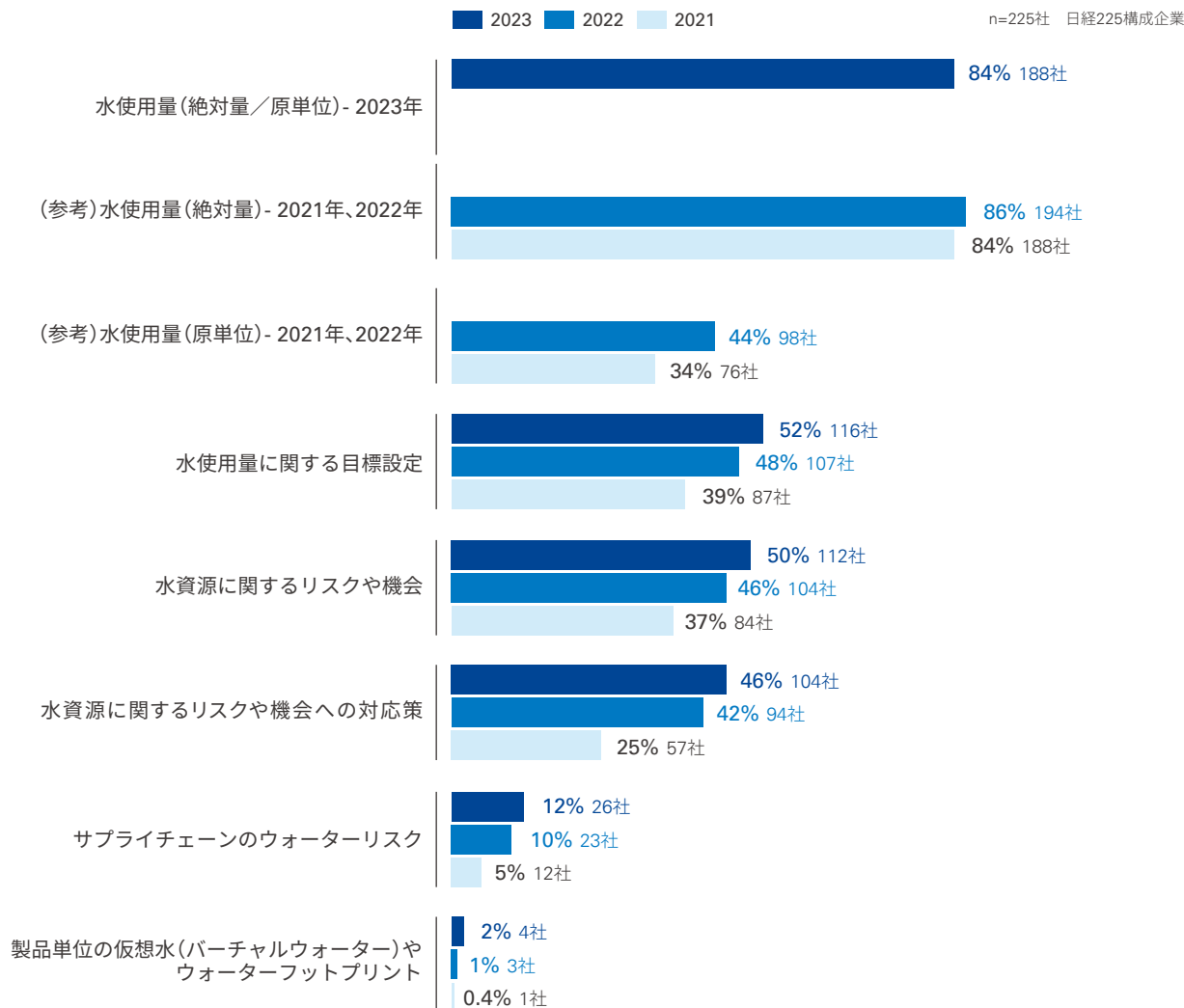


水資源(続き)

84%の企業が水使用量を報告する一方、削減目標や水に関するリスクや機会の認識、さらには対応策までを報告している企業は半数程度にとどまります。リスクに関連する指標を示す企業はさらに少なく、サプライチェーン上の水リスクの記載は12%、ウォーターフットプリントの記載は2%となりました(図5-3)。

世界経済フォーラムが毎年公表しているグローバルリスク・レポートでは、その**2023年版**で、水資源を含む「天然資源危機」を、今後10年で顕在化が予想されるリスクの深刻度第6位に挙げ、国家間紛争や地政学リスクへと進展する恐れのあるポリクライシスだと指摘しました。最新の**2024年版**では、その深刻度は第4位へと高まっています。水資源を原因とする紛争は、島国である日本にいと馴染みが薄いですが、これまでも世界各地で実際に発生しており、海外の水資源への依存度が高い日本にとっても他人事ではありません。今後、世界のサプライチェーンにおける水リスク管理の重要性は増すことでしょう。まずは、地域別の水ストレスを考慮し、ビジネスに与える影響を評価したうえで、水資源に関する報告の充実を目指すことが期待されます。

図5-3 水資源に関する報告の内容



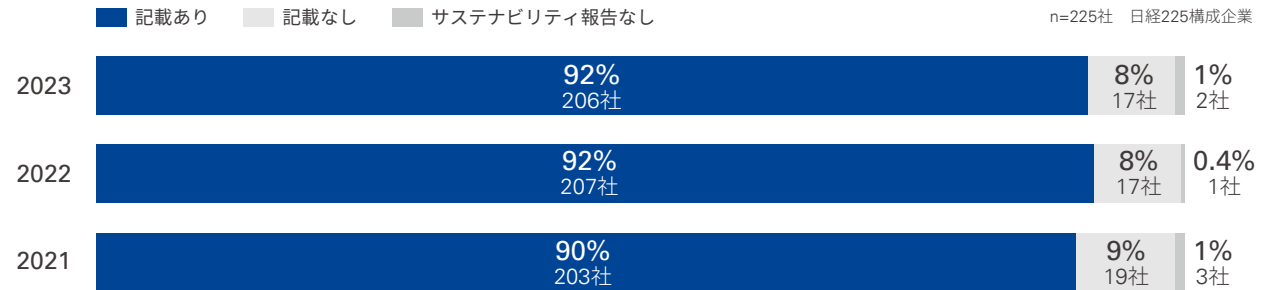
出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン



人権

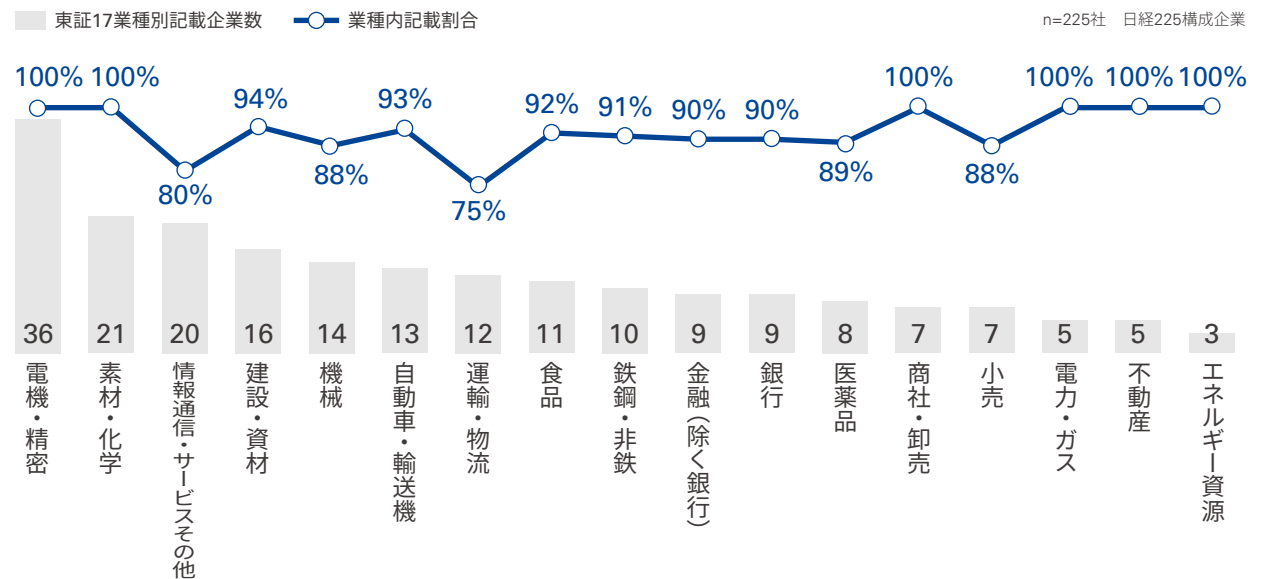
人権に関する基本方針やコミットメントを表明する企業は92%で、例年同様高い水準となっています（図5-4）。業種別に見ると、電機・精密、素材・化学、商社・卸売、電力・ガス、不動産、エネルギー資源の6業種での表明率は100%となりました（図5-5）。サステナビリティ報告で、人権をマテリアルな課題だと報告した企業が57%（P13 図1-2）であることを踏まえると、人権課題が自社のビジネスに及ぼすインパクトの大きさにかかわらず、企業経営の前提として人権を尊重するという認識が広く共有されていることがうかがえます。

図5-4 人権方針・コミットメントの記載状況



出典：「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

図5-5 人権方針・コミットメントの業種別記載状況



出典：「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

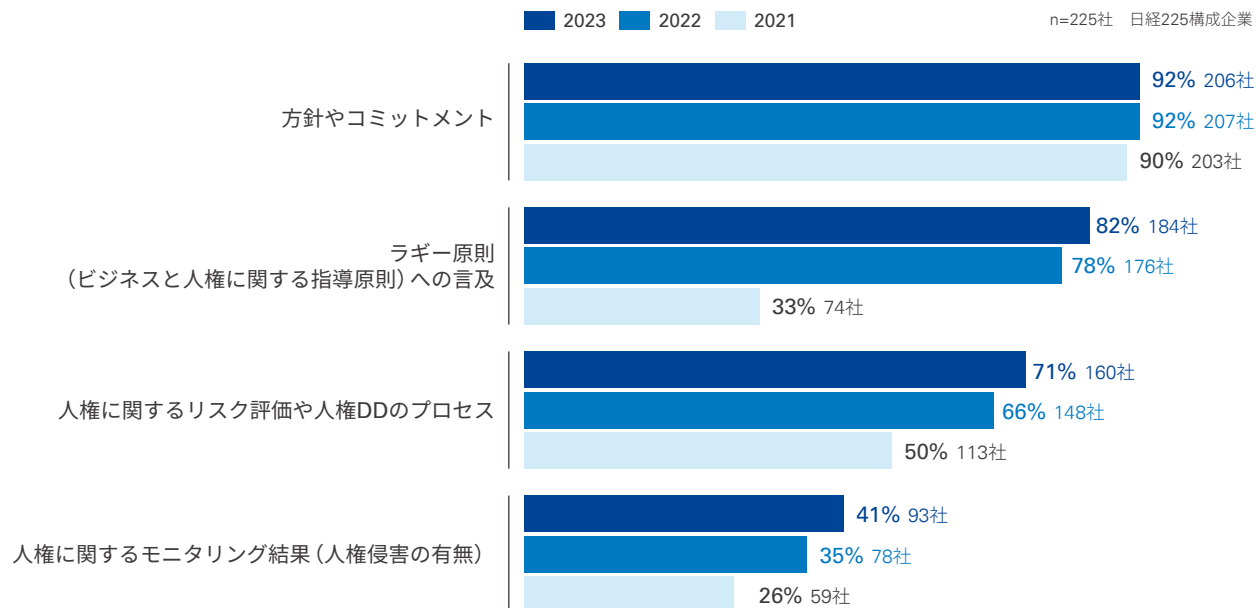


人権(続き)

近年、欧州を中心に人権デュー・ディリジェンスの実施を企業に義務付ける法整備が進むなど、企業活動における人権侵害の排除を求める社会要請はますます高まっています（P58 サブライヤー評価参照）。こうした動向も後押しとなり、人権侵害を確実に防ぐための取組みについて報告する企業は、年々増加しています。「ビジネスと人権に関する指導原則」（通称、ラギー原則）に言及する企業は82%となり、人権に関するリスク評価や人権デュー・ディリジェンスのプロセスを報告している企業は、前年より5ポイント増の71%となりました。しかし、人権に関するモニタリング結果（人権侵害の有無）まで報告している企業は、前年より6ポイント増えてはいるものの、41%にとどまっています（図5-6）。

欧州の法制度化により、影響を受ける日本企業もありますが、日本において人権デュー・ディリジェンスの実施は現状義務付けられていません。しかし、そもそも「ビジネスと人権に関する指導原則」では、企業の責任として、人権侵害の回避と負の影響への対応が求められており、その一環として、方針やコミットメントの明示だけでなく、デュー・ディリジェンスの実施と報告が求められています。コンプライアンスのみを意識した取組みだけでなく、自社の持続的な成長とひいては持続可能な社会の実現につなげるという観点からの主体的な取組みが必要です。人権に関する顕在的・潜在的な影響を評価したうえで、負の影響を防止または低減するための対策を講じ、効果的に実行されているかモニタリングを行い、一連の取組み内容について報告することが、企業責任を果たすことにつながると考えます。

図5-6 人権に関する報告内容



出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

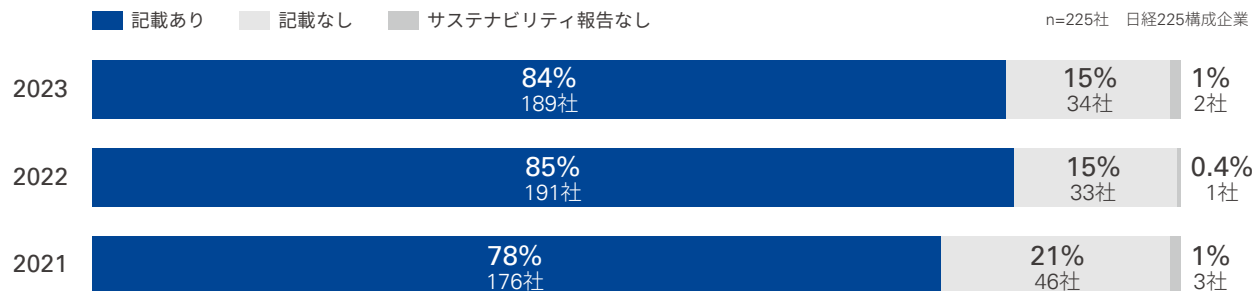


サプライヤー評価

サプライチェーン全体で人権侵害の排除や環境保護などの取り組みを求める社会要請が強まっており、欧州を中心にサプライチェーンにおける人権と環境に関するデュー・ディリジェンスの実施を義務付ける法制化が進んでいます。2023年1月にドイツで「サプライチェーンにおける企業のデュー・ディリジェンス義務に関する法律」が施行され、同年6月にはEUで「コーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令案」の欧州議会による修正案が採択され、現在最終法案化に向けた協議が行われています。日本では、義務化はされていませんが、政府からデュー・ディリジェンスの実施が促されています。人権に関しては経済産業省等の関係府省庁から「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」が公表され（2022年9月）、環境に関しては環境省から「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～OECD ガイダンスを参考に～」（2020年8月）および「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～環境マネジメントシステム（EMS）を活用した環境デュー・ディリジェンスの実践～」（2023年5月）が公表されています。

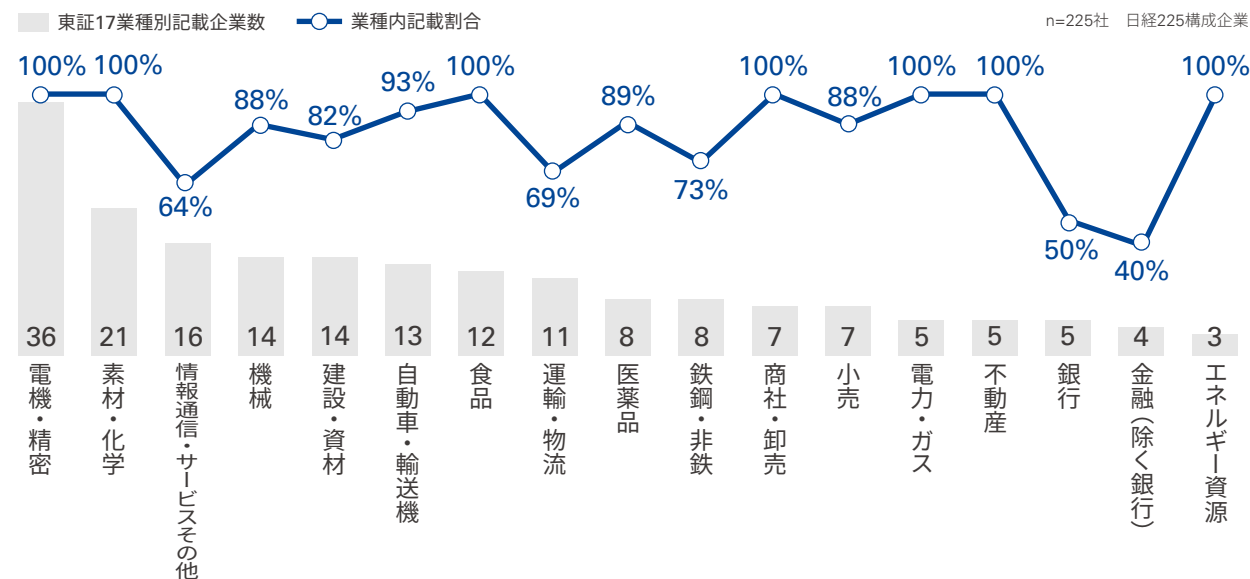
サプライチェーンマネジメントが複雑さを増すなかで、企業の方針をサプライヤーと共有する行動規範やガイドラインなどを公表する企業は、前年と同水準の84%となりました（図5-7）。業種別にみると、電機・精密、素材・化学、食品、商社・卸売、電力・ガス、不動産、エネルギー資源の7業種で、全企業がサプライヤー行動規範やガイドラインを公表しています（図5-8）。責任ある調達を通じて製造された商品を選択する消費者嗜好の変化の影響を受けやすい業種で、記載が増えている傾向にあります。

図5-7 サプライヤー行動規範の記載状況



出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

図5-8 サプライヤー行動規範の業種別記載状況



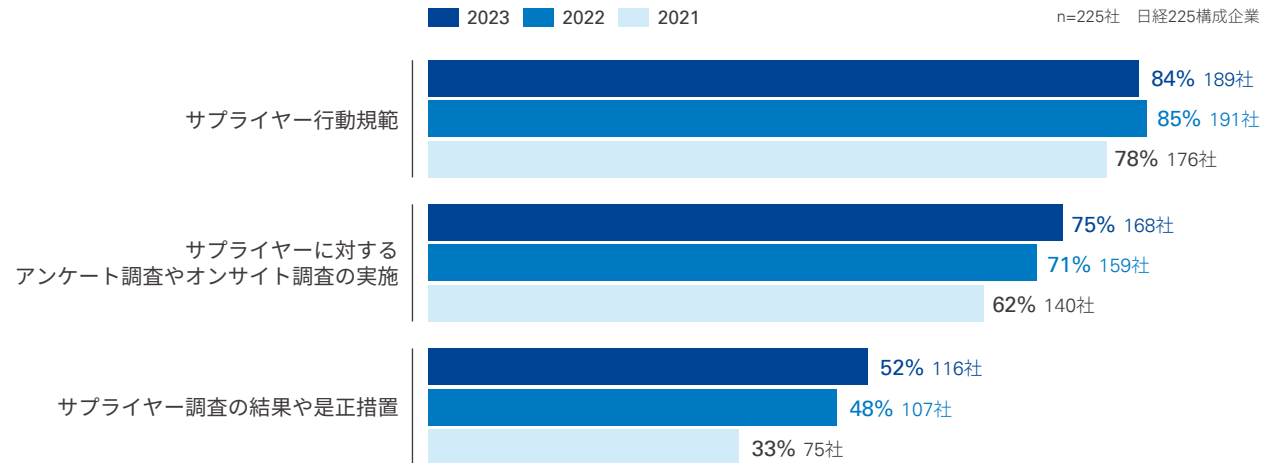
出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

サプライヤー評価(続き)

サプライヤーに対するアンケート調査やオンサイト調査を実施し、報告している企業も、前年より4ポイント増の75%にのびりました。しかし、サプライヤー調査の結果や是正措置まで報告している企業は、前年より4ポイント増えてはいるものの、52%にとどまっています(図5-9)。

持続可能なサプライチェーンを構築するためには、サプライヤーの協力を得ながら、ともに取り組む必要があります。そのため、調査を通じてサプライヤーの取組みを支援することが大切です。サプライヤー調査を実施した結果、検出されたリスクや課題に対し、対応策や是正策を講じ、対応状況をモニタリングすることが求められます。そのようなサプライチェーンマネジメントの実態の詳細な報告が、自社のサプライチェーンを通じた責任ある行動やリスク管理能力を示すことにつながり、情報利用者の意思決定に資すると考えます。

図5-9 サプライヤー評価に関する報告内容



出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

自然資本・生物多様性

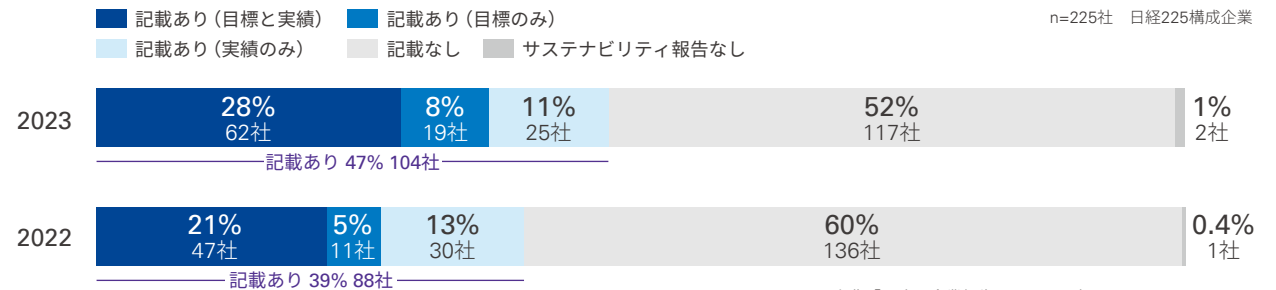
自然資本・生物多様性の喪失は進み、経済と社会に与える影響の深刻さも認知されつつあります。地球の持続可能性がどれほど危機的な状況なのかを定量的に示した論文「[プラネタリーバウンダリー（地球の限界）](#)」の最新版では、生物圏の一体性（生態系機能の消失、絶滅の速度）など、9つ中6つの項目で地球の限界を超えていると報告されています。また、世界経済フォーラムが毎年公表しているグローバルリスク・レポートでも、「生物多様性の喪失と生態系の崩壊」が今後10年で顕在化が予想されるリスクの深刻度トップ10に挙げられており、[2023年版](#)で4位、[2024年版](#)で3位へと深刻度が高まっています。

自然資本・生物多様性の喪失を食い止め、ネイチャーポジティブへと転換するため、企業には目標設定とその達成に向けた行動変革および情報開示が求められています。そのためのガイダンスとして、2023年は、Science Based Targets Networkから「[Science Based Targets for Nature（自然に関する科学に基づく目標設定）v1.0](#)」、自然関連財務情報開示タスクフォース（以下、TNFD）から「[TNFD最終提言v1.0](#)」（[P61 Column 11参照](#)）が公表されました。日本企業のなかでも、TNFD最終提言v1.0に沿ったレポートを公表する企業や、2024年度または2025年度の事業年度を報告対象とする[早期採用宣言を行う企業](#)が現れています。

自然資本・生物多様性をマテリアルだと判断している、またはサステナビリティ報告のなかで「自然資本・生物多様性」に特化したセクションを設けたうえで、目標や実績を示している企業は、前年より8ポイント増の47%となりました（[図5-10](#)）。自然資本・生物多様性がマテリアルだと説明する企業が33%（[P13 図1-2](#)）であることを踏まえると、影響の大きさにかかわらず、ステークホルダーの関心の高まりや開示枠組みの開発を受け、自然資本・生物多様性に関して報告する企業が一定数あることは、前年に続く傾向です。

[世界経済フォーラムのレポート](#)によると、世界のGDPの半分以上が自然や生態系サービスの喪失による潜在的なリスクにさらされています。前述のガイダンス等を参考に、まずは自然資本への依存度の高い特定のコモディティや事業を対象に、自然資本・生物多様性に関連するリスク・機会と影響の評価から着手することが望まれます。そのうえで、それらを管理するために設定した指標と目標、その進捗について報告することが、ネイチャーポジティブに向けた変革を示すことにつながるでしょう。

図5-10 自然資本・生物多様性に関する目標と実績の記載状況



出典：「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン



Column

11

TNFDフレームワークv1.0の公表

2023年9月、自然関連財務情報開示タスクフォース（以下、TNFD）は、自然関連リスク・機会の管理と開示のための「TNFDフレームワーク」のv1.0を公表しました。

「TNFDフレームワークv1.0」は、開示すべき事項や主要な概念が示された「TNFD提言」を核に、リスクと機会の特定・評価・管理方法を詳述した実務的なガイダンスなどから構成されています。TNFD提言では、国際サステナビリティ基準審議会（以下、ISSB）や気候関連財務情報開示タスクフォース（以下、TCFD）と整合した4つの柱（ガバナンス、戦略、リスクとインパクトの管理、指標と目標）から構成される14項目の開示が推奨されています。うち11項目がTCFDの開示項目と共通した内容となっており、「自然」と「気候」を統合した開示の推進が図られていると考えられます。加えて、自然を考えるうえで重要な「ステークホルダーエンゲージメント（ガバナンス）」、「優先地域の特定（戦略）」、「上流から下流までのバリューチェーン全体の考慮（リスクとインパクトの管理）」の3つの観点からTNFD特有の開示項目が設定されています。

本フレームワークの一番の特徴は、ロケーション固有の評価や開示が重視されていることです。各企業は、自身のバリューチェーン上にある自然の特性を理解し、優先順位付けを行うことが求められます。これは多くの企業や金融機関にとって初めてのチャレンジとなります。また、すべての企業に適用される「中核開示指標」として、自然に関する14種類の指標をComply or Explainベースで開示することが推奨されており、開示する（=Complyを選択する）指標の見極めが非常に重要です。

自然生態系や生物多様性の喪失を食い止め、回復に転じさせる「ネイチャーポジティブ」という考え方は、企業が事業活動を継続的に実施するための課題として重視されつつあります。ISSBにおいても、新たなテーマのリサーチに関する特に優先度の高いプロジェクトの1つとして「生物多様性、生態系および生態系サービス」が挙げられており、今後、自然関連の情報開示の主流化が進んでいくものと考えられます。

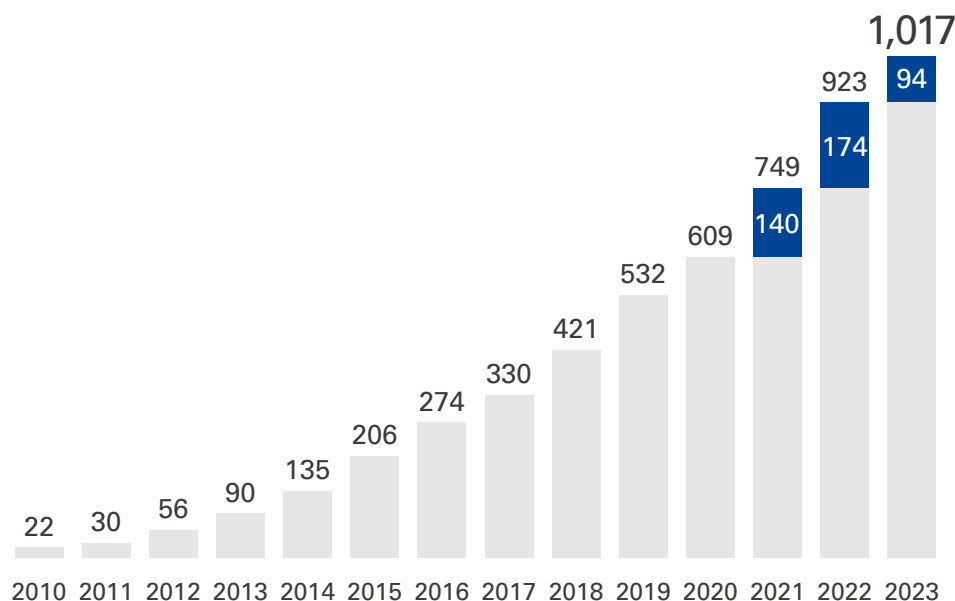
堀 友美

統合報告書の基礎調査

発行企業の概要

図6-1 国内自己表明型統合レポート発行企業等数の推移

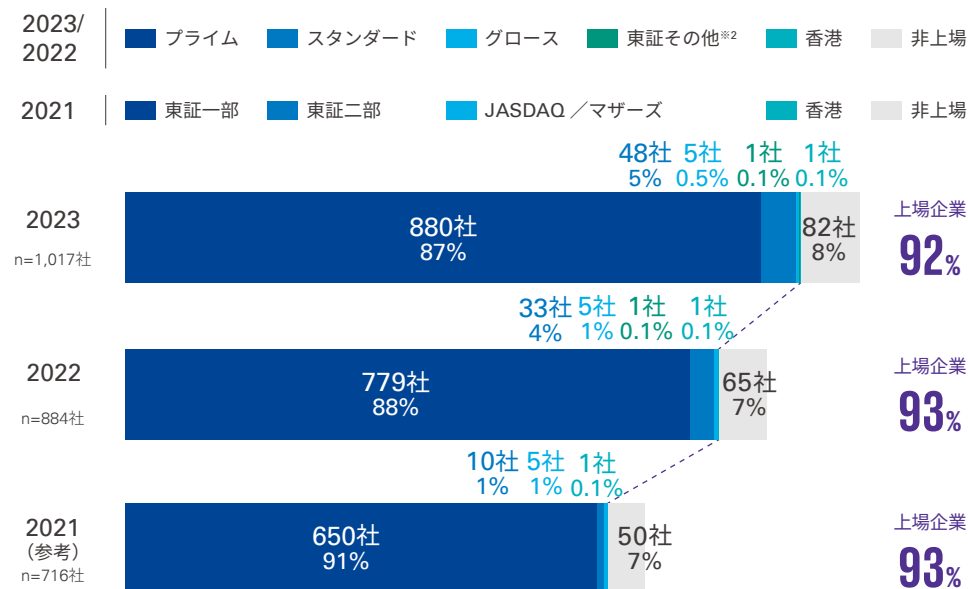
2023年の統合報告書発行企業等は、前年から94組織増え、1,017組織となりました。前年と比べると、地方銀行や学校法人による新規発行が落ち着き、増加数はやや鈍化しています。



出典:企業価値レポート・ラボ「国内自己表明型統合レポート発行企業等リスト2023年版」

図6-2 発行企業の上場市場^{※1}

例年どおり、上場企業が9割超となりました。東証プライム上場企業が発行数の伸びを牽引しており、発行組織数全体の87%にあたる880社となっています。



※1 各調査年の9月末時点の上場市場 ※2 優先出資証券

出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

発行企業数について

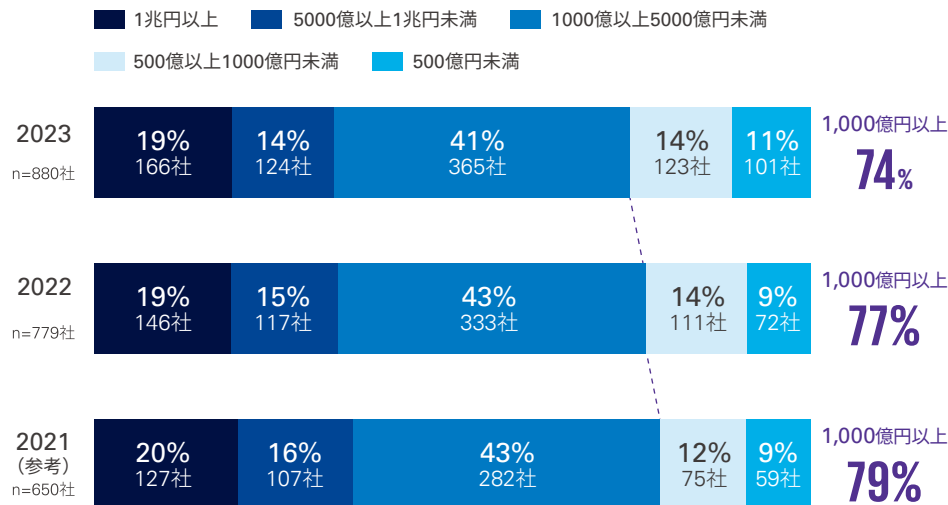
本調査文中の過去比較情報は、各調査時点の発行企業数に基づいています。「国内自己表明型統合レポート発行企業数の推移」を除く。そのため、企業価値レポート・ラボの最新の調査による発行企業数とは乖離がある点をご了承ください。

参考:調査時点の発行企業数(各年12月末時点)
2021年:716社
2022年:884社

発行企業の概要

図6-3 東証プライム上場の発行企業における売上規模[※]

東証プライム市場に上場している統合報告書の発行企業の売上規模をみると、1,000億円以上の企業が全体の74%となり、前年からは3ポイントの減少となりました。2021年以降、売上1,000億円未満の企業で統合報告書の発行が進む傾向が続いています。

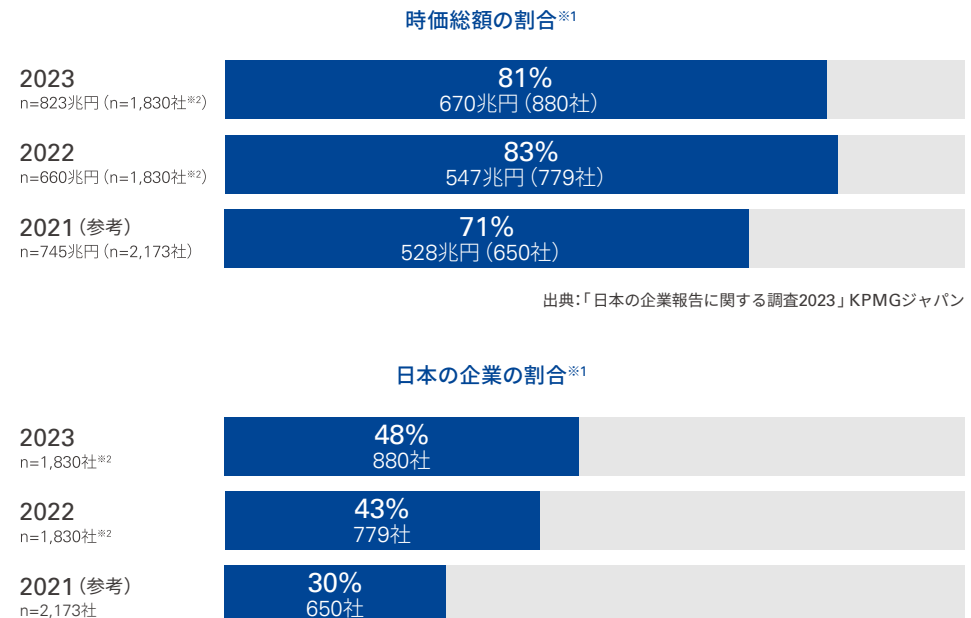


※ 各調査年の9月末時点の上場市場、および直近決算期の売上規模。2021年は、東証一部上場の発行企業における売上規模。

出典：「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

図6-4 東証プライム上場企業の時価総額と企業数における発行企業の割合

2023年9月末時点で東証プライム市場に上場する1,830社の時価総額のうち、統合報告書を発行する880社の時価総額が占める割合は、前年より2ポイント減の81%となりました。発行企業数の割合は、前年比5ポイント増の48%と半数に迫っています。



出典：「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

出典：「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

※1 各調査年の9月末時点の上場市場および時価総額。2021年は、東証一部上場企業における時価総額および発行企業の割合。

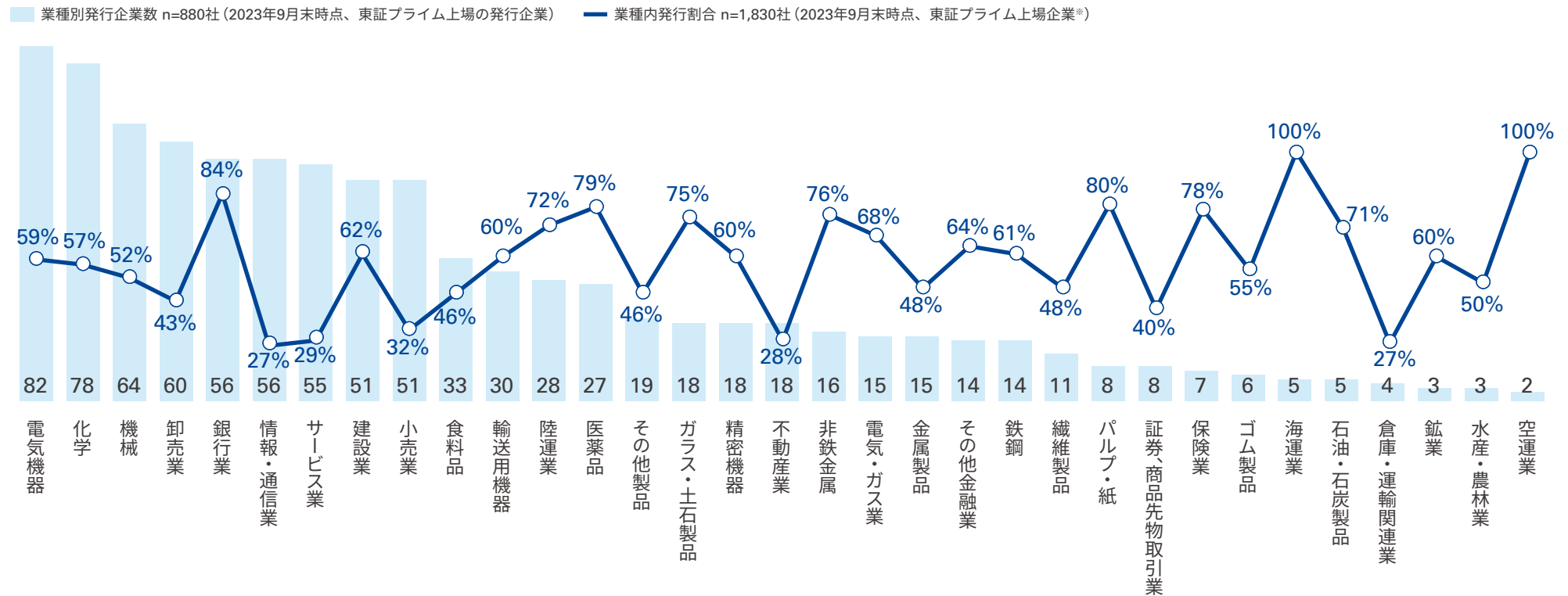
※2 2023年9月末時点および2022年9月末時点のプライム上場企業1,831社から、外国会社1社を除く、内国会社1,830社



発行企業の概要

図6-5 東証プライム上場企業の業種別発行企業数と業種内発行割合

業種別の発行企業数のトップ5は、電気機器、化学、機械、卸売業、銀行業となり、前年5番目に発行企業数の多かったサービス業に代わり、卸売業が加わりました。一方、業種内の発行割合のトップ5は、海運業、空運業（ともに100%）、銀行業（84%）、パルプ・紙（80%）、医薬品（79%）となり、前年3番目に割合の高かった保険業に代わり、医薬品が加わりました。



* 2023年9月末時点プライム上場企業1,831社から、外国会社1社を除く、内国会社1,830社

出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

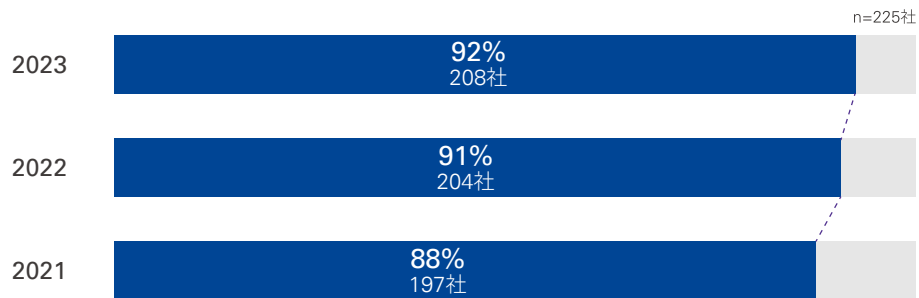


発行企業の概要

図6-6 発行企業のインデックス属性

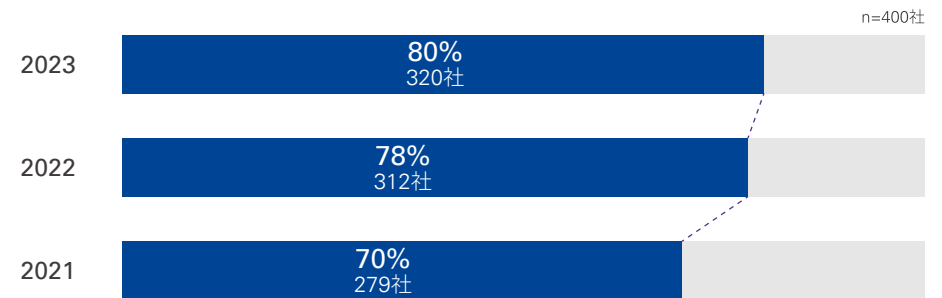
日経225およびJPX日経インデックス400構成銘柄に占める発行企業の割合は、前年と比べ微増となりました。日経225に占める発行企業の割合は1ポイント増の92%、JPX日経インデックス400構成銘柄は2ポイント増の80%となりました。

日経225構成銘柄に占める割合



出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン

JPX日経インデックス400構成銘柄に占める割合



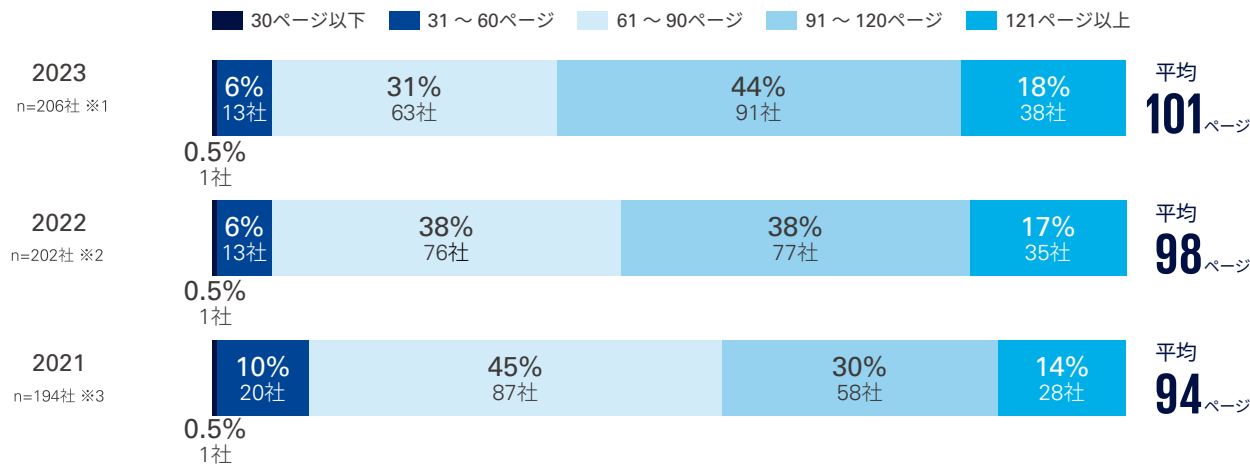
出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン



統合報告書の概要

図6-7 統合報告書のページ数

今回の調査から日経225構成銘柄の発行企業に絞って調査を行いました。日経225構成銘柄の発行企業の平均ページ数は101ページとなり、増加傾向が続いています。ボリュームゾーンとしては、91-120ページの報告書の割合が最も大きく44%で、121ページ以上の報告書の割合も含めると、6割を超える企業が91ページ以上の報告書を発行しています。



※1 日経225構成銘柄の発行企業208社から、WEB版のみ発行の2社を除く

※2 日経225構成銘柄の発行企業204社から、WEB版のみ発行の2社を除く

※3 日経225構成銘柄の発行企業197社から、WEB版のみ発行の2社および英語版のみ発行の1社を除く

出典:「日本の企業報告に関する調査2023」KPMGジャパン



日経225構成企業一覧

2023年10月(五十音順)

株式会社IHJ	キリンホールディングス株式会社	ソニーグループ株式会社	トヨタ自動車株式会社	古河電気工業株式会社
株式会社あおぞら銀行	株式会社 クボタ	ソフトバンク株式会社	豊田通商株式会社	HOYA株式会社
旭化成株式会社	株式会社クラレ	ソフトバンクグループ株式会社	トレンドマイクロ株式会社	本田技研工業株式会社
アサヒグループホールディングス株式会社	株式会社クレディセゾン	SOMPOホールディングス株式会社	株式会社ニコン	マツダ株式会社
味の素株式会社	京王電鉄株式会社	第一三共株式会社	西日本旅客鉄道株式会社	株式会社 丸井グループ
アステラス製薬株式会社	京成電鉄株式会社	第一生命ホールディングス株式会社	株式会社ニチレイ	丸紅株式会社
株式会社アドバンテスト	KDDI株式会社	ダイキン工業株式会社	日揮ホールディングス株式会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ
株式会社アマダ	株式会社 神戸製鋼所	大成建設株式会社	日産化学株式会社	三井化学株式会社
アルプスアルパイン株式会社	コナミグループ株式会社	大日本印刷株式会社	日産自動車株式会社	三井金属鉱業株式会社
イオン株式会社	コニカミノルタ株式会社	大太平洋金属株式会社	株式会社日清製粉グループ本社	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
いすゞ自動車株式会社	株式会社小松製作所	太平洋セメント株式会社	株式会社ニッスイ	株式会社三井住友フィナンシャルグループ
出光興産株式会社	コムシスホールディングス株式会社	太陽誘電株式会社	日東工株式会社	三井物産株式会社
伊藤忠商事株式会社	株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ	株式会社大和証券グループ本社	NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社	三井不動産株式会社
株式会社INPEX	株式会社サイバーエージェント	大和ハウス工業株式会社	株式会社	株式会社三越伊勢丹ホールディングス
AGC株式会社	サッポロホールディングス株式会社	株式会社高島屋	日本碍子株式会社	三菱ケミカルグループ株式会社
ANAホールディングス株式会社	株式会社SUMCO	宝ホールディングス株式会社	日本精工株式会社	三菱地所株式会社
エーザイ株式会社	株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション	武田薬品工業株式会社	日本製紙株式会社	三菱自動車工業株式会社
SMC株式会社	JFEホールディングス株式会社	株式会社千葉銀行	日本製鉄株式会社	三菱重工業株式会社
日本電気株式会社	日本たばこ産業株式会社	中外製薬株式会社	日本電気硝子株式会社	三菱商事株式会社
NTN株式会社	株式会社ジェイテクト	中部電力株式会社	日本電信電話株式会社	三菱倉庫株式会社
株式会社NTTデータグループ	J. フロント リテイリング株式会社	DIC株式会社	株式会社日本取引所グループ	三菱電機株式会社
ENEOSホールディングス株式会社	塩野義製薬株式会社	株式会社T&Dホールディングス	日本ハム株式会社	三菱マテリアル株式会社
株式会社荏原製作所	株式会社しずおかフィナンシャルグループ	株式会社ディー・エヌ・エー	日本郵政株式会社	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	株式会社資生堂	TDK株式会社	日本郵船株式会社	ミネベアミツミ株式会社
エムスリー株式会社	シチズン時計株式会社	帝人株式会社	ニデック株式会社	株式会社村田製作所
王子ホールディングス株式会社	清水建設株式会社	テルモ株式会社	株式会社ニトリホールディングス	明治ホールディングス株式会社
オークマ株式会社	シャープ株式会社	デンカ株式会社	日本航空株式会社	株式会社メルカリ
大阪瓦斯株式会社	株式会社商船三井	株式会社デンソー	株式会社日本製鋼所	株式会社安川電機
大塚ホールディングス株式会社	信越化学工業株式会社	株式会社電通グループ	任天堂株式会社	ヤマトホールディングス株式会社
株式会社大林組	株式会社SCREENホールディングス	東海カーボン株式会社	株式会社ネクソン	ヤマハ株式会社
株式会社小田急電鉄株式会社	スズキ株式会社	東海旅客鉄道株式会社	野村ホールディングス株式会社	ヤマハ発動機株式会社
オムロン株式会社	株式会社SUBARU	東急株式会社	株式会社 長谷工コーポレーション	UBE株式会社
株式会社オリエンタルランド	住友大阪セメント株式会社	東急不動産ホールディングス株式会社	パナソニックホールディングス株式会社	横河電機株式会社
オリックス株式会社	住友化学株式会社	東京エレクトロニクス株式会社	株式会社バンダイナムコホールディングス	横浜ゴム株式会社
オリンパス株式会社	住友金属鉱山株式会社	東京海上ホールディングス株式会社	東日本旅客鉄道株式会社	楽天グループ株式会社
花王株式会社	住友重機械工業株式会社	東京瓦斯株式会社	日立建機株式会社	株式会社リクルートホールディングス
カンオ計算機株式会社	住友商事株式会社	東京建物株式会社	株式会社日立製作所	株式会社リコー
鹿島建設株式会社	住友電気工業株式会社	東京電力ホールディングス株式会社	日立造船株式会社	株式会社 りそなホールディングス
川崎汽船株式会社	住友ファーマ株式会社	東ソー株式会社	日野自動車株式会社	ルネサスエレクトロニクス株式会社
川崎重工株式会社	住友不動産株式会社	東武鉄道株式会社	株式会社ファーストリテイリング	レーザータック株式会社
関西電力株式会社	セイコーエプソン株式会社	東宝株式会社	ファナック株式会社	株式会社レゾナック・ホールディングス
株式会社キーエンス	積水ハウス株式会社	東レ株式会社	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ	
キッコーマン株式会社	セコム株式会社	DOWAホールディングス株式会社	株式会社フジクラ	
キヤノン株式会社	LINEヤフー株式会社	TOTO株式会社	富士通株式会社	
京セラ株式会社	株式会社セブン&アイ・ホールディングス	株式会社トクヤマ	富士電機株式会社	
協和キリン株式会社	双日株式会社	TOPPANホールディングス株式会社	富士フイルムホールディングス株式会社	
			株式会社ブリヂストン	



国内自己表明型統合レポート発行企業等リスト

2023年版（五十音順）

出典：企業価値レポート・ラボ ホームページ

株式会社アークス
株式会社アーレスティ
株式会社IH1
株式会社アイエスエフネット
アイカ工業株式会社
アイサワ証券グループ株式会社
愛三工業株式会社
株式会社アイシン
アイダエンジニアリング株式会社
国立大学法人愛知教育大学
愛知製鋼株式会社
株式会社アイティフォー
IDEC株式会社
I-PEX株式会社
株式会社アインホールディングス
株式会社AOKIホールディングス
株式会社あおぞら銀行
株式会社青山財産ネットワークス
株式会社秋田銀行
アクシアル リテイリング株式会社
アコム株式会社
株式会社あさひ
朝日インテック株式会社
旭化成株式会社
アサヒグループホールディングス株式会社
株式会社朝日工業社
朝日生命保険相互会社
朝日放送グループホールディングス株式会社
アジア航測株式会社
株式会社アシックス
味の素株式会社
芦森工業株式会社
あすか製薬ホールディングス株式会社
アスクル株式会社
AZ.COM丸和ホールディングス株式会社
アステナホールディングス株式会社
アステラス製薬株式会社
アズビル株式会社
アズワン株式会社
株式会社アダストリア
株式会社ADEKA
株式会社アドバンスクリエイト
株式会社アドバンテスト
株式会社アドベンチャー
アネスト岩田株式会社

株式会社AVANTIA
株式会社アバントグループ
アフラック生命保険株式会社
株式会社アマダ
アマタホールディングス株式会社
荒川化学工業株式会社
株式会社あらた
株式会社有沢製作所
アルコニクス株式会社
総合警備保障株式会社
株式会社 アルバック
株式会社アルファ
アルプスアルパイン株式会社
アルフレッサホールディングス株式会社
株式会社阿波銀行
株式会社安藤・間
アンリツ株式会社
株式会社アイアエラ
E・Jホールディングス株式会社
株式会社いい生活
飯野海運株式会社
EY Japan株式会社
イオン株式会社
イオンディライト株式会社
株式会社イオンファンタジー
イオンフィナンシャルサービス株式会社
イオンモール株式会社
株式会社池田泉州ホールディングス
石原産業株式会社
石光商事株式会社
いすゞ自動車株式会社
株式会社イズミ
井関農機株式会社
市光工業株式会社
株式会社イチネンホールディングス
出光興産株式会社
株式会社伊藤園
伊藤忠エネクス株式会社
伊藤忠商事株式会社
伊藤忠食品株式会社
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
株式会社イトーキ
株式会社IDOM
稲畑産業株式会社

イビデン株式会社
株式会社イボキン
株式会社伊予銀行
岩谷産業株式会社
株式会社岩手銀行
国立大学法人岩手大学
株式会社インソース
株式会社インターネットイニシアティブ
株式会社インプレスホールディングス
インフロニアホールディングス株式会社
株式会社INPEX
株式会社ヴィス
株式会社ウィルグループ
ウイングアーク1st株式会社
ウエルシアホールディングス株式会社
ウソオ電機株式会社
エア・ウォーター株式会社
株式会社AIRDO
AREホールディングス株式会社
栄研化学株式会社
AGC株式会社
EIZO株式会社
永大産業株式会社
株式会社エイチ・アイ・エス
株式会社エイチーム
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
H. U. グループホールディングス株式会社
株式会社エイチワン
ANAホールディングス株式会社
エーザイ株式会社
株式会社エクサウィザーズ
エクシオグループ株式会社
株式会社エコス
SMC株式会社
SMC株式会社
株式会社エスケーエレクトロニクス
SCSK株式会社
SGホールディングス株式会社
SWCC株式会社
エステー株式会社
株式会社SBI新生銀行
SBIホールディングス株式会社
SBSホールディングス株式会社
株式会社エディオン
日本電気株式会社

NECキャピタルソリューション株式会社
NECネットエスアイ株式会社
株式会社NSD
NSユナイテッド海運株式会社
NCS&A株式会社
株式会社NJS
NTN株式会社
株式会社NTTデータグループ
ENEOSホールディングス株式会社
株式会社エノモト
株式会社荏原製作所
エバラ食品工業株式会社
株式会社 愛媛銀行
株式会社エフピコ
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
株式会社エラン
エアリニック株式会社
エレマテック株式会社
エン・ジャパン株式会社
オイレ工業株式会社
王子ホールディングス株式会社
応用地質株式会社
株式会社大分銀行
オーエスジー株式会社
株式会社 大垣共立銀行
株式会社オークネット
オークマ株式会社
大阪瓦斯株式会社
国立大学法人大阪教育大学
株式会社大阪ソーダ
国立大学法人大阪大学
大阪有機化学工業株式会社
大崎電気工業株式会社
株式会社 大塚商会
大塚ホールディングス株式会社
株式会社オートバックスセブン
株式会社大林組
株式会社オービック
株式会社オープンアップグループ
株式会社岡三証券グループ
岡部株式会社
株式会社オカムラ
国立大学法人岡山大学
沖電気工業株式会社
沖縄電力株式会社



国内自己表明型統合レポート発行企業等リスト

2023年版（五十音順）

出典：企業価値レポート・ラボ ホームページ

株式会社おきなわフィナンシャルグループ
株式会社奥村組
小田急電鉄株式会社
小野薬品工業株式会社
株式会社オハラ
OBARA GROUP株式会社
オムロン株式会社
オリエンタル白石株式会社
株式会社オリエンタルランド
株式会社オリエントコーポレーション
オリックス株式会社
オリパス株式会社
オルガノ株式会社
カーリットホールディングス株式会社
花王株式会社
加賀電子株式会社
科研製薬株式会社
カコメ株式会社
カンオ計算機株式会社
鹿島建設株式会社
株式会社カチタス
株式会社KADOKAWA
神奈川中央交通株式会社
国立大学法人金沢大学
株式会社カナデン
株式会社カナモト
株式会社カナネカ
兼松株式会社
兼松エレクトロニクス株式会社
株式会社カブコン
亀田製菓株式会社
カヤバ株式会社
カルビー株式会社
川崎汽船株式会社
川崎重工業株式会社
関西電力株式会社
関西ペイント株式会社
株式会社関電工
株式会社かんぼ生命保険
カンロ株式会社
キッコーマン株式会社
キッセイ薬品工業株式会社
株式会社キッツ
キヤノン株式会社
キヤノンマーケティングジャパン株式会社

九州電力株式会社
株式会社九州フィナンシャルグループ
九州旅客鉄道株式会社
株式会社九電工
キューピー株式会社
株式会社キューブシステム
共英製鋼株式会社
株式会社紀陽銀行
株式会社京三製作所
京セラ株式会社
国立大学法人京都大学
株式会社京都フィナンシャルグループ
杏林製薬株式会社
協和キリン株式会社
極東貿易株式会社
株式会社 極洋
キリンホールディングス株式会社
株式会社キングジム
近鉄グループホールディングス株式会社
株式会社近鉄百貨店
空港施設株式会社
株式会社 クボタ
株式会社 熊谷組
国立大学法人熊本大学
クミアイ化学工業株式会社
倉敷紡績株式会社
株式会社クラレ
栗田工業株式会社
株式会社栗本鐵工所
株式会社クレスコ
グロリー株式会社
黒崎播磨株式会社
グンゼ株式会社
株式会社 群馬銀行
KHネオケム株式会社
京王電鉄株式会社
京成電鉄株式会社
KDDI株式会社
京阪神ビルディング株式会社
京阪ホールディングス株式会社
京浜急行電鉄株式会社
株式会社 京葉銀行
株式会社ケーズホールディングス
KPMGジャパン
KPPグループホールディングス株式会社

ケンコーマヨネーズ株式会社
株式会社建設技術研究所
株式会社コアコンセプト・テクノロジー
広栄化学株式会社
鴻池運輸株式会社
株式会社 神戸製鋼所
国立大学法人神戸大学
神戸電鉄株式会社
KOA株式会社
株式会社コーエーテックモホールディングス
株式会社コーセー
株式会社ゴールドウイン
コクヨ株式会社
国立大学法人信州大学
株式会社コジマ
コスモエネルギーホールディングス株式会社
株式会社コスモス薬品
コニカミノルタ株式会社
小林製薬株式会社
株式会社小松製作所
コマニー株式会社
コムシスホールディングス株式会社
株式会社コメダホールディングス
株式会社コメリ
株式会社小森コーポレーション
五洋建設株式会社
株式会社コロプラ
株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ
コンドーテック株式会社
株式会社サラコーポレーション
国立大学法人埼玉大学
株式会社サイバーエージェント
サイバネットシステム株式会社
国立大学法人佐賀大学
サカタインクス株式会社
株式会社サガミホールディングス
ざくらインターネット株式会社
サッポロホールディングス株式会社
サトーホールディングス株式会社
株式会社サニックス
サワイグループホールディングス株式会社
株式会社山陰合同銀行
三櫻工業株式会社
三機工業株式会社
山九株式会社

三協立山株式会社
株式会社サンゲツ
サンケン電気株式会社
株式会社三五
Sansan株式会社
株式会社三社電機製作所
株式会社三十三フィナンシャルグループ
参天製薬株式会社
株式会社サンドラッグ
三洋化成工業株式会社
山洋電気株式会社
山陽電気鉄道株式会社
山陽特殊製鋼株式会社
三洋貿易株式会社
サンヨーホームズ株式会社
三和ホールディングス株式会社
株式会社CAC Holdings
株式会社 ジーエス・コアサ コーポレーション
株式会社CLホールディングス
シークス株式会社
CKD株式会社
株式会社ジューテクト
株式会社シード
株式会社JVCケンウッド
株式会社ジェイエイシーリクルートメント
JSR株式会社
株式会社ジェイエスピー
JFEホールディングス株式会社
株式会社Jーオイルミルズ
日本たばこ産業株式会社
株式会社ジェイテクト
電源開発株式会社
JBCCホールディングス株式会社
J. フロント リテイリング株式会社
JCRファーマ株式会社
株式会社JERA
塩野義製薬株式会社
国立大学法人滋賀医科大学
株式会社滋賀銀行
国立大学法人滋賀大学
シグマ光機株式会社
株式会社じげん
四国化成ホールディングス株式会社
四国電力株式会社
株式会社しずおかフィナンシャルグループ



国内自己表明型統合レポート発行企業等リスト

2023年版（五十音順）

出典：企業価値レポート・ラボ ホームページ

シスメックス株式会社
株式会社資生堂
シダックス株式会社
株式会社七十七銀行
シチズン時計株式会社
品川リフレクトリース株式会社
シナネンホールディングス株式会社
芝浦機械株式会社
株式会社芝浦電子
澁澤倉庫株式会社
株式会社SHIFT
株式会社島精機製作所
株式会社 島津製作所
株式会社島根銀行
国立大学法人島根大学
清水建設株式会社
シミックホールディングス株式会社
シャープ株式会社
株式会社ジャックス
株式会社ジャノメ
ジャフコグループ株式会社
JUKI株式会社
独立行政法人住宅金融支援機構
株式会社十六フィナンシャルグループ
株式会社商工組合中央金庫
上新電機株式会社
株式会社商船三井
株式会社松風
昭和産業株式会社
ショーボンドホールディングス株式会社
信越化学工業株式会社
信金中央金庫
神鋼商事株式会社
新東工業株式会社
新日本空調株式会社
新日本電工株式会社
株式会社新日本科学
新明和工業株式会社
株式会社すかいらーくホールディングス
株式会社スカパーJSATホールディングス
株式会社スカラ
スギホールディングス株式会社
株式会社SCREENホールディングス
株式会社スクロール
スズキ株式会社

株式会社スズケン
スターゼン株式会社
スタンレー電気株式会社
株式会社SUBARU
住友大阪セメント株式会社
住友化学株式会社
住友金属鉱山株式会社
住友ゴム工業株式会社
住友重機械工業株式会社
住友商事株式会社
住友精化株式会社
住友生命保険相互会社
住友電気工業株式会社
住友ファーマ株式会社
住友不動産株式会社
住友ベークライト株式会社
住友理工株式会社
住友林業株式会社
住江織物株式会社
株式会社スリーハイ
スルガ銀行株式会社
生化学工業株式会社
西華産業株式会社
世紀東急工業株式会社
セイコーエプソン株式会社
セイコーグループ株式会社
株式会社西武ホールディングス
セガサミーホールディングス株式会社
積水化学工業株式会社
積水化成成品工業株式会社
積水ハウス株式会社
石油資源開発株式会社
セコム株式会社
LINEヤフー株式会社
株式会社セブテーニ・ホールディングス
株式会社セブン&アイ・ホールディングス
株式会社セブン銀行
センコーグループホールディングス株式会社
全国保証株式会社
株式会社千趣会
セントラル硝子株式会社
双日株式会社
象印マホービン株式会社
相鉄ホールディングス株式会社
株式会社ZOZO

株式会社ソディック
ソニーグループ株式会社
ソニーフィナンシャルグループ株式会社
ソフトバンク株式会社
ソフトバンクグループ株式会社
株式会社ソラシドエア
SOMPOホールディングス株式会社
第一工業製薬株式会社
第一三共株式会社
第一実業株式会社
第一生命ホールディングス株式会社
第一生命保険株式会社
大王製紙株式会社
株式会社ダイキアクシス
株式会社大気社
ダイキョーニシカワ株式会社
ダイキン工業株式会社
大建工業株式会社
株式会社大光銀行
株式会社第四北越フィナンシャルグループ
大樹生命保険株式会社
株式会社大真空
大成建設株式会社
株式会社ダイセル
ダイダン株式会社
大東建設株式会社
大同特殊鋼株式会社
大同メタル工業株式会社
ダイトロン株式会社
株式会社ダイナムジャパンホールディングス
大日本印刷株式会社
大日本塗料株式会社
ダイビル株式会社
株式会社ダイフク
大太平洋金属株式会社
太平洋工業株式会社
太平洋セメント株式会社
大豊建設株式会社
大豊工業株式会社
ダイヤモンドエレクトロニクスホールディングス株式会社
太陽ホールディングス株式会社
太陽誘電株式会社
株式会社大和証券グループ本社
大和ハウス工業株式会社
ダイワボウホールディングス株式会社

田岡化学工業株式会社
高砂熱学工業株式会社
高島株式会社
株式会社高松コンストラクショングループ
株式会社タカミヤ
株式会社TAKARA & COMPANY
株式会社タカラトミー
宝ホールディングス株式会社
タキロンシーアイ株式会社
武田薬品工業株式会社
株式会社竹中工務店
株式会社ダスキン
株式会社タダノ
立川プラインド工業株式会社
株式会社立花エレック
株式会社タナベコンサルティンググループ
株式会社タムラ製作所
株式会社タムロン
株式会社丹青社
株式会社チノー
株式会社千葉銀行
株式会社千葉興業銀行
学校法人千葉学園 千葉商科大学
中越バルブ工業株式会社
中外製薬株式会社
株式会社中国銀行
中国電力株式会社
株式会社中電工
中部鋼板株式会社
中部電力株式会社
蝶理株式会社
千代田化工建設株式会社
株式会社ツカダ・グローバルホールディング
月島ホールディングス株式会社
国立大学法人筑波技術大学
株式会社筑波銀行
国立大学法人筑波大学
都築電気株式会社
株式会社椿本チエイン
株式会社ツムラ
株式会社ツルハホールディングス
TIS株式会社
TREホールディングス株式会社
DIC株式会社
株式会社T&Dホールディングス



国内自己表明型統合レポート発行企業等リスト

2023年版（五十音順）

出典：企業価値レポート・ラボ ホームページ

株式会社ディー・エヌ・エー
DNホールディングス株式会社
DMG森精機株式会社
株式会社ティーガイア
DCMホールディングス株式会社
株式会社DTS
TDK株式会社
TPR株式会社
株式会社TBSホールディングス
株式会社TBK
ティ・エス テック株式会社
THK株式会社
帝人株式会社
ディップ株式会社
デクセリアルズ株式会社
株式会社テクノスジャパン
テクノプロ・ホールディングス株式会社
テクマトリックス株式会社
株式会社デサント
鉄建建設株式会社
テルモ株式会社
デンカ株式会社
株式会社デンソー
株式会社電通グループ
株式会社電通国際情報サービス（現 株式会社電通総研）
東亜建設工業株式会社
東亜合成株式会社
東亜道路工業株式会社
東映アニメーション株式会社
東海カーボン株式会社
国立大学法人東海国立大学機構
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社
株式会社東海理化電機製作所
東海旅客鉄道株式会社
東急株式会社
東急建設株式会社
東急不動産ホールディングス株式会社
東京エレクトロン株式会社
東京応化工業株式会社
東京海上ホールディングス株式会社
東京瓦斯株式会社
株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ
株式会社東京精密
東京センチュリー株式会社
国立大学法人東京大学

東京建物株式会社
東京電力ホールディングス株式会社
株式会社東京ドーム
国立大学法人東京農工大学
株式会社東光高岳
株式会社 東芝
東芝テック株式会社
東ソー株式会社
東鉄工業株式会社
東邦亜鉛株式会社
東邦アセチレン株式会社
東邦瓦斯株式会社
株式会社東邦銀行
東邦チタニウム株式会社
国立大学法人東北大学
東北電力株式会社
東洋インキSCホールディングス株式会社（現 artience株式会社）
東洋エン지니어リング株式会社
東洋機械金属株式会社
東洋製罐グループホールディングス株式会社
東洋炭素株式会社
東洋電機製造株式会社
東洋紡株式会社
東リ株式会社
東レ株式会社
DOWAホールディングス株式会社
東和薬品株式会社
TOTO株式会社
株式会社トーヨー
トーヨーカネツ株式会社
TOYO TIRE株式会社
TOWA株式会社
特種東海製紙株式会社
株式会社トクヤマ
戸田建設株式会社
株式会社 栃木銀行
TOPPANホールディングス株式会社
トピー工業株式会社
飛鳥建設株式会社
株式会社 トプコン
トモエホールディングス株式会社
豊田合成株式会社
株式会社豊田自動織機
豊田通商株式会社
トヨタ紡織株式会社

国立大学法人豊橋技術科学大学
トラスコ中山株式会社
トランス・コスモス株式会社
株式会社 トリケミカル研究所
ナイス株式会社
国立大学法人長岡技術科学大学
長瀬産業株式会社
株式会社 名古屋銀行
名古屋鉄道株式会社
ナプテスコ株式会社
成田国際空港株式会社
南海電気鉄道株式会社
株式会社南都銀行
国立大学法人新潟大学
株式会社ニコン
ニシオホールディングス株式会社
株式会社西日本フィナンシャルホールディングス
西日本旅客鉄道株式会社
西松建設株式会社
ニチアス株式会社
ニチコン株式会社
日油株式会社
株式会社ニチレイ
ニチレキ株式会社
日機装株式会社
日揮ホールディングス株式会社
日本毛織株式会社
日工株式会社
ニッコンホールディングス株式会社
日産化学株式会社
日産東販ホールディングス株式会社
NISSHA株式会社
株式会社日新
日清オイリオグループ株式会社
日清食品ホールディングス株式会社
株式会社日清製粉グループ本社
日清紡ホールディングス株式会社
株式会社ニッスイ
日精樹脂工業株式会社
ニッタ株式会社
日鉄鉱業株式会社
日鉄ソリューションズ株式会社
日鉄物産株式会社
日東精工株式会社
日東電工株式会社

日東紡績株式会社
日本発條株式会社
株式会社ニッポン
NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社
日本カーバイド工業株式会社
日本カーボン株式会社
日本碍子株式会社
日本瓦斯株式会社
日本化薬株式会社
日本軽金属ホールディングス株式会社
日本ケミファ株式会社
日本コンクリート工業株式会社
日本酸素ホールディングス株式会社
日本シイエムケイ株式会社
日本車輛製造株式会社
株式会社日本触媒
日本新薬株式会社
西日本精化株式会社
日本精機株式会社
日本精工株式会社
株式会社日本政策投資銀行
日本製紙株式会社
日本製鉄株式会社
日本ゼオン株式会社
日本電気硝子株式会社
日本電信電話株式会社
日本道路株式会社
日本特殊陶業株式会社
日本トムソン株式会社
株式会社日本取引所グループ
日本ハム株式会社
日本ビラー工業株式会社
日本ペイントホールディングス株式会社
日本冶金工業株式会社
日本郵政株式会社
日本郵船株式会社
ニデック株式会社
株式会社ニトリホールディングス
株式会社日本アクア
日本板硝子株式会社
株式会社日本M&Aセンターホールディングス
日本紙パルプ商事株式会社
日本金銭機械株式会社
日本空港ビルデング株式会社
日本工営株式会社



国内自己表明型統合レポート発行企業等リスト

2023年版（五十音順）

出典：企業価値レポート・ラボ ホームページ

日本航空株式会社
日本航空電子工業株式会社
日本光電工業株式会社
日本公認会計士協会
日本国土開発株式会社
日本証券金融株式会社
日本信号株式会社
株式会社日本製鋼所
日本生命保険相互会社
日本石油輸送株式会社
日本曹達株式会社
日本調剤株式会社
日本テレビホールディングス株式会社
日本電子株式会社
日本バーカライジング株式会社
株式会社ネクスグループ
株式会社ネクステージ
ネットワンシステムズ株式会社
高周波熱錬株式会社
能美防災株式会社
農林中央金庫
株式会社ノーリツ
ノーリツ鋼機株式会社
株式会社乃村工藝社
株式会社野村総合研究所
野村不動産ホールディングス株式会社
野村ホールディングス株式会社
株式会社ノリタケカンパニーリミテド
パーク24株式会社
パーソルホールディングス株式会社
株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス
ハウス食品グループ本社株式会社
株式会社博報堂DYホールディングス
株式会社 長谷工コーポレーション
株式会社八十二銀行
パナソニックエナジー株式会社
パナソニックホールディングス株式会社
株式会社ハピネット
国立大学法人浜松医科大学
浜松トニクス株式会社
パラマウントベッドホールディングス株式会社
ハリマ化成グループ株式会社
株式会社PALTAC
阪急阪神ホールディングス株式会社
株式会社バンダイナムコホールディングス

株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
阪和興業株式会社
株式会社ビー・エム・エル
株式会社ビーエス三菱
PCIホールディングス株式会社
PwC Japanグループ
日置電機株式会社
東日本高速道路株式会社
東日本旅客鉄道株式会社
久光製薬株式会社
ビジョン株式会社
日立建機株式会社
株式会社日立製作所
日立造船株式会社
株式会社ビックカメラ
株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス
国立大学法人一橋大学
日比谷総合設備株式会社
BIPROGY株式会社
株式会社 百五銀行
株式会社百十四銀行
ヒューリック株式会社
平田機工株式会社
株式会社ひろぎんホールディングス
国立大学法人広島大学
ヒロセ電機株式会社
株式会社ファーストリテイリング
ファナック株式会社
株式会社ファンケル
フィールド・ワン株式会社
フィデアホールディングス株式会社
フォスター電機株式会社
株式会社福井銀行
福井コンピュータホールディングス株式会社
国立大学法人福井大学
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
福岡リート投資法人
フクシマガリレイ株式会社
株式会社FUJI
フジオーゼックス株式会社
株式会社フジクラ
株式会社フジシールインターナショナル
富士製薬工業株式会社
不二製油グループ本社株式会社
富士石油株式会社

富士通株式会社
株式会社富士通ゼネラル
フジッコ株式会社
フジテック株式会社
富士電機株式会社
富士フィルムホールディングス株式会社
フタバ産業株式会社
双葉電子工業株式会社
株式会社船井総研ホールディングス
芙蓉総合リース株式会社
ブラザー工業株式会社
株式会社ブリヂストン
プリマム株式会社
古河機械金属株式会社
古河電気工業株式会社
古河電池株式会社
株式会社フルキャストホールディングス
フルサト・マルカホールディングス株式会社
古野電気株式会社
プレス工業株式会社
プレミアグループ株式会社
フロイント産業株式会社
株式会社プロテリアル
株式会社プロトコーポレーション
株式会社プロネクス
平和紙業株式会社
株式会社 平和堂
平和不動産株式会社
株式会社ベクトル
株式会社ベネッセホールディングス
株式会社ベルシステム24ホールディングス
株式会社 放電精密加工研究所
ホーチキ株式会社
HOYA株式会社
株式会社ボラ・オルビスホールディングス
株式会社ホギメディカル
北越リート投資法人
株式会社ほくほくフィナンシャルグループ
株式会社北洋銀行
北陸電力株式会社
ホシザキ株式会社
ホンデン株式会社
国立大学法人北海道教育大学
国立大学法人北海道大学
北海道電力株式会社

北興化学工業株式会社
株式会社北國フィナンシャルホールディングス
保土谷化学工業株式会社
株式会社堀場製作所
本田技研工業株式会社
前田工織株式会社
株式会社マキタ
株式会社 牧野フライス製作所
マクセル株式会社
マクニカホールディングス株式会社
株式会社Macbee Planet
松井建設株式会社
株式会社マツキヨココカラ&カンパニー
マックス株式会社
マツダ株式会社
松田産業株式会社
マニー株式会社
株式会社マネーフォワード
マネックスグループ株式会社
マブチモーター株式会社
株式会社 丸井グループ
丸一鋼管株式会社
丸大食品株式会社
マルハニチロ株式会社
丸紅株式会社
株式会社マルマエ
株式会社丸山製作所
株式会社マンダム
三浦工業株式会社
国立大学法人三重大学
株式会社MIXI
株式会社ミスターマックス・ホールディングス
株式会社みずほフィナンシャルグループ
みずほリース株式会社
三井化学株式会社
三井金属鉱業株式会社
三井住友建設株式会社
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
三井住友ファイナンス&リース株式会社
株式会社三井住友フィナンシャルグループ
三井倉庫ホールディングス株式会社
三井物産株式会社
三井不動産株式会社
株式会社ミツウロコグループホールディングス
株式会社三越伊勢丹ホールディングス



国内自己表明型統合レポート発行企業等リスト

2023年版（五十音順）

出典：企業価値レポート・ラボ ホームページ

三菱HCキャピタル株式会社
 三菱化工機株式会社
 三菱瓦斯化学株式会社
 三菱ケミカルグループ株式会社
 三菱地所株式会社
 三菱自動車工業株式会社
 三菱重工業株式会社
 三菱商事株式会社
 三菱食品株式会社
 三菱製鋼株式会社
 三菱製紙株式会社
 三菱倉庫株式会社
 株式会社三菱総合研究所
 三菱電機株式会社
 三菱マテリアル株式会社
 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
 三菱ロジスネクスト株式会社
 ミネバアミツミ株式会社
 国立大学法人宮城教育大学
 株式会社宮崎銀行
 宮地エンジニアリンググループ株式会社
 MIRARTHホールディングス株式会社
 株式会社ミライト・ワン
 株式会社ミルボン
 武蔵精密工業株式会社
 株式会社武蔵野銀行
 株式会社村田製作所
 明治ホールディングス株式会社
 明治安田生命保険相互会社
 株式会社明電舎
 メタウォーター株式会社
 株式会社メディアドウ
 株式会社メディパルホールディングス
 株式会社メニコン
 株式会社めぶきフィナンシャルグループ
 株式会社モスフードサービス
 持田製薬株式会社
 森永製菓株式会社
 森永乳業株式会社
 株式会社諸岡
 株式会社ヤオコー
 株式会社安川電機
 ヤマハケミカル株式会社
 ヤマエグループホールディングス株式会社
 株式会社山形銀行

国立大学法人山形大学
 株式会社山口フィナンシャルグループ
 株式会社山善
 株式会社ヤマダホールディングス
 ヤマトホールディングス株式会社
 株式会社山梨中央銀行
 ヤマハ株式会社
 ヤマハ発動機株式会社
 ユアサ商事株式会社
 株式会社ユアテック
 株式会社UACJ
 株式会社ユー・エス・エス
 株式会社ユーザベース
 株式会社ユーシン精機
 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS
 株式会社ゆうちょ銀行
 UTグループ株式会社
 UBE株式会社
 雪印メグミルク株式会社
 株式会社ユナイテッドアローズ
 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社
 ユニチカ株式会社
 ユニ・チャーム株式会社
 株式会社ヨータイ
 株式会社ヨコオ
 横河電機株式会社
 株式会社横河ブリッジホールディングス
 国立大学法人横浜国立大学
 横浜ゴム株式会社
 横浜冷凍株式会社
 株式会社吉野家ホールディングス
 株式会社ヨロズ
 株式会社四電工
 ライオン株式会社
 ライト工業株式会社
 株式会社ライフコーポレーション
 株式会社ラクス
 ラクスル株式会社
 楽天グループ株式会社
 株式会社ラクト・ジャパン
 株式会社LIXIL
 株式会社リクルートホールディングス
 株式会社リケン
 理研計器株式会社
 リケンテクノス株式会社

理研ビタミン株式会社
 株式会社リコー
 リコーリース株式会社
 リゾートトラスト株式会社
 株式会社りそなホールディングス
 株式会社リブセンス
 株式会社琉球銀行
 国立大学法人琉球大学
 株式会社良品計画
 株式会社RYODEN
 リョービ株式会社
 株式会社リンクアンドモチベーション
 リンテック株式会社
 リンナイ株式会社
 株式会社レオパレス21
 レンシップホールディングス株式会社
 株式会社レゾナック・ホールディングス
 レンゴー株式会社
 ロイヤルホールディングス株式会社
 株式会社ローソン
 ロート製薬株式会社
 ローム株式会社
 ロジスティード株式会社
 YKK株式会社
 YKK AP株式会社
 若葉建設株式会社
 株式会社ワコム



Glossary 用語集

ACGA

Asian Corporate Governance Association

アジア企業統治協会

BCTI

The Business Commission to Tackle Inequality

不平等に取り組むためのビジネス委員会

CDP

Carbon Disclosure Project

CDP

COP27

The 27th session of the Conference of the Parties

国連気候変動枠組条約第27回締約国会議
(2022年エジプト、シャルム・エル・シェイク開催)**COP28**

The 28th session of the Conference of the Parties

国連気候変動枠組条約第28回締約国会議
(2023年アラブ首長国連邦、ドバイ開催)**CSRD**

Corporate Sustainability Reporting Directive

欧州企業サステナビリティ報告指令

EC

European Commission

欧州委員会

ESG

Environmental, social and governance

環境・社会・ガバナンス

ESRS

European Sustainability Reporting Standards

欧州サステナビリティ報告基準

EU

European Union

欧州連合

GHG

Greenhouse Gas

温室効果ガス

IAASB

International Auditing and Assurance Standards Board

国際監査・保証基準審議会

IASB

International Accounting Standards Board

国際会計基準審議会

ICGN

International Corporate Governance Network

国際コーポレートガバナンスネットワーク

IESBA

International Ethics Standards Board for Accountants

国際会計士倫理基準審議会

IIRC

International Integrated Reporting Council

国際統合報告評議会

ISSA

International Standard on Sustainability Assurance

国際サステナビリティ保証基準

ISSB

International Sustainability Standards Board

国際サステナビリティ基準審議会

PRI

Principles for Responsible Investment

国連責任投資原則

SSBJ

Sustainability Standards Board of Japan

サステナビリティ基準委員会

TCFD

Task Force on Climate-related Financial Disclosures

気候関連財務情報開示タスクフォース

TNFD

Taskforce on Nature-related Financial Disclosures

自然関連財務情報開示タスクフォース

US SEC

United States Securities and Exchange Commission

米国証券取引委員会

WBCSD

World Business Council for Sustainable Development

持続可能な開発のための世界経済人会議

おわりに

おかげさまで、10年にわたって多くの方に本報告書をご利用いただき、さまざまなフィードバックを頂戴して参りました。それらが、私たちの大きな糧となり、“Better Business Reporting (よりよい企業報告)”の実現に向けた議論をこれまで深めることができましたことに深く感謝申し上げます。

2023年は、不安定な世界情勢や分断社会の広まり、環境問題や社会的課題の深刻化により、ますます不確実性の高まる1年だったと言えます。こうした情勢を受け、2024年1月の世界経済フォーラム年次総会では、「信頼の再構築 (Rebuilding Trust)」をテーマに、信頼の基盤となる基本原則として、透明性 (transparency)、一貫性 (consistency)、説明責任 (accountability) に焦点を当てた対話がなされました。企業報告においても、サステナビリティ情報を含む報告基準の開発が進むことで情報の利用が広まり、報告内容の信頼性向上がより一層重視されることでしょう。

現在、グローバルベースラインとなるIFRSサステナビリティ開示基準に加え、EUの欧州サステナビリティ報告基 (ESRS) 等への対応を進めている企業も多いと拝察しています。どの基準に沿った報告でも、報告内容の検討の出発点となるのは組織のマテリアリティの認識です。取締役会や経営層が本当にマテリアルだと判断した内容に基づいて、コネクティビティのある報告を実践することが、報告の信頼性の基礎となり、根幹を成すものと私たちは考えます。だからこそ、本調査を通じて、マテリアリティについて議論を続けてきました。

加えて、報告内容の信頼性向上を目指す動きとして、サステナビリティ情報の第三者保証受審の義務化の議論や、保証基準等の開発が進んでいます。2023年には、[米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会 \(COSO\)](#) から「[内部統制 - 統合的フレームワーク \(2013年改訂\)](#)」を用いたサステナビリティ報告に関わる有効な内部統制を構築するための補足ガイダンスが、[フランスからは限定的保証業務のガイドライン](#)が、また[国際監査・保証基準審議会 \(IAASB\)](#) からは限定的および合理的保証に対応した[国際サステナビリティ保証基準 \(ISSA\) 5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」](#)の公開草案が公表されました。これらも参考に、サステナビリティ情報の内部統制を整備し、質の高い情報を収集していくことが望まれます。

マテリアリティの認識に基づくコネクティビティのある報告が、適切な内部統制のもとで収集した情報に基づいて作成されているならば、そのような報告は、投資家やその他の外部ステークホルダーだけでなく、企業自身の意思決定の質向上にも寄与するものとなるはずです。

本報告書が、企業報告という終わりのないジャーニーに携わるみなさまが関わるさまざまな対話の一助となることを願うとともに、引き続き、みなさまからフィードバックをお寄せいただけることを願っております。

2024年4月

KPMGサステナブルバリュースervice・ジャパン

調査メンバー

大槻 櫻子	橋本 純佳	中西 司沙	原 征寛	伊藤 友希	佐々木 春香
藤澤 孝	井上 優	加藤 将也	金武 誠	倉重 栄治	椎橋 利守
瀧澤 裕也	堀 友美	横山 隆之	小高 哲郎	日高 祐助	小川 大毅
谷田 健一	中田 真人	中村 智士	三ヶ尻 琴絵	青柳 恵介	鐘ヶ江 美沙
下野 雄平	濱地 翔	堀口 智子			

北口 信吾	新名谷 寛昌	井上 敬介	江森 祐浩	加藤 亮	勢志 恭一
長谷川 卓也	山野 公子	菊元 崇	引場 克尚	大西 育恵	北野 勝也
金 玉化	中野 誠亮	松下 祐	三井 智雄	浅見 芙希	伊崎 正彦
石井 太朗	笠原 悠莉	倉持 智子	田村 太一	戸田 彩菜	中村 秀樹
羽場 倫子	宮脇 亮平	荒井 慧	久保田 和夏	清水 藍	瀧本 裕子
田中 小百合	野田 裕利恵	金子 真理子	孔 双双	坂本 純一	白土 美伶
陳 司宇	中島 健太郎	中津留 和哉	東 昌美	尾崎 詩帆	佐藤 友美
中村 幸寛	松橋 智子	三島 理咲	市川 広基	小林 久留実	三澤 紘祐
山田 理紗	吉岡 慶				

サポートメンバー

斎藤 和彦	関口 智和	里深 哲也	加藤 俊治	小林 克巳	服部 大地
伊藤 杏奈	小林 加織	深田 麻友			

KPMGサステナブルバリューサービス・ジャパン紹介

KPMGジャパンは、持続可能な社会の実現に貢献し、企業の中長期的な価値向上につながる施策や取り組みを包括的に支援する「サステナブルバリューサービス・ジャパン」を2021年にKPMGジャパン内に組成。同時に、あずさ監査法人内に、サステナビリティに関連するさまざまな調査研究、インサイトの提供、人材育成等を担う「サステナブルバリュー本部」を設置しました。これら2つの組織の総称である「KPMGサステナブルバリューサービス・ジャパン」として、持続可能な社会の実現につながる企業の長期的価値向上を多角的に支援し、KPMGのパーパスである「社会に信頼を、変革に力を」を体現していきます。

ウェブサイトのご案内

KPMG ジャパン サステナブルバリューウェブサイトでは、社会的課題の解決を通じて、サステナブルバリューの実現を目指す組織の変革に資する確かな情報やインサイトを提供しています。

[KPMGジャパン サステナブルバリューウェブサイト
kpmg.com/jp/sustainable-value](https://kpmg.com/jp/sustainable-value)

KPMG Japan Insight Plus 会員限定コンテンツのご案内

「KPMG Japan Insight Plus」は、KPMGジャパンのメンバーファームによるセミナーや、動画コンテンツ等を会員限定で提供するウェブサイトです。KPMGサステナブルバリューサービス・ジャパンによる新着コンテンツやセミナーのお知らせをご希望の場合は、会員登録の際に、ご興味のあるトピックとして「サステナビリティ」を選択ください。

[KPMG Japan Insight Plus 会員登録ページ
c.m.kpmg.or.jp/plus](https://c.m.kpmg.or.jp/plus)

KPMG サステナブルバリューサービス・ジャパン

03-3548-5106
sustainable-value@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp/sustainable-value



ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 24-1011

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項:適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作为による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。